

大井文書

○ 一 大井実春讓状写

讓与 處分亵

在 武蔵国荏 ^⑩ 原郡内大社郷并永富并 ^{方カ}

限東海 限南鳥羽川流 ^{郷カ}

四至 限西一木 限北那由溝

右所者、四郎秋春讓与之處 ^{⑩也}、敢以不可疑、但雖可相副

手繼文 ^⑩ 外令繼畢、更以不可過此讓状者也 ^{⑩仍}

處分如件、

元久元年十二 ^{⑩月廿日}

^{大井実春} 地頭左衛門 ^{⑩尉在判}

○ 二 將軍家政所下文写

▽ ⑩將軍家政所下 武蔵国荏原郡内大社并補任地頭職事 ^{社カ} ^{永富郷住人脱カ}

^{大井} 紀秋春

右人、任親父實春法師之讓、補任彼職、所仰如件、 ^{⑩以下}

建曆二年閏九月 ^{⑩十九日}

知家 ^{⑩藤惟宗}

令圖書少允清原在判 ^{清定}

別當相模守平朝臣在判 ^{義時}

遠江守源朝 ^{⑩臣在判}

武蔵守平朝臣在判 ^{時房}

書博士中原朝臣 ^{師俊}

○ 三 大井秋春置文写

▽ ⑩十郎紀親實 ^{サネ}

四至 東ハいまのたいたる 南ハかまたの浦

西ハつゞみ浦一本木 北那田溝・那田之古キ溝口 ^{田カ}

右くたんのところハさうてんの所りやうなり、世々こさ

りけうかてつき讓状并ニあんとの御下状いやにきのため

に、しそく親実にゆつり候処△実なり、すへからく本御

下文相添へし、実春入道そんしやうのとき、せうまこに

▽ ⑩へき候△、かうかつハこ入道のゆつりしやうに見へ ^故

たり、但シ秋春一この程ハ、田はたけを妨くる子孫とい

ふとも、別之ゆつりしやうをたひせさらんに、さらに以 ^帯

後者さまたけあるへからず、この状を疑ものハ、又けう ^{向後}

この為にて可^(⑩者)也、のちのせうこのために、しちをもて^(自筆)
かきをくところ如件、

けんちやう四年三月五日 ^(大井秋春)
さ衛門尉在判

○ 四 大井蓮実讓状写

讓渡 處分事

子息彦次郎頼郷所

武蔵国荏原郡内大杜・永富両郷地頭職、伊勢国鹿取庄内

上郷地頭職并鎌倉屋地、於東西南北堺者、見親父さ衛門

尉讓状 ^(ママ)

弘安元年九月十七日

^(大井親実)
沙弥蓮實

○ 五 大井頼郷讓状写

讓渡 ちやくし葉次郎殿

一所 むさしのくにあわらのこほりの之内 ^(符カ)

一所 大もり・なかとみ ^(永富) 兩郷

一所 同郡之内 ^(堤) つみの郷中にかう大夫入道・次郎太郎等

たさいけならひにてつくり ^(手作)

一所 い勢のくにかとりかミ郷ちとうしきならひに ^(鹿取)
鎌倉之地一所 ^(今小路) いまこうち

右、くたんの所へ、頼郷重代相傳之所領也、仍而手つき

の讓状等并 ^(ママ) 代々あひそへ ^(⑩て)、しそく葉次郎ニ讓了、こ

のうちにしやてひ又いもをとのふんにやしなひてんを、 ^(舎弟) ^(株)

代々別之讓状これあり、聊うたかひあるへからず、のち

のため ^(自筆) しちをもてず、如件、

弘安七年八月十六日

^(大井頼郷)
左衛門尉在判

○ 六 関東下知状写

^(前欠)

右、訴陳之趣、子細雖多、所詮彼所 ^(ママ) 所領之條勿論也、

自餘略之、

任頼郷讓状、可令知行者、依鎌倉殿 ^(仰脱カ) 下知如件、

弘安十年八月廿七日

^(北条宣時)
前武蔵守平朝臣

^(北条貞時)
相模守平朝臣

○七 渋谷^(所)行重讓状写

伊勢國鹿取上郷内於是利名・重國名・薩摩國^(大脱力)祁答院柏原内平河^(所)讓渡王^(出来者)一也、親父大井小四郎殿依^(志疎)存、如此避与也、但行重實子^(出来者)、王一之期之後、可讓給、所詮契約^(止著、不)可有他妨、若行重請讓輩中^(仁敏違亂)煩者、可申給彼知行之分、仍為後日^(讓状)如件、
延慶三季卯月三日 平^(行重)在判

○八 渋谷^(所)行意重讓状写

讓渡所領之事
やうし千代寿丸^(分)ふん^(保)
むさしの國六郷のほうの内大もり・長^(宮)□そうりやうしき、鎌倉之屋ち、いまこの所には行意・實重の父大井次郎さ衛門頼郷の所領なれハ、そうそふかあとをつかせんために、千代寿丸ひ代をかきりてゆつる故也、名字もなのらすへき也、仍而末代のためニ筆所^(所)如件、
元徳三年五月八日 沙弥^(祁答院行重)行意在判

○九 足利尊氏施行状写

大井千代壽丸申、武藏國荏原郡^(大脱力)森・永富郷地頭職事、悪党人々為妨云々、早任決断所條^(疎カ)、可被沙汰千代壽丸之状、如件、
建武元年九月八日 足利尊氏^(足利尊氏)在御判
宮内少輔太郎入道殿^(色範氏)

○一〇 島津道鑑^(貞久)軍勢催促状

薩摩國凶徒退治事、去三月三日御教書如此、急速致用意、相催一族、可被發向之状、依仰執達如件、
曆應三年七月廿日 島津道鑑^(島津道鑑)沙弥^(花押)

大井小四郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇八七号文書・二〇八八号文書ト同一文書ナルベシ)

右^(右)忠久様五代御屋形 貞久様ヨリ被下候也、大井實直者武刃^(有カ)紀^(有カ)護也、此一男兵三次郎^(男武カ)頼朝卿之被召仕候證文^(有カ)、^(取カ)懸持ニ被下候而^(有カ)之郡伊勢國鹿^(取カ)

〔^(鑑カ)〕 羽祇答院 〔 貞久様御代 〕
就有之為被下 〔 〕

(本文書ハ六号文書ノ後ニアリ、移動シテ取ム)

子ノ孫ニ^(ニ脱カ)いたるまで知行すへき所也、仍^(ニマヤ)為状、如件、
貞治五年^丙十一月廿六日 沙弥禅匠(花押) △

〇一一 等覚院豪契証状

右御判形嶋津 〔 五代 〕 □ 上総介貞久法名沙弥道
鑒御判形、山門院山内寺從前代ノ置文ニ無相違候、能々
可有御秘藏者也、

等覚院

慶長十貳年^未六月吉日

法印豪^(契) □ (花押)

大井右京佐殿

〇一二 沙弥禅匠讓状写

▽ ①讓渡所領事

伊勢國鹿取上郷内是利名・重國名、薩摩國祇答院柏原名
内平河村者、國実相傳地也、依無子息、母慈光所避与也、
然者慈光手より禅匠相傳する所也、次第手継相そへて、
一所のこさす左^(衝カ)門四郎武実ニ所讓与也、他之無妨、

〇一三 竹下珠丹伝授状

(前欠)

前へ御盃参

きこめし候時ハ人^(ニ)て

一折ハ献数も候時ハ五六献より参候、但又こん数なき時

ハ二三献より可参候、

一御食籠ノ事、ふたをしなからも持^(ニ)ふたの上ニ

はしを置へし、御前にて^(燃カ)箸をもり物の上ニ置

て蓋を取て可^(燃カ)、次ノ間よりふたを取て持参ノ事、

猶可然候、^(出候カ)可有之、殿中へハ御食籠おもてむ

きへハ^(出候カ)ハ無事也、

一かはらけの物の事、又押物以下持参候^(ニ)能々表

裏を見分候て、はしなどおち候ハぬ^(ニ)心え候て持

参有へし、かはらけ物ハ臺にもすへ候、又四方などに

もすへられ候、殿中へも参候物也□きやうの物も同

前、

一三ノ御盃ノ事、一度ニそと三度つゝ以上三々〓御
ひさけハ候へ共、くハへ申さぬ事也、惣して一ツ盃〓
初献ニハ如此可有事也、

一御てうしノ柄のつゝミ候事ハ 殿中ニハ無事〓

〓時かた口たるへし、内々の時ハつゝミ候事も有〓
一みなく御参會之時、大勢御入候時ハ両方へ御て〓し
参候事、常ニ有事也、 殿中ニハ無事にて候、

一貴人の御盃すゑくゝに成て又自然めし上られ候ハ、

其時すハリたる物ニ御酌とり取上候て、貴人へ上可申
〓それを人ニ被下候ハ、てうしの上にはをかれ候
ましく候、手ニ取て被下候人ニ可渡之、

一すゑかはらけとて被置候事候、其かはらけニ御下を入
られ候事候、さて御下十分ニ成候へハ、めしつかはれ
候人罷出たへ候事、又そのたへたるすゑ盃ハ、其まゝ

本のことく御前ニ可置候也、常ニハ有ましき事ながら、
自然候はんする時ハ、此心得成へし、 殿中ニハ必々
御座候也、御供之衆ノ御役にてきこしめし候也、

一諸人御参會之時、献々まはり候ハ、一へんまいり候

て、其盃末座の人一兩人いまたきこしめし候ハぬ前ニ
次の御盃可被出候、御盃をそく候て御てうし取てたち
候へハ、自然其御客人御立之事有へし、然間次ノ盃を
はやく可被出事也、

一御盃の臺の事、初献などにハ出候ましく候、 殿中に
て七献計もまいり候てより臺ハまいり候、献数もすく
なく候ハ、其ニしたかひ可被出候、

一御前にて御盃被下事、扇をぬき、紐をもおさめ候て、

さて御前へ参御盃事候ハ、いかにもく謹て頂戴して、
口を添て御盃をさし上て御酒をうけて、さてうつふき
てたへ申すへし、又二献めよりハ盃をさけて酒をうけ

申へし、前ハ御盃たるによりて指上て請申也、御前へ
参候次ノ間などに貴人御座候ハ、手をつき御礼申罷
通へし、

一御とをりの時、御盃の外ハ傍輩中の盃ハ頂戴申ましく
候、但貴人又主君の御同名御親類中又ハ外人又ハ御出
家などの盃をハ頂戴可申候、其外ハ頂戴申ましき事也、

又我のミたる下をも捨ましく候、只其まゝ可置候、

一同時御着を貴人被下候ハ、たとへ精進の日たり共受用申へし、其外誰人も給り候へそたとへ可申、受用しにくき物にて候ハ、そと口を添て懐中有へし、御座敷などに置いて立事、太尾籠之事也、又頂戴候事ハ盃と同前成へし、又少人たとハ下にも可被置也、

一三足ノ臺ノ御酒たへ候て御前方よりたへ可申、一ツたへ候てハ臺ニをきく次第ニたへ申へし、

一くきやう又ハかくなとに居候盃をたへ候てハ臺ニ置くましく候、たゞミに被置候を御酌取候人取て臺ニをかれへく候、貴人ハ臺ニ可被置候、

一臺ノ盃たへ候事、大事の物にて候、つくり物あやつり物なとに少もあたり候ハぬやうニ、いかにもしつくと可置候、同時我より後ニたへ候人なくハ、臺ニ盃をすゑすして、臺の下ニ盃ををき、左ニ盃をもち右ニ臺を持ちて可退出候、

一臺ノ盃ハさいり候て必々やかて臺ニ被置候事にて候へとも、さりなから初て御参候時ハうゐくしきやうニ

下ニをかれ候ハん心持候、其時御酌とる人上ニをかれ候へと仰候時上られ候か當座ノ又よしにも成候と申ならハし候、殿中にても此分候也、

一臺ニ盃二三居候を貴人きこしめし候て被下候ハ、御盃計取て如常能く頂戴申候てたへ、やかて臺ニをかれ又別のを頂戴候てたへらるへし、下ニ盃不可置候、

一御参會之時御相伴候衆亂酒ニ成候て御縁又ハ別の御座敷ニ御入候とも、御着等参候ハ、本の御座ニすゑ申候て、前ノ御着ニ取かへ可申也、殿中にても如此也、

一亂酒之時、自然兩方より御盃さゝれ候事候ハ、たとへ後なりとも貴人の御盃よりたへ可申候、

一大御酒之時、久しく持候事ハ尾籠の儀也、但御座敷之躰にもよるへし、

一御酒ノ下を捨候事、我身の方のミたる所をとをして可捨事也、是口ノそひたる所を雪く故欵、然ニ下ヲ魚道と云事ハ魚ハ我前ニ通候跡へ又帰る也、故ニ下ヲ魚道と云也、前へハ捨候ましく候、

一下入ノ事、大御酒などの時下入へ魚道を捨事尾籠也、

但事にもより候てさも有へし、寺かたなどにてハ必々
下入出る事有之、然時ハ脇へ取まハして捨候てもくる
しからず、

一昔ハ酌取候人両方ノひさをたて、つくはい候て仕しと
也、當代ハ左ヲつきて右を立候也、

一取ちかへの酌之事、貴人へまつ少盞を申候て、我大盞
をたへ可申候、貴人半分ほときこしめし候時分、我た
へ候て可然候、とくたへ候て貴人のきこしめし候を相
待候躰ハ尾籠之事候、

一貴人へ我のミたる盃をさし申事、ほくし(目上)やうと申儀
然もい
申候へ共、目上と申事猶可然
候、

一於人前飯を受用可有事、めしハまつ二箸受用候て可然
候、其後ハ三箸も可用候、汁をも取上候て可用候、汁
をすい候事ハ年のほとにもよるへし、但すい候ても不
苦候、汁をかけ候て後ハすいましく候、

一さいハ中より用候て可然候、焼物などハなりあしき間
いかゝにて候、但鮭などハ賞翫の義候間、なりよきや

うニ可被用候、中なるさいより被用候ハ、何もくる
しからず候、又二ノ膳ノさいを用候て又本膳ノさいを
たへ候事ハあしきよし申候、人さまく候へ共、別ニ
食事の儀有ましく候、

一二三ノ膳など及かゝり候て用候事ハ不可然候、自然す
ハウの袖などもかくり候事も候、又賞翫候て用意候物
を不被用候もいかゝにて候、相計候て可被用候、右ノ
物を用候時ハ、左より取候事いかゝにて候、其時ハは
しを取なをし候て右にて取上候て、左へ取渡し候て用
候事可然候、置さまも同前たるへし、

一飯を分候事、膳ノ内へ分候事尾籠候、但さいさらの方
へ分可申候、然共さいさらも候ハ、膳ノ右ノわきへ
分可申候欵、惣別再置之、飯を分候事ハ太不可然候、
よきほと請申へし、又ふかくハしい申ましき事也、

一飯ノ汁ニ二そく又ハ四足の汁をかけ候事ハいかゝにて
候、ひやしるをかけ候事本儀にて候、但又時儀にもよ
るへし、

一貴人の御前へめしを持って罷出たへ候ハ、かさをとり

てをき可罷出候、

- 一 貴人の御前にてめしの御相伴候ハ、少かたひさをたてて左ノ手をおしきとひさとの間ニつきてさいをも可用欵、かたひさをつき候ハ、貴人の御方を立申事可然候、等輩にて候ハ、左ノ手をひさに置候躰よく候、かやうの事又時儀ニよるへし、一へんニ有へからず、
- 一 貴人物など被仰候ハ、箸をとりなをし御雑談をも可承候、物被仰候を不承候て受用候事尾籠成へし、
- 一 箸を膳ノ中ニ置、又汁器ノ上などに置候事、ゆめく有ましき事也、さやうの事ハ土民のわさ成へし、
- 一 御着ノすい物ノ事、箸を取てさてすい物を取上、すい候てもくるしからす候、又わかき人などハすい候ハぬも猶可然候、老者などハすい候てくるしからす候、
- 一 御着の一ツ切などを事により物ニよりにて折敷共に持上候て受用候事も有之、是も人ニよるへし也、めしの引物などの時も同前、
- 一 まんちうなどの事、取てわり、右を下ニ置左を受用可有之候欵、箸を持って汁をもすい可申候哉、かやうの事

法意無事にて候、常ニかやうニ仕付たる躰まで也、

- 一 鷹の鳥着ニ出候ハ、臺共ニ頂戴候てつまみてたへ可申候、但すい物ならハ頂戴候てはしにて可被用候、是ハ貴人主人之御鷹の取たる鳥成へし、又貴人少人などハさやうニハ有ましき事也、
- 一 春夏ハ雲雀を賞翫有へし、雲雀ハかけ爪を賞翫候、
- 一 秋ハ鳴、是ハはしを賞翫候、
- 一 冬ハ雉を賞翫有へし、
- 一 ゆつけの事別ニ替事有ましく候、然共湯つけにハ中大あへませなど必々可有之、然ハ其よりたへ候、何も干物を可被用候欵、汁の事すい候ましく候、但物ニよりにてすい可申候哉、湯を請候時ハ箸をとりなをし候て可被請候、色黒いかなと又何にてても湯又ハ箸などにより候物を用候ましく候、
- 一 御菓子可用事、すハリ候ハ、まつやかてやうしを取てたゞみに置惣座へ参候、以後見合候てさきを一そくほと折てつかふへし、それも手にてかくしつかふへし、しけくつかい候事ハ尾籠千万也、又扇などひらき口に

あて候てつかふ事太不可然候、菓子ハ何にても可被用候、

一御茶を可用事、貴人之座候ハ、臺を下ニ置、天目計取てちと下座へ向候て可被用候、同輩の時ハ右ニテ臺をもち左にて天目をかゝへ候て可用候、寺かたにてハ茶礼として次ノ人ニ礼を申て用候事候、

一御茶の宮仕之事、右ニ臺をもち左ノ手を天目に添候てまいらすへし、天目ノ上などへ指の添候事不可然候、貴人等輩ニ心持有へし、

右條々依懇望傳授之早、不可有他言外覽者也、

天文十一年正月十一日

伊勢与一入道

常眞御在判

竹下筑前守殿

右條々如此雖不可有他見候、度々御懇望候間、書写之令進覽候早、聊茂可被憚外覽候也、

永禄三年霜月吉日

竹下筑前入道

珠丹(花押)

大井左馬助殿

○一四 軍出之秘術

(本文書ハ省略ス)

○一五 和歌

(本文書ハ省略ス)

○一六 大井家由緒書

(前欠)

十一月、紀朝臣姓 [] 此氏 [] 五代也、
皆々名皇之御母也、又武内 [] 正一位 [] 是
御 [] 有人紀 [] 座候、其後正三位大納言古佐美ヲ []
[] 被^ニ任^シソロ、是ヨリ六代メニ右小弁 [] 夏井ト申
ハ極楽 [] 并石清水社 [] 建立セリ、此子 [] 国 []
[] 扶^ス範^ル一男長谷雄也、次男貫之是也、右 [] 名虎、
子有常、子 [] 友則、子 [] 孫^カケ様ニ分ル [] 右紀貫之
ハ歌仙、古今集撰者也、貫之 [] 後ニ紀實直ハ武州紀

刃兩國之守護也、 兵三次郎實春ハ後ニ号兵衛次郎ト、

此代ニ都ヨリ 武藏エ下向スル也、末子ニ兵衛トモ兵三

トモ名ヲ不可着シ 朝卿ヨリ子細有テ 被下名ト

号大井兵三ト、二男号 被下名ト

(瀬田カ)
ト、此外 子ハ

(中欠)
(紙雜目)

不見得候、右實春二男親 之郡大森之郷并六ヶ郷

鎌倉之 被下候、伊勢國鹿取之庄上之郷

 郷 給地也、右領地懸持ニシテ建長六年甲御下向トモア
承久三年辛御下向トモア

リ、御當家御供仕罷下リ、 ・柏原・平川被下居住

 罷下リ候事モ御當家御供之日記ニ可見得也、特

五代ノ御屋形 貞久様之御判之御状有之、大井家之秘藏

也、鎌倉御奉公并領地目錄等證文今ニ有之 兵三次ヨリ

十代餘テ大井石見守ハ隅笏帖佐ニ住シテ米山之堂ヲ建立

シ、 名乘職位之鑿付今ニ有之也、紀氏之氏神者八

幡宮也、関東ニテハ 信仰仕候、薩摩ニテモ柏原之

 一木村(霧岡八幡ヲ 奉崇也、幕之文 滿月也、系

圖文書ニ子細雖有之、大略之事目安ニ書付候也、

右雄略・斉明何モ年号ニテハ無之候、勿論 帝廿

七代マテハ年号未始故也、御氏神ト守刀口傳有也、

六月六日

○一七 紀姓大井系圖(巻子)

○系圖 紀朝臣 大井

○孝元天皇 — 彦大忍信命(太) — 屋主忍命

屋人皇八代帝第四皇子 孝靈太子 母俯香色謎品

御母皇后細媛 磯上縣主大日女 治世五十七年 御

季百十七 大日国根子彦国牽天皇 和州高市郡嶋境

原宮 孝靈十四年丁亥御誕生、同七十六丙戌正月十

四日即位、五十七癸未九月二日崩御、子男女六人

武雄心命 — 武内宿祢

母置媛山下蔭女 棟梁頭 執政

應神天皇乳父 紀州名草郡宇治郷人 景行三年癸

酉冬生、在胎八十年、同五十一辛酉八月為棟梁臣

五〇、仁德天皇五十五年丁亥三百〇才、在官百八十四年、六代仕朝家景行・成務・仁德、一書云、擊東夷上洛之時身苦入甲州不知死所、歲三百〇、一書云、東征討之後和州葛下郡薨、〇三百三十歲、室(寬)波〇陵是也、

平群木菟宿祢—平群真鳥宿祢大人

大紫臣正三位

執政百余年
應神・履中

大臣在官卅余年 德〇百廿八

雄略天王〇年丁〇十一月〇朝臣

姓、仁賢天王十一年〇刁為大伴金村被誅之任、五代

朝臣

安康天 雄略 清寧 顯宗 仁賢天〇

襲津彦 玉田宿祢—圓—韓媛

葛城氏

大祖 盤之媛(命)大臣 履中天王夫人雄略后 清寧母

皇后宮 安康仁德后 代被誅

履中・反正・允恭三代母

園益—清人—諸人—曆

從五位 治部大輔 典鑄頭

贈太政

大臣正

一位

大納言 正三位 大宰帥

兼式部卿兼西海道鎮撫使

依曆—廣廷(庭)

中納言 參議

從三位 從四位

古曆—飯曆

式部大輔 參議左大弁

正五位 從二位

橡姬 贈皇太后

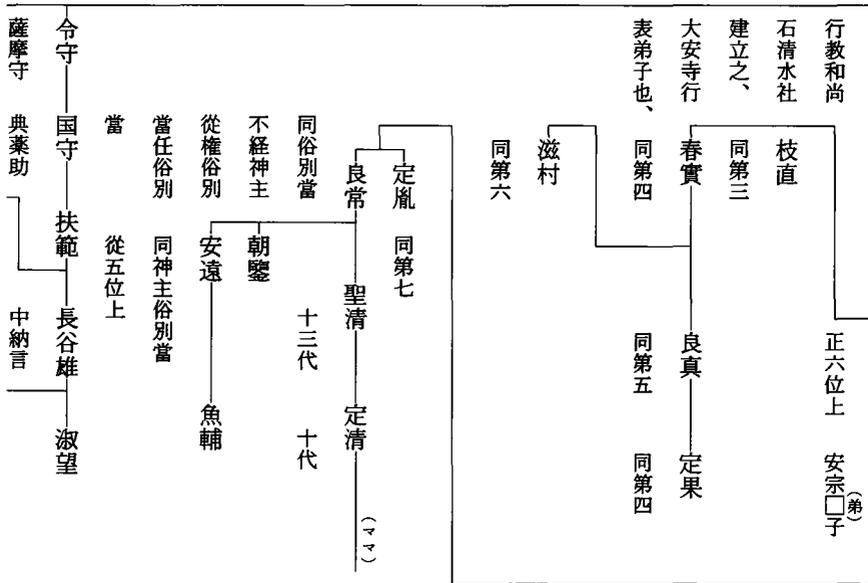
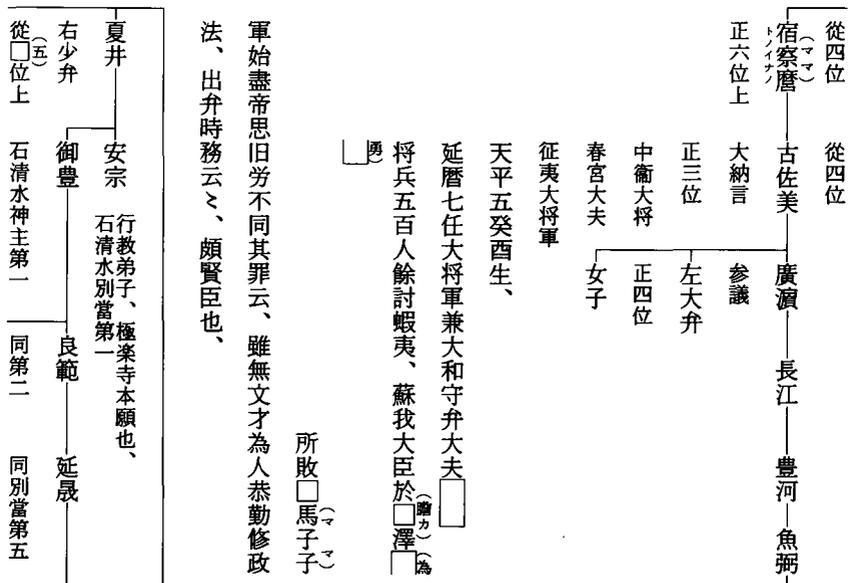
ヒナワト 男人—家守ヤカモリ

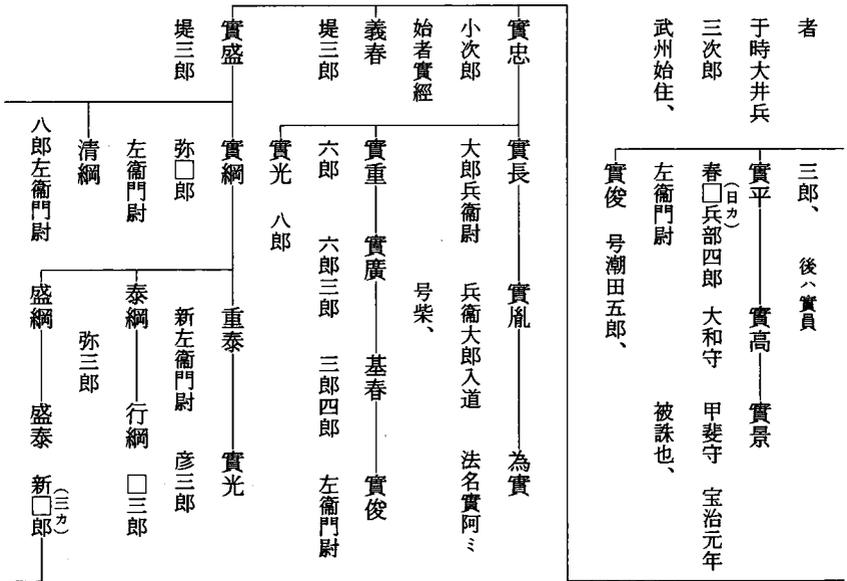
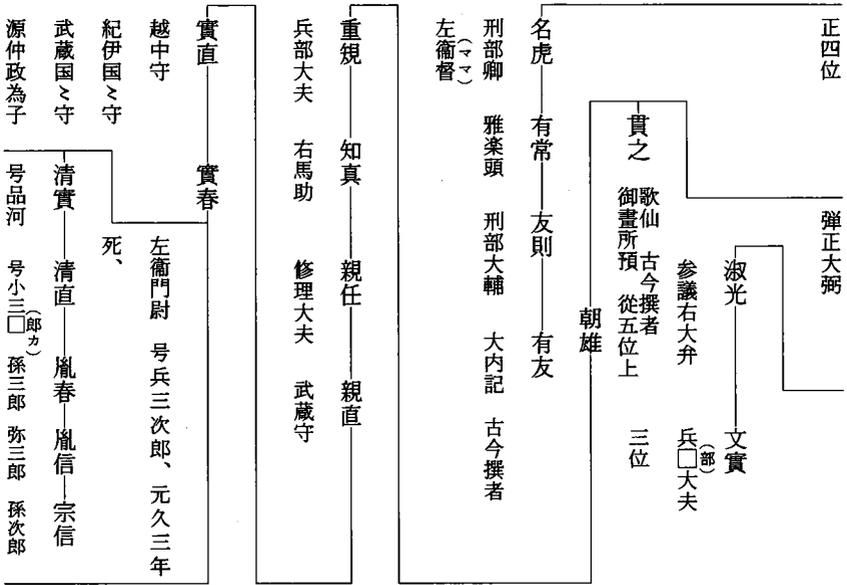
大宰大貳 參議 中宮太夫

正四位 正三位

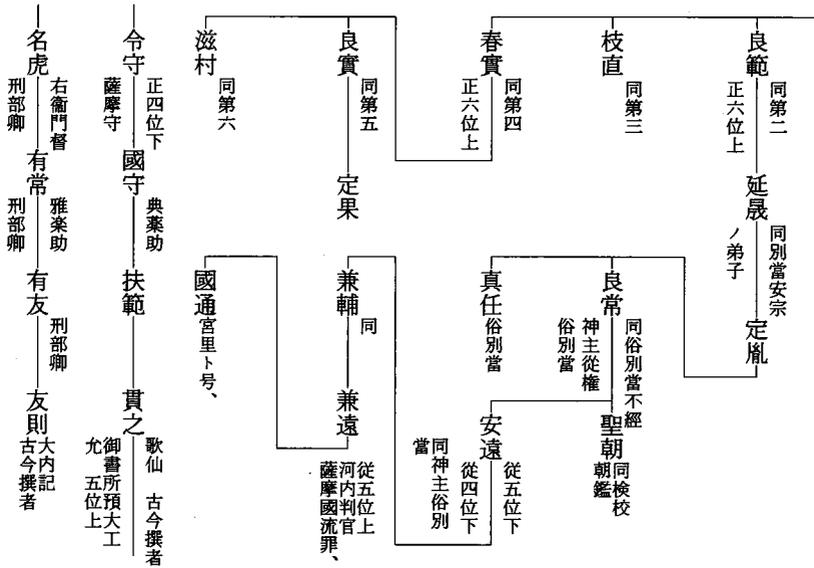
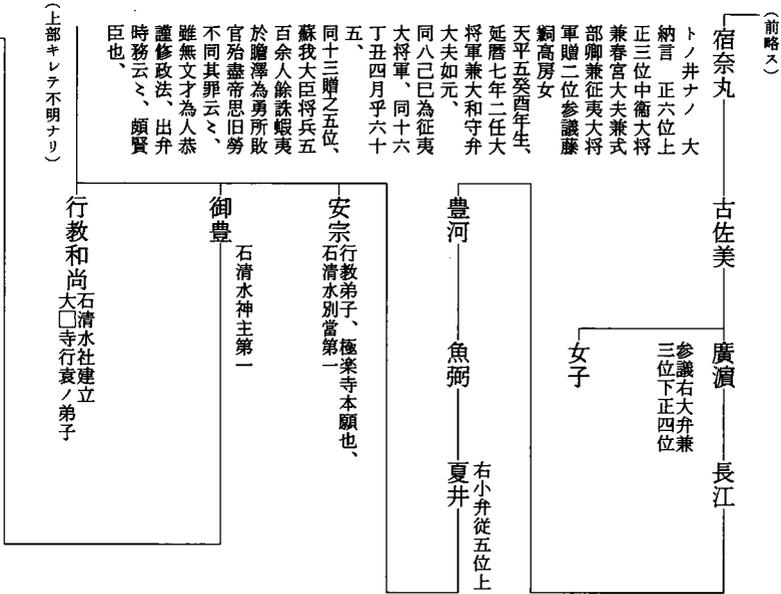
字美ムネノシ—廣純

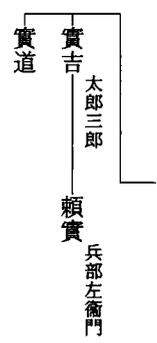
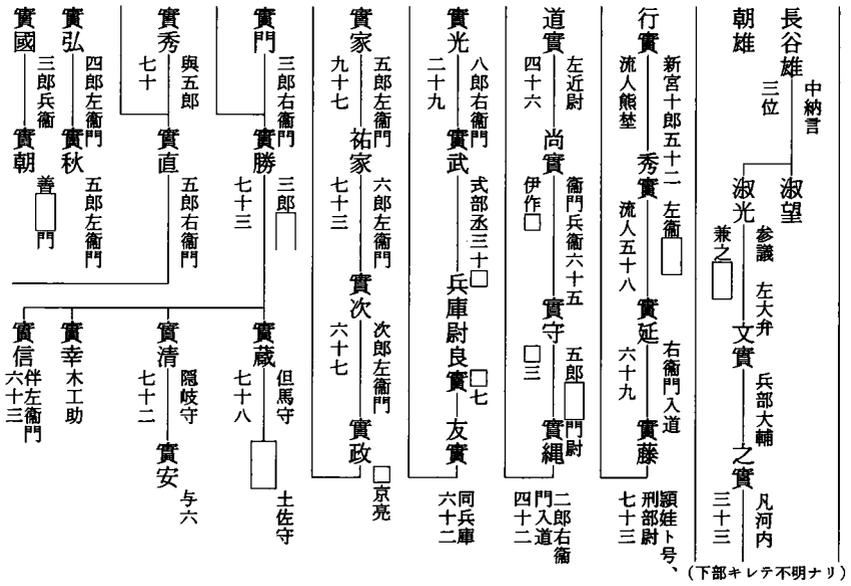
左衛門督 參議





〇一八 紀姓大井系図(卷子)





鹿兒島神宮文書

(卷子表紙)

鹿兒島神宮古文書 卷一

○ 一 正八幡宮修理所職補任状

〔(端裏書)修理所檢校奉季男〕

八幡正宮

酒井季時

右人補任修理所職、既畢、

保安二年二月二日

祝部漆嶋(花押)

執印(行書)傳燈大法師(花押)

權政所息長(花押)

權執印内藏朝臣(花押)

政所檢校菅野朝臣(花押)

御前檢校大法師

宮主法師

修理所檢校酒井(花押)

宮主法師

御供所檢校平朝臣(花押)

宮主法師(花押)

御馬所檢校藤原

五師大法師(花押)

檢校日下部

權座主大法師(花押)

弁官山

座主大法師(花押)

(本文書ニハ印文「八幡宮印」ノ朱印十七顆押捺アリ)

○ 二 正八幡宮神官命婦職補任状

正八幡宮

藤原太子

〔(裏書)奉状宮主僧垂誠〕

右人補任殿上一命婦職之状如件、

養和元年十一月七日

祝漆嶋

留守散位藤原朝臣(花押)

宮主法師(花押)

座主大法師

宮主法師(花押)

政所檢校散位源朝臣(花押)

宮主法師(花押)

修理所檢校散位酒井宿禰(花押)

宮主法師(花押)

御馬所檢校大藏

宮主法師(花押)

宮主法師(花押)

權座主大法師(花押)

權政所大法師(花押)

(本文書ニハ印文「八幡宮印」ノ朱印一五顆押捺アリ)

○三 正八幡宮貫首酒井道吉陳狀

「如解狀者、尤可然事欵、早於國召問彼此、任道理可令致沙汰狀如件、

大介藤原朝臣



正八幡宮貫首酒井道吉謹

陳申、爲當宮修理所爲宗、不帶指一紙證文、恣任自由巧出謀計、相構今案、道吉箕裘相傳、三代領掌田畠等、擬令濫妨、令致非據越奏不當子細狀、

右倩案事情、田畠領掌之道以相傳爲先、以手繼爲宗、爰道吉件田畠相傳次第、所謂自高祖父太郎大夫季宗之手、即舍弟次郎貫首季時令傳領之後、又嫡男酒大夫末吉讓得之、領作年久、又自親父末吉之手、道吉令傳領畢、相計其年序四十余箇年、全以無異論、其旨當宮公文所并守護所仁訴申此子細之日、依道吉之道理、可停止爲宗橫論之由、蒙裁判畢、凡爲宗之所行、言語道斷次第欵、偏構謀略、巧今案、不願次第之由緒、任自由、企濫妨之条、尤可足御還迹者、早止非論、任道理、欲被下憲法御政道、仍勸子細以陳、

建仁元年八月 日 貫首酒井道吉上

○四 寺家公文所下文

(拓清)



寺社公文所下 正宮公文所

可早任先御下知領掌、酒井道吉訴申神領溝部本村外田畠荒野等事、

右、先日雖成賜御下文、重所被仰下也、停止爲宗非據之妨、以道吉可領知之狀、依 長吏仰下知如件、

元久二年十月 日 公文伊勢介

權寺主法師

少別當藤



○ 五 寺家公文所下文

(補遺) (右下欠)



寺家公文所下 正宮公文所

正宮公文所公神宮侍職事、

右件之職者、任相傳之旨、所令補任也、随神領宮侍四至内、宮侍毎月三ヶ夜宿直番役可令催役、於闕如之輩者、可有其科、將又宮侍園内用帳一所停止地利物、課役、官侍所司可為家敷、自余於園々等者、有限神役成物等任先例可令勤仕、於下地者、道吉可進退領掌之状、依長吏仰下知如件、

元久二年十月 日

公文伊勢介(花押)

少別當藤(花押)

(卷子表紙)

鹿兒島神宮古文書 卷二

○ 六 正八幡宮符

正八幡宮符 宮長(候校職之事)

補任 息長宿祢

右以人所令補(任彼職也)、早任先例相從(神事)佛事役等、

殊(可被抽)忠勤之状、仍執達(如件)、

慶安三年十月(廿八日之)

留守紀朝臣景

○ 七 道直寄進状

寄進申候名田ハ伊口田三反内山田之内、長田七反しゝの
おのまへ、

以上一町限下殿より桑幡長十郎江ゆつりあたへ候を、高桑幡長十郎として寺へ寄進仕候、又彼所領に付、何方よりもいらんわつら被

いの儀候する時へ、此寄進状をさきて御沙汰可有、桑幡

長十郎も同前にあきらめ可申候、

仍為後日之状如件、

大永五年十月二日

道直景

道直

○ 八 寺家公文所下文写

(本文書ハ二三号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

○ 九 寺家公文所下文写

(本文書ハ五号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

○ 一〇 執印行賢寄進状写

八幡正宮執印僧行賢敬白

寄進臺明寺毎年九月中旬三箇日夜不断大念佛燈油佛聖僧

供祈、贈啖郡止上居敷内得領水田捌段内貳者、止上御供

祈奉寄畢、殘陸段并畠地壹所字由久留園事、

四至限渡瀬者但古渡瀬

副進調度文書伍通

右、十方浄土之中、尋往生因、西方念佛殊勝第□之行、

娑婆穢濁貴賤、誰不願安養乎、于茲鎮西隅州有所部、号

噌啖郡、其中有靈窟、稱臺明寺、有別所、銘衆集院、有

住僧、名円臺房、興隆佛法、為法界衆生、以每年九月中

旬之比、三箇日夜之間僧供祈等、勸進十方禮那、始修不

断大念佛及十六ヶ年、為青僧供之□、每年聽聞之處、堂

僧十二日祈束帶、以自力構置、堂莊嚴為鉢丁寧之條、隨

喜之至、涙難禁、值遇之志、尤切也、然則遙期未來際、

為往生安養、件大念佛燈油佛聖僧供祈、限永年彼居取内

田畠、奉寄既畢、但其内宮前二段坪者、依為止上御前之

砌、御供祈所分寄進也、所念無他、佛神照見、行賢敬白、

天承元年九月十七日 正宮執印僧行賢敬白

任寄文旨、早可為臺明寺不断念佛僧供祈田之、

證判 大介中原朝臣 在御判

大判官代藤原

大判官代惟宗 在判

諸司檢校縣宿祿 右同

税所檢校建部 右同

惣檢校

任用

目酒井

權大拯藤原

權大拯建部

〔後筆カ〕行賢二條院諸實卿七男之御子

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一七号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔卷子表紙〕

鹿兒島神宮古文書 卷三

〇一一 正八幡宮符

正八幡宮符 宮長檢校職之事

補任

息長宿祢鬼徳丸

右以人所令補任彼職也、早任先例相從神袁佛事之役、

殊可被抽神忠之状如斯、

永祿十年拾貳月十三日

留守紀朝臣景親



〇一一 正八幡宮執印下文

下 正宮公文所

可早以修理執行覺順直免園并北小園等、引募石躰宮每

月參箇度仁王講〔統〕免事、

右園等任覺順申請、爲國土泰平、本〔家〕執印所司神官神人

土民息災安穩福壽、增〔長〕圓滿、於石躰宮每月參箇度可動

行仁〔主〕講讀之状如件、

建治三年八月九日

執印法橋上人位



〇一三 寺家公文所下文

(採清)



寺家公文所下 正宮公文所

可早如元酒井道吉令領掌西郷之内溝部田畠山野并散在

田畠等事、

右、道吉云證文道理、云問注御成敗、先年事切畢、而去

年神輿御上洛之時、前執印法橋成兼聊有私意趣欵之間、

一旦申宛爲宗、雖然道吉不誤之由、進誓狀畢、仍停止爲

宗之濫妨、道吉可令領知之狀、依 長吏仰、下知如件、

承久三年五月十一日

左近將監中原 (花押)

權寺主法師 (花押)

少別當大法師 (花押)

少別當大法師 (花押)

法橋上人位 (花押)

〇一四 寺家公文所下文写

(本文書ハ五号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

(卷子表紙)

鹿兒島神宮古文書 卷四

〇一五 島津忠恒家知行目錄写

薩州郡内知行目錄

吉田佐多之浦村之内

高五拾石但三千四百五十二石之内

右知行之事、先年為令立願驗、今度先奉寄進候、然者

従前々為當家之祈願人之故、到貴所相付早、十月十五

日大放生會・中節供如舊規堅於 神前奉備、無怠慢可

被抽精祈者也、

慶長四年九月十四日

(島津家久) 忠恒 (花押)

▽ 留主次郎三郎殿 △

〔後筆〕
「限」元家中

〔龍伯様〕 忠恒様より被仰付、本書御記録所江御用
ニ付被差出候ニ付、被召返候ニ付、永々為見合書
写置也

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」八八〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「旧記雜錄拾遺家わけ六」留守文書七号文書ト同一文書ナルベシ〕

〇一六 正八幡宮符

正八幡宮符 宮長檢校職之亼

補任 息長宿称七郎

右以人令補任彼職也、早任先例相從神事佛事役等、殊
可被抽忠勤之状、仍執達如件、

寛永五年十一月廿六日

留守紀朝臣景廣



正八幡宮

轉讀大般若經全部事
御神樂一折目之事

右意趣者、奉爲 護持篤信大檀那左近衛中将〔從〕四位上
行源朝臣繼豐尊君明年辛酉御厄難銷除咒怨敵皆悉退
散、御武運長久一々御願皆令満足之故也、

仍抽丹誠旨趣如件、

元文五庚申天十二月吉祥日 国分宮内社家相中 敬

〔後書〕右御願文申十二月廿二日ニ御城江参上仕、御用人御座

へ自分より差上申候、参上仕候人、桑幡佐左衛門・限
本庄左衛門、きじ間迄参、持手高野惣左衛門ニ而有之
候、後日為見合書置者也

〇一八 正八幡宮符

正八幡宮符

修理職之亼

補任 酒井為初

右以人令補任處彼職也、早任先例相從神事佛事役等、

〇一七 宮内社家相中願文写

御願文

可被抽忠勤之状、仍執達如件、

文政五年 午八月廿九日

留守紀朝臣景房

正

補任 酒井為春

右以人令補任彼職所也、早任先例相從神事佛夏役等、

可被抽神忠之状、仍執達如件、

文久三年 亥九月十一日

留守紀朝臣 景房

正

〇一九 正八幡宮宮長修理所職補任状

補任

正八幡宮宮長修理所職事

右以酒井為春令免許彼職處也、早任先例着黒絹冠相從神事社役等、專於神前懇禱、益可抽丹誠者、仍而神道之状如件、

文久三年 九月十一日

政所惣別當神官神事奉行

馬

(本文書ニハ角印並ニ菱形印四顆アリ)

〇二〇 正八幡宮符

正八幡宮符 宮長修理職事

(卷子表紙)

鹿兒島神宮古文書 卷五

〇二一 隈元家氏文古今記録条々

當家氏文古今記録条々事

上古之繪旨・院宣・関東御教書・寺家御下知代々手継之状之ことくハ、當家先祖有吳説、當国桑西郷の開發領主号桑原郡廳ノ惣檢校曾大良ト、雖然中古以來稱酒井氏ト、八幡大菩薩を於當郷奉崇敬、抽神忠者也、願上代ノ靈跡

ハ略之、累代先祖友行・友直・友季也、此友季ハ齋（院カ）被官ノ人成カ、親能ニハ他腹ノ為舎兄、八幡暫居住事ハ善法寺方ニ有縁ノ子細アレハナリ、此友季ハ父子不快ノ謂有ケルヤシテ洛外栖タリ、爰草部光依ハ當社ノ執印ニテ在國之刻、（叔カ）外父ニテ候ケル間、大菩薩ニ御參詣候得カシト被申上ケレハ、西国一見之為ニヤ、下向ノ中間、阿藝之殿嶋ニ參宮候ケルニ、彼内侍齋縁ヨリ御出候之間、就中縁逗留之間、芳志難（シ）尽其内瑞想多々有ける間、當家殿嶋を氏神ニ奉（願）ハ此故也、友季（叔カ）光依既歿父ニテ奔走至極之上可有帰洛ヲや執着せられて掣ニ取而被留、（願）數年之後彼女姓他界あり、此（叔カ）わとて可有上洛之由強ニ被申ケレハ、執印光頼と友直ハ知音無双の事成けれハ、光依申ケルハ、所詮友季之上洛可為無方便候ヲ（卒カ）平掣ニ召候テ身望を述度候と連々故実の仁を語テ難申サレケル程ニ、時之執印と云、近付と云、旁以難遁テ契約有けるに、友直之男子一人候けるか、慮外ニ病死候程ニ、孫男出來間、闊同姓、半不輪領ヲ相續有者也、此友季者始ハ友親と申カ、當所を相續時、季ハ改らル、欵、然孫

男ハ号季時と、草部腹之子息ハ稱季宗、友季死去之後季時初心なり△けれハ、保安二年如任補狀ハ親之□孝事乍成仁ノ舎兄たる程ニ右方御公事以下代官如クニ計せ申ケルニ、私之子細増ける際、不当然ニテ取放レケルニ、光頼申ケルハ、季時ハ幼少御事ニ□季宗ハ成長候、本領以下ハ御知行（尤カ）、修理所職をは大綱神役候、季宗ニ御預候而一期過候者、如元御計候ハハ可目出候ト強ニ被歎申之間、さらはと如家替ニテ預申候處、季宗死去□後無息成けるに、惣領方ニハ不返して、執印之威勢を借て、舎弟岡本之四郎カ子息ニ弥太郎助宗・同弥次郎友宗とて有を養子して、修理所知行用丸名を助宗ニ被讓、其内之長谷名ヲハ友宗ニ被讓欵、彼是僻事也、代々相論シ此口傳也、如此して經年月之處、大友先祖掃部頭親能、當國地頭たる時節、兄弟余流を申極て、其後代々傳（遺言）通能薄多石築地之時、大番役時分、又ハ十二年奉公分ニテ在鎌仕けるに、惣領方ニ巨細申入けるが、守護狩ノ奉行シ、大友方ノ引廻たり、當國ノ諸人之鎌倉上仕ツラメト之施面目者也、幕ノ文ナト相續モ通能之御代也、而修理所ハ一圓

神官云、執印ノ恩徳云、幕之文ヲモ不改、中葉マテモ号

草部氏ト欵、其後人々被難テ酒井氏ニ本覆ス、就中當家を可号藤原氏之處、母方ヲ所領相續仕之間、家非家以繼ツキ為家ト者哉ナレハ、酒井氏也、御家人役其外規模之所役、

多分大友方より被申沙汰と云云、

一溝部本村并在里名玉利、石峯、(河)在行村散在山野宮侍職、

守護狩奉行職、向嶋東方此等者惣領知行云々、

一當郷之内余名一町并栗野北里村者舍弟吉綱知行分、

一嶋津庄曾小河弁濟使職并河邊井田一町余、二郎季能知行分於末代聊無吳論可有相續之間如件、

行分於末代聊無吳論可有相續之間如件、

在判
季廣

右、上代注文曆(歴然)前也、古紙之習問滅多々、然者外見有

憚欵之間、自然為披見、追先蹤、重所寫記如件、

前出雲入道酒井正俊

應永十七年八月三日

AA

(本文書)△部分、現在ノ卷子ニハナシ、成巻以前ノ写真ニヨリ補フ

(卷子表紙)

鹿兒島神宮古文書 卷六

〇二二 酒井姓隈元家由緒覺書案

一元祖變峨天皇八皇子、登大納言、上古綸旨・院宣・関東御教書・寺家御下知、代々之手繼御座候、當時迄之次第書記差出申候、

一奉季修理所拯、始友親、實齋院次官掃部頭藤原親能他腹舎兄、委細有、親父不快、而石清水八幡善法寺為縁座ヲ以八幡ニ居住ス、然ニ大隅正八幡宮執印草部光頼、正宮江之參詣ヲ諫ニ付下向之序、安藝嚴嶋明神へ詣テ滞在之際、新靈夢ヲ蒙コト唯非一再、其靈妙ノ尊キ事感、當家氏神与崇敬ス者ニ而候、大隅州桑西郷ニ下向シテ後帰洛セン事を願トイエヘトモ雖願、執印光頼カ木者走ニ任せ聲ニ成、二子ヲ設、妻女死去後、光頼計ヒを以酒井奉直カ聲ニ成シ季時ヲ設、奉直一子雖有早世、因茲奉直繼子ト成、設所領、當家ヲ連續、執印光

頼之進ヲ以始而任修理所職、於當郷奉崇敬正宮、須臾
茂無怠終身迄抽神忠者也、

一 奉季事齋院次官掃部頭親能正宮地頭職ニ付、建大隅国
中惣田數寺社庄公領并本家領所地頭弁濟使等交名帳、
建久田數注進案与有之候、銘々帳、上古より格護仕來
り候處ニ祖父代ニ御用ニ付差上置候処ニ、御城御廻
録之節焼失仕候段被仰渡候留書御用ニ而差上、右留書
于今格護仕居申候、

一 季宗代修理所職、奉季遺領を相續、平治元年溝邊本村
讓得之、

一 助宗修理所職、伯父季宗無継子、因為猶子隈本地并用
丸村知行、助宗十二年鎌倉、守護之符之奉行職、向
之嶋東方領地其外溝邊本村并在里名玉利領知仕候、豊
後國大友依縁者ニ引候て、薩隅之内數ヶ所領地之由掟
書ニ相見得候也、

一 為宗修理所、加治木宮永村領之、或時加治木經平崎守
村遠江守殿問狀御教書申賜間、本所挙状申、関東江參
ス、元久二年

右大臣殿御下知申賜、同本所御下知賜之、本鎌倉之本
書于今格護仕居申候、堀蘭地領之、

一 為助為宗より五代為助修理所、建武四年二月廿八日賜、
左馬頭直義可勵軍忠旨御教書、先年御用ニ付差上置候
處ニ御城御廻録之節焼失之旨被仰渡、留又は文句覺
罷居申候ハ、可申上旨於御文所被仰渡候ニ付、祖父道
秀直ニ文句覺候分申上置候、覺之留書格護罷居申候、
大隅州桑原郡隈之城代々居住ニ仍而号隈本、於薩摩國
市來合戰遂戰死候、

一 為助より三代為貞、當代始溝邊玉利城居住、
一 為貞子為頼代、代々相傳之崎守村を加治木仲平以謀計
争之、因茲守護 修理亮久豊公江詔無相違安堵仕候、
一 為頼子久宗代永亨十年年中、福昌寺御佛殿有御建立、守護
御一門ヲ始薩隅日三州諸所之領主等米錢被奉勸進列并
奉寄進候、寄進人數写書于今格護仕居申候、

一 久宗子宗房修理所、明應十年辛酉六月七日、曾小川清
水楞嚴寺江川窪脇蘭之地田畠為菩提奉寄進、附楞嚴寺江
本書有之候、

一宗勝 宮永修理所別當、

一道理直 宗勝為継子、永正十六年八月二日補任公文檢校

職、

一道理豊 (録) 永録五年九月廿五日補任修理所跡職、

一道理久 (録) 永録十年十二月補任宮永檢校職、

一道理吉 駿河守 宮永修理所職、

一道理重 治部少輔 宮永修理所、大隅州宮内之内、高九

石五斗余、右之地應此中■之高被宛行之由慶長十九

年七月□日、宮原諸右衛門殿・伊勢兵部少輔殿・比志

嶋紀伊守殿より知行目錄于今格護仕居申候、

一道理継 慶長十二年丁未六月十八日補任宮永修理所職、

一道理重 永 寛文五年十月廿六日補任宮永檢校職、寛文五年

已大隅州國府大津川毎年洪水有て田畠破損ス、故隈之

城山ヨリ石ヲトツテ水除用トナル、隈之城者先祖代々

依為居住地、辱モ 太守光久公達遺聞、大山伊与助殿

ヲ以同七月十八日白銀五枚拜領之、

一道理秀 慶安三年十月廿八日補任宮永檢校職、

道秀 去春 改名之節申名仕來り寛文年中 光久公正宮江御

參詣、於留守宅 御目見被 仰付申名仕、治右衛門与

罷成候、

一宗英 延寶二年十月十四日補任宮永檢校職、

一宗鏞 享保十三年補任宮永檢校職、

一殿様正宮御社參之節、一社中より廻り立ニ御宮仕、

一持高御代、

一持高六斗余所持仕候、

一年頭御祝儀

一諸事神前方并諸御奉公与頭役ニ不相替勤來り申候、

一系圖 并齋院次官掟書御文書所持仕候間
文書御用之節者差出可申候、

一元久二年十月

一元久二年十月

一元久三年五月十一日

一承久三年五月十一日

一建仁元年八月

右四通 御院宣 御袖判有、

鹿屋文書

○ 一 島津庄預所下文

下 嶋津御庄鹿屋院

補任 弁濟使職事

左馬允伴兼賢

右、件職者、重代相傳所職也、仍補任彼人所也、恒例臨時御公事等無懈怠可致沙汰状如件、土民等宜承知、敢無違失、以補、

寬元二年八月二日

預所僧



(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四三三号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 二 島津庄預所下文

下 嶋津御庄鹿屋院

補任 弁濟使職事

伴千壽王丸

右、件職者、重代相傳所職也、仍補任彼人畢、恒例臨時御公事等無懈怠可致其沙汰也、土民等宜承知、敢無違失、

弘長元年七月 日

以補、

建長四年七月 日

預所



(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四九八号文書・五〇一号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 三 島津庄預所下文

下 嶋津御庄大隅方鹿屋院

補任 辨濟使職事

伴實兼

右、件職者、兼賢死去後、次男兼世望申之間、宛賜處、

付御年貢等不致沙汰、不忠無極之間、収納使訴申之折節、

嫡子實兼望申彼職条、非無其謂欵、仍停止兼世職、以嫡

男實兼補任彼職畢、恒例臨時御公事等無懈怠可致其沙汰

也、若又雖為實兼、付御年貢等致不忠者、可被改易也、

土民等宜承知、無違失、以補、

弘長元年七月 日

預所法眼和尚位



(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六三六号文書ト同一文書ナルベシ)

左馬允伴實兼

右、件職者、兼賢相傳之職也、子息等中可計補之間、以兼世令補任之處、於事不忠、庄家事都不及沙汰、付上付下、更無其詮者也、仍停止兼世職、以實兼所令補任彼職也、士民等宜承知、無違失、以下、

○ 四 島津庄預所下文

下 嶋津御庄大隅方鹿屋院

補任 弁濟使職事

左馬允伴實兼

右、件職者、兼賢相傳之職也、然者以嫡子實兼、可為彼職之状如件、

弘長二年八月 日

預所法眼和尚位



(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六四〇号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 五 島津庄預所下文

下 嶋津御庄大隅方鹿屋院

補任 弁濟使職事

預所法眼和尚位



(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七三三号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 六 島津庄預所下文

下 嶋津御庄大隅方鹿屋院

定補 辨濟使職事

右馬允伴實兼

右件人、令補任辨濟使職畢、恒例臨時之御公事無懈怠可致沙汰之状、所仰如件、以下、

文永九年八月 日

法眼和尚位



(本文書ハ「旧記雜錄前編一」七四一号文書ト同一文書ナルベシ)

○七 島津庄預所下文

下 嶋津御庄大隅方鹿屋院

定補 弁濟使職事

左馬允伴實兼

右人、令補任件職畢、御年貢以下恒例臨時御公事、無懈怠可令致其沙汰之状、所仰如件、以下、

弘安四年八月 日

預所法眼和尚位



(本文書ハ「旧記雜錄前編一」八三四号文書ト同一文書ナルベシ)

○八 院家某御教書案



鹿屋院弁濟使職事

右者、入道觀阿夜打殺害間事、申披候之上者、於向後者、可令還補之由、依

院家御氣色、預所殿御下知候也、仍執達如件、

永仁四年十一月廿日 僧景權(マコ)

謹上 鹿屋院弁濟使殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一〇〇四号文書ト同一文書ナルベシ)

○九 島津庄預所下文

下 嶋津御庄大隅方鹿屋院

定補 弁濟使職事

沙弥觀阿

右人、定補任件職畢、兼世沙汰所御年貢以下恒例臨時御公事、無懈怠可致其沙汰状、所仰如此、以下、

永仁六年五月三日

預所



(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇三二号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一〇 島津庄預所下文

下 嶋津庄大隅方鹿屋院

定補 弁濟使職事

沙弥觀阿

右人、定補任件職了、兼世之處、雖補定心、為重代之間、
令計補觀阿了、定心去年於納取分者、急可糺返也、御年
貢以下恒例臨時御公事、無懈怠可致沙汰之状、所仰如件、
以下、

永仁七年二月一日

預所



(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇三三号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一一 吉国奉書



當院弁濟使職事、收納使頼祐一具被仰付候處、今年陳頭
役當院相當之上者、彼職觀阿如元、引得陳頭役、無懈怠
可有其沙汰、但明春早々企參上、可被明申候、若無其儀
者、有後悔欵由所候也、恐々謹言、

正安元年九月廿日

吉国奉

謹上 右馬大夫入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇三九号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一二 鹿屋院雜掌兼信申状

嶋津御庄大隅方鹿屋院雜掌兼信謹言上
(二の1)

欲早領家一乘院鎮西御代管領匠作退座(之)上者、當院惣地
頭名越尾張孫次郎殿代官、有限領家御進止地、令押作六
十余町水田并在家山野等、抑留追年領家御年貢濟物等上、
適僅遂内檢地、重(令)押作三十余町水田・同在家山野等、
毎年々貢濟物抑留間、彼是年々積不可勝計上者、所詮、

康元之年以后悉遂結解、云御年貢、云下地、被糺返子細事、

副進

一通 地頭代官等年貢抑留注文

一通 同下地押領注文

右、於當院者、為領家一圓所務、至下地者、弁濟使進止也、佛神事之重色、公家武家之所課、吳于他、仍雖為地頭名、領家年貢不可有對捍之由、貞應・嘉祿・寛喜代之御下知炳焉也、況以領家御進止地、不相糺^繪領家御使并弁濟使、追年之貢一向抑留之上、適所遂内檢下地等、同押作之、令抑留御年貢、剩押止田貫社御米之間、年之積不可勝計、所詮、康元以後悉遂結解、云御年貢、云下地、可被糺返之由、為蒙御成敗、粗言上如件、

元德二年八月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五五九号文書ト同一文書ナルベシ)

(二二の二) 注進

嶋津御庄大隅方鹿屋院惣地頭代官等、領家御年貢色之

濟物抑留并下地押領坪之在家山野等注文

合

一押作田三十二町五段貳杖仲 四八代^(斗カ)

御米一万一千五百六十一石七斗六升

此内可除地頭加徴米也、

是者令押作下地、不弁御年貢坪之分、自康元之年至元

德二年、一年別百五十六石二斗四升宛、

一田貫社水田九町九段 六斗代

御米二千九百九十七石八斗 除地頭得分半分定、

是者近年打止内檢、所令抑留年貢也、自康元之年至

元德二年、一年別廿九石七斗宛、

一大窪田六段四丈 五斗代

御米百五十九石八斗 此内可除地頭加徴米也、

是者貞津守地頭代官自弘安八年至元德二年、四十七ヶ

年間一向抑留、一年別三石四斗宛、

一上加伊多田二町二段^(文永二年取帳定) 五斗代

是者當院定蓮寺別當兼地頭雜掌宰相殿明賢、正應三

年以后抑留分、一年別十一石宛、

一馬庭田六段四丈 四斗代

御米十三石六斗

是者中村地頭代官嘉曆元年以後初五ヶ年間押作分、

一年別二石七斗二舛宛、

一以有限領家御進止下地令押領之、不及領家御内檢坪之

田數六十余町分 三斗代

御米一万三千三百二十石 除地頭加徴米定、

康元之年以後、一年別百八十石宛、

一同野稻島百余町 一三代

御米七千四百余石

是者野原三十三ヶ所内除當知行分定、康元之年以後、

一年別百余石宛、

一在家園之濟物代事

錢七千四百余貫文

是者園百余字分、康元之年以後、一年別百余貫文宛、

一久木本市地新事

錢百十四貫文

是者下村地頭代官、自正和元年至元徳二年十九ヶ年

抑留分、一年別六貫文宛、

一狩倉事

皮三千七百枚

是者領家御狩者打止之、地頭^ホ為宗、或狩倉跡在家

等仁不被相^(續)縞雜掌之間、取懸申于地頭也、康元之年

以後七十四ヶ年、一年別五十枚宛、

都合

御米三万五千九十二石九斗六舛

錢貨七千五百十四貫文

狩皮三千七百枚

一押作田坪之事但依為公田、每坪余田雖在之、取帳面所注申也、

合

宮前田六反^卍 上板吹田六反^卍

鏡田九反^卍 榎田三反

桑原田八反 樋渡四反

柚木田二反 鶴田一丁二反

田代田八反 新開二反^卍^口

柚木田一反^卍 加津根田八反

小田代六反 唯念跡一丁二反

山口三反 田上田一丁二反
 篠原三反 仲田六反
 加々留二反 荻原田四反 卍
 始娘田三反 卍 垣本二反
 寒水尻四反 新開一丁
 田代田四反 大池田四反 卍
 荻原新一反 小永田十
 崩下十 雜色新 卍
 始娘田六反十 卍 加那乃木三丁六反
 田部田一反 卍 須久保田九反
 池上新 卍 河良新六反
 大曲新一反 庄司 卍
 福定七反 新一反十 上寛作
 得万新十 黒太郎乍十
 北田二反 古世城田十
 渡瀬田 卍 久木本 卍
 小牟多田五反 寺前五反
 松本五反 樋渡五反

池尻二反 卍 同坪一反 卍
 曾田一丁一反 牛込一反 卍
 同坪一反 卍 荒蒔田五反
 新一反 二切 新一反 卍
 同新二反 小種 卍
 小牟多田四反十 古河新 卍
 池頭一反 松本二反 卍
 中嶋二反 田崎 松本 卍
 窪田十 卍 小前田一反 卍
 助則新三反 河良田 卍
 上橋口三反 下渡瀬田四反
 鳥越田一丁一反 口町五反十
 下牛垣四反 上牛垣三反 卍
 永水取二反 卍 平田一丁二反 卍
 上鼻田二反 牟呂田三反
 大窪田六反 卍 上加伊多田二丁二反
 馬田六反 卍 切々
 一田貫社田九丁九反

- 一 押領田六十余丁村々分
- 一 園々注文
- 一 所藤三郎則光(上津岳)
- 一 所物太郎
- 一 所藤五別當
- 二 所下津岳
- 一 所紀三宗吉
- 一 所狩窪紀藤別當清宗
- 一 所大明神田上
- 一 所中村源太郎
- 一 所福礼命婦
- 一 所弥中次
- 一 所時取庄司
- 一 所瀬貫
- 一 所皮籠弥太郎清房
- 一 所佐加利山六太夫
- 一 所六郎
- 一 所田崎弥藤太郎
- 一 所高井田二郎
- 一 所新源太細工重房
- 一 所藤平次
- 一 所崩内行松弥二郎宗弘
- 一 所田上名頭紀藤別當成久
- 一 所紀三次
- 一 所皮籠四郎清平
- 一 所大窪小藤太別當
- 二 所帷麻房西信房元弁濟使堀内
- 一 所二郎大夫
- 一 所吹上權別當則安
- 一 所律迫梶取房
- 一 所弥五別當池上
- 一 所郷原武重脇在家在之
- 一 所細工房
- 一 所小藤太郎
- 一 所踏繼弥二郎
- 一 所宮仕五郎
- 一 所草七大夫利房
- 一 所高岳宮原
- 一 所得万原
- 一 所馬庭新大郎別當
- 一 所長崎權次郎
- 一 所權次郎別當
- 一 所弥平太檢校守門
- 一 所權大夫貞正
- 一 所野間尼田崎
- 一 所窪園河内大夫守近林江
- 一 所老弥二郎國道
- 一 所青木
- 一 所王平末平
- 一 所中三郎
- 一 所大曲覺文
- 一 所曾田河内五郎弘用
- 一 所羽伊師弥太郎
- 一 所藤伴大郎田屋
- 一 所清水弥二郎
- 一 所加津根田
- 一 所新二郎
- 一 所專當守重
- 一 所加伊多田溝口
- 一 所綱丁三郎
- 一 所久木本源藤次
- 一 所古世城
- 一 所弥大夫
- 一 所紙漉
- 一 所五郎別當貞正
- 一 所圖師覺印四ヶ所在之
- 一 所梶取房多福平六居
- 一 所和田新大郎
- 一 所當時地頭所池上
- 二 所白崎

廿八ヶ字加横山木原定 二所加那乃木

笠野岩屋迫数字 吉別苻数字

桶工六ヶ字 行走数字

茗荷迫数字

一野原注文

立山原 平見 竹山

得万 福岳 肥迫

牧内 谷田 紙漉

板吹 茗荷迫 中

阿内木 行走 桶工

柿 堀内 打門 大曲

笠野 北野 小牧 白鶴

加那乃木 吉別苻 鳥越 船岳

木原 横山 田崎 郷 立神原

一狩倉注文

大炊平 走出 立山 小板屋 牛平

由須乃木 狩谷 白木 大板屋 高牧

荒平 寺尾 牟礼 黒山 屎比利山

楊橘之小平 赤木平 須田木 内乃小平 中武

鋤崎 東吹 西吹 妻鹿平

右、水田在家園、山野大略如斯、此外尚以押作在家以下在之、且注文如件、

(本文書ハ「旧記雜録前編」一五六〇号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一三 長田周防介請取状

請取申斛之事

一能米五石数十

一赤米五石かす拾

一大豆老石かす二ツ

一ミそ桶一ツ

慶長四

五月廿九日

有馬治部左衛門殿

北原淡路守殿

鹿屋周防介殿

有川備前守殿

長田周防介〇_印

御文書写

○一四 島津元久安堵状

日向國三俣院北方辨分内長田名事、爲本領之間、任先例可知行之状如件、

嘉慶二年八月廿二日

(島津元久)花押
陸奥守判

鹿屋周防介殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」四七〇号文書ト同一文書ナルベシ)

○一五 島津元久宛行状

於山東關所出來時者、三十町爲給分、可宛行之状如件、

應永三年十一月七日

(島津元久)花押
藤原判

鹿屋周防介殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」五六九号文書ト同一文書ナルベシ)

○一六 島津元久宛行状

嶋津庄大隅方鹿屋院内下村辨分、中村池上名辨分、田上名堀内、爲本領上者、地頭領家職事、一曲所宛行也、任先例可領掌之状如件、

應永七年正月廿五日

(島津)花押
元久判
「元久貞治二年
應永十八」

鹿屋周防守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」六四四号文書ト同一文書ナルベシ)

○一七 島津元久宛行状

大隅國鹿屋院下村地頭職事、依爲由緒、爲給分所宛行也、任先例可令領^掌知之状如件、

應永七年八月七日

(島津元久)花押
陸奥守判

鹿屋周防守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」六六〇号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一八 島津元久書状抄

一 壹通無年号無之二月十三日

但墨ウスタ相成分り兼候故、文面略ス、

(島津)花押
元久判

かのやとの
鹿屋殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」七一九号文書ノ抄ナルベシ)

(島津)花押
久豊判

北郷殿

椀山殿

山田殿

鹿屋殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」八三三号文書ノ抄ナルベシ)

〇一九 島津久豊書下

三ヶ國錯乱時分、殊被致忠節間、達本望時者、本領鹿屋

院事、當旅人等立替、一圓不可有子細、仍状如件、

應永十九年十一月廿五日

(島津)花押
久豊判
「八世
久豊公
應永三十二」

〇二一 島津久豊書状抄

一 壹通無年号無之六月十五日

但書前条同断、

(島津)花押
久豊判

鹿屋殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」八七八号文書ノ抄ナルベシ)

鹿屋周防入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」八八二号文書・八九四号文書ト同一文書ナルベシ)

〇二〇 島津久豊書状案抄

一 壹通無年号無之九月廿一日九ノ時

但墨ウスタ相成分り兼候故、文面略ス、

〇二二 犬追物手組

犬追物手組之事宝徳三年
九月八日

「九代忠國公
御代ト見ユ」

陸奥守十二疋
國守

嶋津伯耆守三疋

嶋津四郎四疋忠國公

龜房丸十二疋

嶋津三郎左エ門尉三疋

市來筑前守五疋

壹反

近道下

肝付河内守七疋

加治木三郎六疋

同名

同先

嶋津遠江守五疋

嶋津金松丸四疋

三反

内ノ丸

嶋津薩摩守十三疋

又三郎八疋

三才大脇名

野村新七郎先

檢見

五反妻方上下
鎗流馬田

山下

鹿屋周防介

公田四反

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三四六号文書ト同一文書ナルベシ)

御重恩シ

〇二三 某覚書

(前欠)

天正八年二月吉日

(伊集院) 忠棟

(本田) 親貞

鹿屋権助殿

之原ニ呼出、三人共ニ討取申候、右三人爲討取日三月三日、依之毎年八月三日志布志寶滿寺相頼、水施餓鬼仕候、

〇二四 坪付目録

目録写

切紙

日向國都於郡之内

鹿野田名

サン先

〇二五 長寿院盛淳・鎌田政近連署領知目録

御番手被仰付居住、依其少々賜領地日州志布志蓬原村之内、再移居于志布志、依之子孫相續而住居于此矣、

目録写

印

日州蓬原村之内領知目録

鎌田和樂先

一 市園屋敷

壹反九畦拾歩

壹反三畦二歩

壹反四畦五歩

壹反拾歩

壹反

新カイ

同所

トモノキレ

同所

道下

以上六反六畦廿七歩

内 三反御加恩、残テハ寄替、

畠方貳反

鎌田出雲守

政近判花押

文録(録)二年三月廿六日

長壽院

盛淳判花押

鹿屋周防介殿

〇二六 加増目録

加増目録

日州諸縣郡志布志安樂村

高拾三石六舛壹合六夕

勢藪之門

同拾石六計三舛九合

江藪門之内

高貳石五計

浮免

惣合貳拾六石貳計

此内二

返地拾六石貳計籠候、

右、知行拾石爲加増被宛行者也、

平田太郎左衛門

増宗判花押

慶長五年二月十八日

比志嶋紀伊守

国貞判

鎌田出雲守

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一〇八四号文書ト同一文書ナルベシ)

政近花押判

圖書頭

忠長

鹿屋周防介殿

〇二七 樺山久高覺書

樺山權左「久高親」門覺書寫「當時志布志地頭」

覺

一御普請之事、

一篋キリノ事、

一タノモソヤ之事、付竹尻之事、

一諸口番衆キホウハキノ事、

一板城戸之事、付城近山切マシキ事、

一弓鉄炮之事、

一城屋敷アラスマシキ事、

一番普請懈怠有間敷事、

一鹿屋周防介殿被存米之事、（飯脱カ）

一留限御蔵米之事、「留限」

一別濱ノ市也「別」

▽一秋月殿財部へウツリ之事、

一福嶋江性還之仁、諸事可被嗜事、（在）

以上

七月廿八日

樺山（久高）權左衛門（花押）△

（本文書ハ「旧記雜錄後編三」八一六号文書・「同附録一」二九四号文書ト同一文書ナルベシ）

（一四号文書カラ二七号文書ハ「伴姓鹿屋氏系譜」（冊子）所収ノモノナリ、但シ全テ抹消ノ印アリ）

〇二八 幕打次第之事口伝

■仕立次第之事

■壬寅庚申吉也、但八専四土用、

一二期彼岸四月七月大凶也、

一幕仕立所ニ女人ヲ禁スヘシ、

一ツキスワウヨツカハリ、サメ刀サメサヤノ太刀就中禁

忌ノ祠ヲ凶也、サテ役人ヨリ外ニ不可有、（手）□向ノ八幡

ニ向テ仕立ヘシ口傳、

一幕仕立座敷之次第

一鎧一領・甲一刎・箆一腰、矢ヲサシテ弓一張、白木ハ

ラス幡ハヒホヲトカス、二重一酒ヘイシカタカタ、肴ハコフノオリメ一切・搗粟三・ノシ鮑一ハ、肴ハ主ハカリ、口傳、酒ハ一コン也、

一其日之天一神ニ向テ可祝有、

一本地比沙門ニテ御座候間、幕ノ本尊ト可得心、幕ノタケハ五間可成、繩ノタケハ七間可成、

一チノタケハ四寸、廣サ五分、幕ヌイ付候分一寸也、

一チノ数五十一口傳、チノアイ一尺二寸、

一幕繩ウチマセナラハチモ染マセソメナハ以下廣ハシヤウクハン也、

一大幕ハ二丈ヲ一丈ニ仕立候也、

一幕ノエハ、幕ノハシ一尺五寸ヲキテ書候、是ハ両方之夏也、中ヨリ書始テハシニ書留候、又中ニテモ書納候、

一五ノニ有口傳、スソヲ一ノ、ト云、二番ヲカツノト云、

一三番ヲ物見布ト云、四番ヲサメノト云、五番ヲテ付ノト云、又一番ヲカムリノトモ申也、ヌカウノトモ申也、

一幕ヲ引タラシテフム夏モ恐可有、幕ノ面トハ中ノ文ヲ云也、

幕ウチ始夏其日ノ玉女ノ方ヲ引合用也、花見ナントノ時幕ウツ様コシ車ニハ右ノ前ニウツヘシ、武用之時左ノ前ニウツ也、

一幕ニ具足ヲ立ソエル事、以之外凶事也、若ハ守護大将軍計懸候也、

一幕ニ懸物母衣ヨリ外ハ不可有、可秘、ト口傳、

一幕ヲウチ始事、破日ヲ用也、口傳破日ハ中段也、

一幕ウチ始事、三人ニテ打也、タ、ム時ハ一人シテタ、ム也、チノ数五取テタ、ムヘシ、タ、ム人賞翫也、

一幕ニハ曳ト云ヲ凶、

一幕タ、ム時、チノカタヲ内ヘ打合テ、中一所ヲ可結、

一幕ノ繩ニテ可結口傳、

一幕ツクシノ寸法之事、七尺八寸八分、土ヘ入分八寸八分五本、口傳四本、

一幕ヌウ糸長サ五尺、右糸左糸タリ、糸ノチカイメ五寸口傳、サレハ物見之次第口傳、見物之時ハカウカイテ

イ、タワリテアケテ置候、武用之時ハ其糸ニテ如本ヌイ留候也、サレハ糸ヲ切ススムスハヌ也、何モ有口傳、

覺之一流如此、

一幕ノ關名、

一シルシ關、二勝尾、三メクリ合ノ關、四ムスフノ關、

五マケスノ關、六テキナシ、七平カノ關、八クスシノ

關、九チカシ、十他ナシ、十一忠節、十二約束ノ關、

十三云成ノ關、十四二鳥、十五イウコト、十六カハラ

シ、十七イクラ、十八カリソメ、十九エウノチ、二十

光ノ關、

一五ノ紺ト云幕之事、

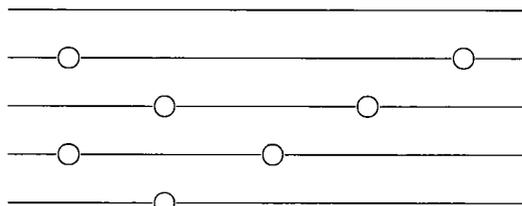
右此流ハ、奥州秀平之御所之息武藏守相傳、其後松嶋

左京亮光種相傳、同金山左京亮相傳、其後武藏照菅蒯

御貴良藤原之朝臣親忠相傳、今文明十七年八月吉日

貴良藤原朝臣示爲心、同爲心不字有、掃部承忠勝、其

後伴朝臣兼通于時源朝辰傳訖、廣朝相傳訖、



幕ツクノ上ノアマリ一尺二寸オキチ金ヲウツ也、十二月ヲ表ル也、

一尺二寸五分ヲル

チハ兩方ノハン計ニツヒキソエテ付候、チノ數ハ三十二モ付候、廿八モ付候、五十一モ付候、可有

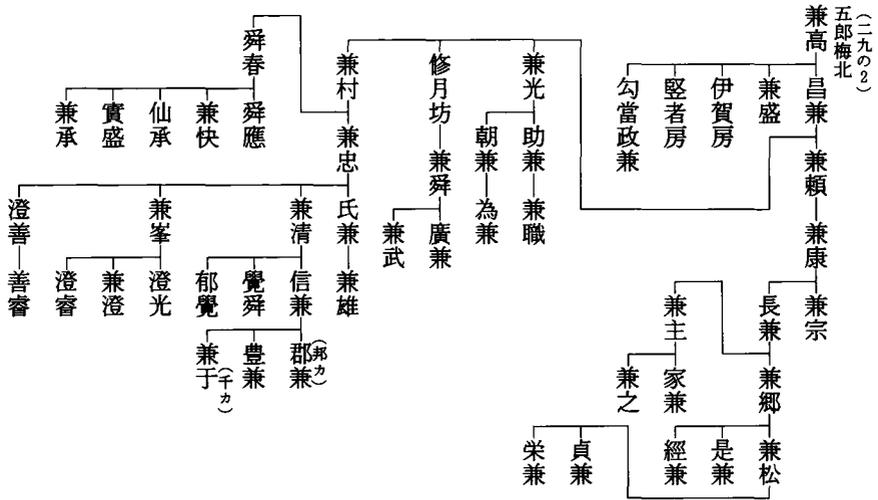
○二九 肝付氏庶流系図抄

(二九の一) 四郎和泉

行俊—兼清—兼宣—兼基—兼季—兼右

兼連—兼左—兼政

友兼—女子

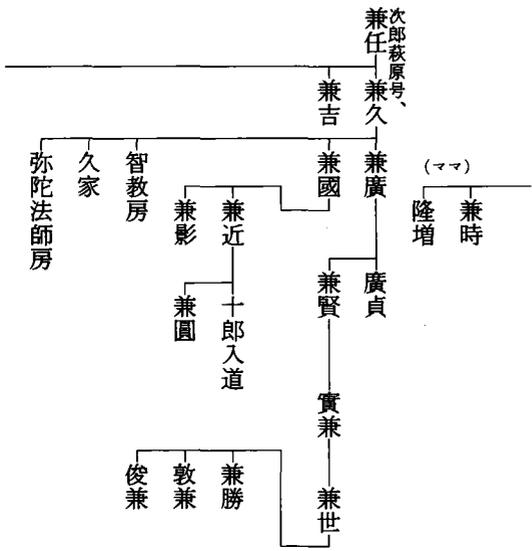


(二九の2)
五郎梅北

(二九の3)
伴家幕文ハキツコウノ内ニ足上タル鶴ニツ共ニクモテヲ
合根ノヒノ松ヲ一本ツ、クワユル、幕中上三ノハ白、下
二ノハ黒ハ 妙見氏神也、三俣院神柱大明神也、

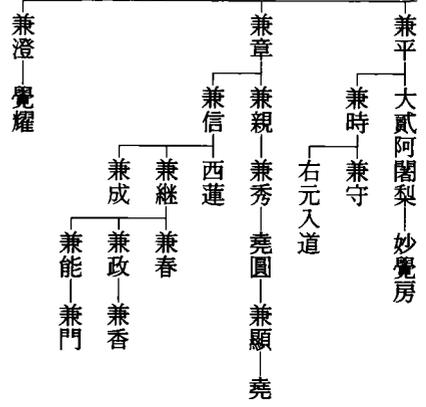
〇三〇 萩原氏系図抄

(前欠)



次郎萩原号、

(ママ) 隆増



感
応
寺
文
書

○ 一 琉球国中山王書状写

^(標) 椽殿寺住持為龍節被越海、因玆簡令披閱、權悅不淺者也、

殊鎧壹領鎖威並甲鍬形同毛収納珍重、雖為不腆之方物、

表微礼蘇木貳千斤進呈之、一覽多幸万緒忻慶不備、

林鐘二十日

琉球國

中山王

印也

嶋津陽久公

回章

(本文書ハ「旧記雜録附録一」二五三号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 二 樺山久高知行名寄目録

知行名寄

一 浮免

野田村之内

与中田 九せ畝町十一之内

下田三畝 初式表

佐藤

孫左衛門尉

岡島 六せ廿分之内

下々島壹畝廿七步大豆壹斗

彦次郎

川ほね 一七十分畝町十四之内

下々田拾歩 初三升五合

九反ノ

仲左衛門尉

合田島五畝七步

初大ソ二俵一斗三升五合

高ニシテ七斗九升五合六勺五才

右知行内場不足之足地之内として令支配者也、

元和五年

三月拾三日

樺山美濃守

印

感應寺

○ 三 山奉行所連署紙手形

紙手形

末留枝持 長四尋壹尺五寸

一杉壹本 本三尺貳寸廻

宇都枝持 長三尋三尺五寸

一同壹本 本三尺五寸廻

末留曲木 長四尋四尺

一同壹本 本三尺七寸廻

寺中

同所

同所

合杉三本

右者、其元感應寺修補用トシテ如例無代銀被給候間、

各々見届、木違無之様ニ堅固ニ可被引渡候、聊緩せ之

儀有之間敷候、以上、

山奉行所

卯七月十二日

三原限右衛門〇^(甲)

鎌田弥右衛門〇^(甲)

伊藤作太夫

野田

行司衆

竹木見廻衆

一町三反

三反

三反

卍

卍

六月十七日

(花押)

(本文書ハ「感応寺書類全」ニテ補フ)

○ 四 島津久世宛行状

薩摩之国山門院西方之内筒田五丁并薩郡之内天辰別分之
事、一向給分宛行所也、無相違可有知行状如件、

^(島津)
久世(花押)

應永十七年十二月十一日

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」ハ〇七号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 五 某坪付

坪付

○ 六 感応寺太叔尚祐証状

先年田与池相博之事無子細、雖然寺家寸土依為大切、以
衆評返地御寺申上者、田地當毛之上、如旧令知行者也、
仍為後證之状如斯、

文安元年甲子六月十一日

前建長(尚祐)太叔(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二九七号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 七 感応寺田帳之日記

感應寺

田帳之日記

一 脇下 三段

屋敷一所 藻水吹切ニ通而寺山有、同寺嶼

一 山口 一町七段 屋敷一所

一 餅飯町九段 屋敷一所

一 塘田 三町〇同処八段

蓮池六段田共

一 土瀬戸 八段同処一段

一 保ヶ鳴起迫六段

一 西茂田 六段四策

一 芦刈 五段同処櫻谷一段

一 城下町四段二策同処堀町大神山之界ノ法木之下者寺領

同処野鼻有、

一 新弥堂后二段三策

一 柿埜 九段此内否一段屋敷一所

一 薦土山 三段処有、

一 山之口 一段同処堀町

一 河原田 六段同処上桑原一町作四段否六段同処二保但

一段此内作一策否四策同所二段田

一 森町 六段 落水五段此内作二段否三段

一 榎木田 六段二策

一 庄塘 九段同処下塘四ヶ所否保田此内一所ハ金井之分也

一 下桑原田二段

光明院之分

一 九段一杓田三段否

隣竹庵之分

一 小山田 三段三策 牛縛三段尾多田三段橋口二段今欠

タリ、

金井之分

一 松下 三段静啓之寄進

一 (灯カ) 油屋敷付田二段

(敷カ) 今欠タリ

寺塔頭共

十町二段

此内本寺之田ノ否町一段有、

本寺屋敷之分

上巳 一石四斗四升

此内二斗自作

光明院之分

上巳 一石三斗五升

隣竹之分

上巳 一石五斗八升

金井之分

埜田 静啓寄進 二斗

野島 一斗五升 蔭本来有、

▽文明十五年癸卯小春吉日△

(本文書ハ五二号文書ニヨリ補フ)

○八 頼頼送別詩

薩陽南華藏局、從子員笈者一歳半、朝經暮史、孜々不倦、

一日俄告錦旋、不堪黙止、贈之以テ詩ニ曰、

萬里西行天一涯 多情惜別立昏鴉 思歸皆在穠風後 公

獨胡爲洛花

(朱印)

壽印 頼頼

○九 島津国久寄進状

天辰周坊入道淨慶為菩提依望申、山門院西方之内水田松

本三段付島地之事、限永々令任付所也、仍所定如件、

文明十年十月十五日

嶋津薩摩入道國久(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一五三三号文書ト同一文書ナルベシ)

○一〇 中正書状

嵯峨慶壽院領并河内國觀心寺領等□和尙御管領安堵事

伺申候、可有申沙汰之由被仰出候、恐々謹白、

四月十六日

中正(花押)

飯尾殿

○一一 中正書状

周仲西堂

當住以前日々可被御書上候由被仰出(候力)

三月十七日

〔尾殿〕

中正 (花押)

弘治三年丁巳二月九日

見高城良真 (花押)

前任圓覺光璞 (花押)

〔端裏書〕

〇一二 徹堂証狀

感應寺
南堂西堂

「光明院買地狀 聖薰」

依為有歿後之用段、

光明院之中一斗五升地、四貫文買取候亶實也、以後於于

彼在處、不可有違乱候、四壁之竹木等買取内也、

于時延徳四年壬子彼岸吉日

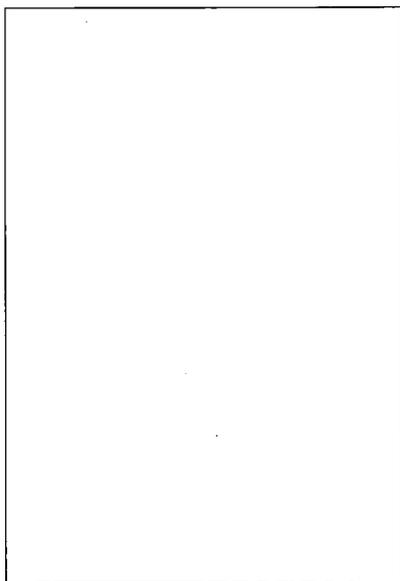
徹堂 (花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一七〇九号文書ト同一文書ナルベシ〕

〇一三 円覺光璞・高城良真連署書下

任先年一龍和尚拳達之旨、令登庸洛陽普門寺位者也、仍
状如件、

〔表紙、以下「鎮國山感應禪寺開基之由来」ナリ〕



鎮國山感應禪寺開基之由來

抑當寺者 御元祖豐後守忠久公初而當國江御入部之刻、
為 御菩提最初之靈場、建久五甲寅年本田石見守親經
蒙 太守忠久公之嚴命、被于當寺草創本州不二之為法
窟、因茲山曰鎮國、寺云感應者斯所謂也、
(朱印、印文「京
都相國寺院尼
出張所之章」)

鎮守

天照大神宮 新田八幡宮 開聞正一位

一九社宮 諏訪大明神 山内三所大權現 北野天滿宮

熊野大權現 八幡大菩薩 寶滿大菩薩

先年伽藍

一 普明閣山門 一 圓通閣佛殿 一 法電堂法堂 一 不二軒

書院 一 選佛場僧堂 一 庫司 一 茶室 一 浴室 一 鐘

樓

十境

一 山家村開山堂 一 甘露井 一 消災池蓮池 一 鉢孟峯

岳山 一 一 一 一 一 一

本尊并脇立附土地祖師

一千手觀音 持國天王 增長天王 大現
多聞天王 廣目天王 達磨

一 開山千光國師 「何レ七定朝作」

一 嘉祿三丁亥年六月十八日、豐後守忠久公御年四十九歲
於相州鎌倉 御逝去、 御法名得佛「道公」大禪定門、

一 安貞二戊子年六月十八日、為 忠久公御骨堂寺内江光

明院御建立并御石塔御崇立、

一 安貞二年八月十八日、光明院江水田三町御寄進狀下野

守忠義御判

一文永九壬申年四月十日、下野守忠義公享年七十七(衍之)一御

逝去、 御法名 道佛大禪定門、當寺江御石塔御崇立、

一 弘安七甲申年閏四月廿一日、下野守久經公行年六十歲

御逝去、 御法名 道忍大禪門、御石塔御崇立、

一元享三癸亥年如月吉 (マ) 河内守忠宗公御再興云々、

一元享四甲子年二月日、金井軒草創本田石見守開基、

一 開山雲山大和尚諱曰祖興 〔中興〕

住山二十二年 從元享三癸亥年
至康永三甲申年

傳曰、雲山與大和尚者山城國平安城東惠日山東福禪寺開
基曩祖圓爾大和尚聖一國師之的孫、圓鑑大禪師藏山大和

尚之(弟)の第也云云、肥州高城寺ヨリ入寺、

一元享四月二月、太守忠宗公之御書札從鎌倉到来云云、

一正中二乙丑年十一月十二日、河内守忠宗公享年七十五

御逝去、御法名 道義大禪定門、御石塔及 御牌御

崇立、

一建武三年四月一日祈願所御教書一通、大相國尊氏御判

從元享三年 河内守忠宗公 上總守貞久公 御両主於

當寺御再興、則表洛東惠日山東福禪寺之境地而七堂伽

藍御造創、十境迄被移興隆之、寺領有御寄附、尊崇不

淺昌盛美々之地云々、

一佛殿造立地引折紙一通、大禮那上総守貞久公御判

一同造宮用木折紙一通、同御判

一同造營之時人夫狀折紙一通、同御判

一同立柱儀式、同御判

一同上棟之儀式、同御判

一同上棟之時合力註文一通、本田次郎左衛門尉貞親判

一貞久公之御書札一通

一御寄進狀一通水田三町之事、上総守貞久御判

一河邊郡内兩名御寄進狀一通、同御判

一新開田數目錄一通、同御判

一糊串頭無兩所塘田寄進狀一通、同御判

一折紙別府之内小松田一段御寄進狀五通、同御判

一開山置文一通、建武三丙子年九月廿七日祖興在判禮那嶋津貞久封裏云々

一將軍家卷教請取狀一通、奉行飯尾殿

一曆應二年十二月十七日諸山御教書一通、大相國尊氏御

判

一同年十二月廿三日十刹御教書被出云々、同御判

一開山塔置文一通、開山御判

一同所領坪付一通、同在判

一開山塔田地之狀一通、開山在判

一多田内田寄進狀付書札二通

一文書一通、雲山在判

一同一通、開山自筆在判

一折紙河邊所務之狀一通、上総守貞久御判

一糊串頭無之狀一通、本田次郎左衛門尉貞親判

一別符畠中寄進狀付書札四通

一本田次郎左衛門書札二通

一本田通禪寄進狀一通、針原田地之事

一本田（貞親・靜觀）靜親寄進狀一通

一本田後家祖圓寄進狀一通、山之口

一本田興璣寄進狀一通、井杭田

一本田兼阿栗林寄進狀一通

一本田兼阿檢斷之狀一通

一鶴田通秀薦土山之狀一通

一上桑原田山門郡司家泰判形

一森町寄進狀一通、家雄判形

一塔頭文書一通

一諸文書注文一通

一惣田地合二十三町寄進狀一通

一島地一町五段之狀一通

一康永三甲申年九月廿日雲山大和尚齡歲七十一入定、有
辞世、偈曰、

歸元一曲 説似（ア）虚空 泥牛吼月 木馬嘶風

開山頂相之讚曰、

〇一四 雲山和尚頂相讚

鎮國山感應禪寺者迺本州最初之法窟也、曆應第二之年、

本州刺史藤原朝臣島津公之京謁見大將軍尊氏殿下、殿下

喜色之餘問公曰、公之國今有繚林之可與禮樂者否、答曰、

有也、蓋遊窟之魚不大也、故殿宇隨地而小矣、豈其豫睿

問乎、殿下使下使价、問本寺來由并主盟之家風、主盟雲

山和尚、不說其攸來由之事、唯賦一偈答睿問、其偈曰、

休将名字問禪徒 利養紛華與道疎
只憶祖庭秋已晚 山家村裏送居諸

殿下展書、感歎相甚、輒聯三十一字詠歌答焉、其歌云、

さそなけに都のとをき山のはに
くもらぬ月のひとりすむらむ

繇焉終登本寺、加初地之列刹焉、諒太守豪華亦和尚之德

力也、▽當主席徹堂禪師、求予斯記、忽奔筆云、南太門

拜首

辞世 歸元一曲 説侶虚空 泥牛吼月 木馬嘶風△

（▽△ハ雲山祖興ノ頂相圖讚原文ニヨリ補フ）

康永三甲申年九月廿日七十一入定

(本文書ハ「旧記雜録前編一」二〇七三号文書ト同一文書ナルベシ)

一 第二世田翁大和尚諱曰祖珪

住山十八年 從康永三甲申年
至康安元辛丑年

一 觀應二辛卯年三月寺中

一 延文三戊戌年四月廿九日、大將軍尊氏公享年五十四

薨御、御法諱

等持院殿贈大相國一品仁山義公大居士台靈、右御牌

御崇立、

一 延文三年七月五日貞久公御書札從京都到來、

一 延文四己亥年二月時中ニ領春齊澤龍軒造立、

一 貞治二癸卯年二月廿五日田翁大和尚示寂、

一 第三世大圓大和尚諱曰祖通

住山十五年 從康安元辛丑年
至永和元乙卯年

一 貞治二癸卯年七月十三日、上總守貞久公行年九十五

御逝去、御法名 道鑑大禪定門

御祭文曰、

〇一五 島津貞久祭文

維貞治二年歲次癸卯夷則十三日、大禮越前總州 太

守貞久公示于寂華第寢室、越於十三日、鎮國山感應禪

寺住持比丘祖通、謹具溪毛菲薄之奠以昭祭告于 道

鑑大禪定 尊靈龜前曰、惟靈

爵祿俱高 德音其淳 鎮撫國家 世号嶋津 行螽斯化

子孫誥誥 公道無私 有刑有仁 惠先纘寡 愛育萬民

文武兼備 名聲日新 曾謁大樹 師資義純 公也於我

相近相親 俄然今秋 易簣婦真 蝶夢忽驚 九十五春

嗚呼悲哉 悠悠蒼天 我思不伸 突聞訃音 來見宮震

蕙帳空殘 不見其人 亦若可贖 誰不百身 時雨漣漣

双淚滿巾 綴荒唐文 以展我諄 灌鬱鬱草 以降其神

伏以尚享

一 貞治二癸卯年七月右 御石塔并御牌御崇立、捐館 感

應寺殿前總州太守道鑑大禪定門尊靈、

一 寺家註文一通、大圓和尚在判

○一六 足利義詮補任御教書

公帖

真如寺住職事、任先例可被執務之狀如件、

貞治三年五月十五日

源朝臣義滿御判(詮カ)

祖通西堂

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一四四号文書ト同一文書ナルベシ)

感應寺長老

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二九号文書ト同一文書ナルベシ)

一 應安六年三月寺中造創本會軒隣竹庵道交軒、

一 永和元(マツ)年二月時正退于當寺、莫根于長壽寺開基、

一 永德三癸亥年九月七日、暮齡九十一、大圓々寂隱居、

一 第四世答叟大和尚諱曰祖問(向)

住山三十二年從永和元乙卯年
至應永四丁丑年

○一七 足利義滿御教書

祈禱繪旨并禁制狀

祈禱申於當寺、殊可被抽懇祈之狀如件、

應安五年九月四日

大政大臣義滿御判

感應寺長老

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二八号文書ト同一文書ナルベシ)

○一九 足利將軍家御教書

公帖

相模州東勝寺住持職事、早任先例可令執務給之由被仰下所也、仍而執達如件、

康曆二年三月朔日

細川武藏守頼之判

祖問(向)西堂

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二四〇七号文書ト同一文書ナルベシ)

○一八 足利義滿御教書

右於當寺、軍勢并甲乙人等不可致濫妨狼籍(籍)、若有違犯之

輩者、可處罪科之狀如件、

應安五年五月四日(九)

同御判

一至德四丁卯年閏五月四日、陸奥守氏久公行年六十歲

御逝去、御祭文

○二〇 島津氏久祭文

維至德四年歲次丁卯潤五月四日、修理亮藤原氏公前奥州太守齡岳久公大禪定門示于寂寢室、越於初四日、薩州鎮國山感應禪寺住持法末比丘祖問、謹具香花蘋蔡之奠昭告祭于尊靈之前日、伏惟久公大禪定門、萬民父母一家所倚、看予如子、旁被指示、吁嗟二豎俄至四蛇走避、於戲日月有餘、人豈無死而不亡者聖賢而已、蝕龍堅一爐、雀舌一器、無訝定疎、清鑒微志、伏惟尚亨

一應永十三丙戌年八月廿九日答叟大和尚六十九遷化、

一第五世天窓大和尚諱曰祖杲莫祢鄉長壽寺ヨリ入寺、

住山十年從應永四丁丑年至應永十三丙戌年

○二一 足利義滿補任御教書

公帖

長樂寺住持職事、任先例可被執務之狀如件、

應永九年六月十八日

大相國源義滿御判

祖杲西堂

(本文書へ一旧記雜錄前編二六八五号文書ト同一文書ナルベシ)

○二二 祖杲辭世句

一應永十二乙酉二月日草創東西山永林寺而為第一世、後又莫祢鄉多田村醫王山永福寺造立、于爰示寂、一應永廿五戊戌年九月廿四日暮齡八十九赴西、辭世曰、

金井千尋汲不渾、山前不廢舊田園

八功德水分一滴、漂漂高風人境存

一第六世徹宗大和尚諱曰通音莫祢鄉長壽寺江隱居、

住山五年從應永十三丙戌年至應永十七庚寅年

○二三 足利義量補任御教書

公帖

東勝寺住持職事、任先例可被執務之狀如件、

應永十六年七月朔日

左大臣源義量御判

通音西堂

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七八号文書ト同一文書ナルベシ)

一 永亨元己酉年十月三日 徹宗大和尚圓寂、

一 第七世無際大和尚諱曰日照

住山五年 從應永十七庚寅年
至應永廿一甲午年

○二四 島津久世宛行狀

(本文書ハ四号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

○二五 総州島津久世証狀

一 河邊當所間寺領事、或書札惣抄五通云々、

應永十八年二月十五日 同判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二八一三号文書ト同一文書ナルベシ)

一千束野寄進狀一通

應永十八年三月五日

同在判

○二六 足利義持補任御教書

公帖

普門寺住持職事、任先例可執務之狀如件、
(被脱カ)

應永十九年七月晦日

大政大臣義持御判

日照西堂

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二八八号文書ト同一文書ナルベシ)

一 永亨八丙辰年四月三日 無際大和尚示寂、
(享)

一 第八世太叔大和尚諱曰尚祐

住山三十七年 從應永廿一甲午年
至宝徳二庚午年

○二七 足利義持補任御教書

公帖

攝津國善住寺住持職事、任先例可被執務之狀如件、

應永廿二年十月四日

源義持御判

尚祐首座

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二九三七号文書ト同一文書ナルベシ)

○二八 足利將軍家御教書

同

真如寺住持職事、早任先例可令執務給之由、所被仰下也、仍而執達如件、

正長二年五月十五日 烏山左衛門督持國入道徳本判

尚祐西堂

滴一莖艸、你乃掃塵求佛、被既拋瓦引金、只向有錢家、定得無價寶四天勳力九社神點頭、

嘉吉貳年壬戌七月日

一馬一疋 持久御判

一馬一疋 熙久御判

一馬一疋 大安丸

其外繁多之故不載之、

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一〇九二号文書ト同一文書ナルベシ)

○二九 千手觀音莊嚴勸進帳抄

千手觀音莊嚴勸進帳

○三〇 感心寺大般若修覆勸進帳抄

感應寺大般若修覆勸進帳

夫感應寺者、薩摩最初之禪叢、圓通解脫妙境、千手開

嘉吉二壬戌年七月日 藤原朝臣陽久御判(ヤウキウ)

千手眼、一國仰一尊可借白衣端嚴威光、翻身丹霞向上

久清御判

爐鑪、是以像殿聖教悉灰燼、雲水僧侶盍嗟嘆、於此幹

次郎丸

緣比丘海算沙水中探月若值大施主爲談老婆禪

一太刀一腰 常陸介忠兼判

右宐以西海九州隅開山祖懸永明百卷宗鏡東都萬里外鎮

一太刀一腰 刑部太輔久完判

國峯立常樂四德法門、因甚未運到、此時必有中興復舊

一太刀一腰 新助久武判

觀、石鐵腹宜切齒、露宿風飢嫌憚勞謂之報師恩名之修

一太刀一腰 入來院源左衛門重通判

冥福盡十方界、便檀越粒粒三斤麻、十二時中閑工夫滴

一太刀一腰 能登守貞綱判

一二十疋

伊作右近久晴判

一十疋

沙弥元左

此外諸士助力之人数繁多之故略之、

○三二 伊作久清寄進状目録

一 下桑原田并落水寄進状一通

嘉吉二年八月十三日

伊作左京太夫久清判

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一二八六号文書ト同一文書ナルベシ)

○三三 足利將軍家御教書

公帖

南禪寺住持職事、任先例可令執務給之由、所被仰下也、

仍執達如件、

文安五年七月晦日

細川右京太夫勝元判

大叔和尚

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三二八号文書ト同一文書ナルベシ)

○三三 聖慶外四名連署奉加状

納

大叔和尚御入寺御奉加錢之事

合佰貫文者

右、所納之状如件、

修造納所

都寺

都聞

首座

西堂

中漸判

梵舜判

中竺判

梵耆判

聖慶判

文安五年八月四日

侍衣禪師

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三一九号文書ト同一文書ナルベシ)

第九世無文大和尚諱曰慶章

住山十六年 從寶徳二庚午年
至寛正六乙酉年

莫祢郷中城山大藏庵ヨリ入寺、

一 寛正六乙酉年十二月十七日五十六無文示寂、

第十世徹堂大和尚諱曰聖薫

住山三十五年 從寛正六乙酉年
至明應八己未年

平安城東惠日山東福寺ヨリ入寺ト云、

〇三四 沙汰仁道仙寄進状

(本文書ハ五六号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

〇三五 島津忠国祭文

祭文

維文明二年歲次庚寅正月廿日、前奥州太守太岳譽公大居士示寂于私宅、越於廿日、薩摩州出水郡鎮國山感應禪寺住持法末沙門聖薫、謹具湯茗疎羞之奠以昭祭告于大檀越譽公大居士尊靈之龕前曰、惟靈靈山舊囑吾門、金湯明謀有利遊干戈場、掌指九州、威本四方、曾參大樹密旨承、當予又去夏從于洛陽相見、披霧真俗共亡、鎮山室內對榻商量機厭沈蘊語吐琳瑯、嗚呼悲哉、今年孟春却入無常、六十八歲羨黃梁、愁雲片片淚雨滂滂、返魂一炷蕪辭一章、叮嚀告祭伏賜鑒光尚亨、

一文明二寅年二月寺中ニ金龍院造創、忠國公御牌所、

一文明二寅年二月時正、太守忠國公御牌并御石塔崇立

捐館、金龍院殿前奥州大岳譽公大居士 神儀

〇三六 島津国久寄進状

寄進状

薩摩國山門院多田之内水田三段金龍院江奉寄進所也、仍而状如件、

文明二年二月十五日

薩摩守國久御判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一四五九号文書ト同一文書ナルベシ)

〇三七 坪久田嘉紹寄進状

同

薩摩國山門院多田之内八町作水田一段代四百地、依有志感應寺于金井軒令寄進所實也、為後日證文如件、
文明二庚寅年仲春時正 坪久田嘉紹在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一四五八号文書ト同一文書ナルベシ)

○三八 島津国久寄進状

同

(本文書ハ九号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

○三九 藏人左少弁藤原某奉口宣案

宣旨

明應七年十二月十四日

徹堂和尚

宜持賜佛宗大彌禪師

藏人左少辨藤原判(アヤ)

一延徳元己酉年十一月徹堂大和尚極樂寺再造立、

第十一世得翁大和尚諱曰崇収

住山三年從延徳二庚戌年
至明應元壬子年

寶樹山極樂寺ヨリ入寺、

一明應元年ニ又極樂寺ニ再住、

第十二世用堂和尚諱曰從龜

住山三十七年從明應元壬子年
至大永八戊子年

傳曰、俗姓者嶋津大隅守藤原朝臣忠長主之長子ニ而、

肥州八代庄妙見大菩薩江忠長主男子なきを悲ミ、一七

日夫妻通夜し被設、文明二年庚寅八月十六日午刻誕生、

懷胎前ニ妙見薩埵顯出、一株松龜を以忠長ニあたふと

夢見懷胎ありとかや、仍而童名龜松丸と云、十一歳よ

り出家し後ニ至、諱号從龜西堂といゑり、詳ニ行常記

録ニ見へたり、

○四〇 足利將軍家御教書

公帖

薩摩國感應寺住持職事、任先例可令執務給之由、所被仰

下也、仍而執達如件、

明應五年十月廿九日

細川右京太夫政元判

從龜首座

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一七五三号文書ト同一文書ナルベシ)

○四一 足利義植補任御教書

公帖

相州鎌倉建長寺住持職事、任先例可被執務之状如件、

永正十六年五月十五日

源朝臣義植^(兼)御判

從龜西堂^(首座)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一九〇五号文書ト同一文書ナルベシ)

一^(享)享祿元戊子年八月時正造創照影齋隱居、

一天文二癸巳年四月四日六十四 示寂、

第十三世州岳大和尚諱曰從益

住山四年 從大永八戊子年
至享祿四辛卯年

○四二 足利義晴補任御教書

公帖

普門寺住持職事、任先例可被執務之状如件、

享祿三年十月十七日

左大臣義晴御判

從益西堂

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二七〇号文書ト同一文書ナルベシ)

○四三 足利義晴補任御教書

公帖

建長寺住持職事、任先例可被執務之状如件、

天文五年八月十二日

左大臣義晴御判

尚珊西堂

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二八四号文書ト同一文書ナルベシ)

一永祿七甲子年七月廿日 樹蔭迁化、

第十五世南華大和尚諱曰從薰

住山七年 從天文九庚子年
至天文十五丙午年

傳曰、俗姓者 御當家 島津薩摩守國久主之五男、出家幼名爲心、後改從薰、始者道号南堂和尚ト云、改号

南華和尚、

山門院莫^(称)称郷峯前山長壽禪寺ヨリ入寺、

○四四 島津実久住持補任状

公帖

薩摩國感應寺住持職事、任先例可被執務之状如件、

天文九年十一月十六日

島津實久御判

収隆西堂

從薰首座

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三九八号文書ト同一文書ナルベシ)

○四五 足利義晴補任御教書

同

普門寺住持職之事、任先例可被執務之状如件、

天文十三年五月七日

左大臣源義晴御判

從薰西堂

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二四七一号文書ト同一文書ナルベシ)

第十六世奥叔大和尚諱曰収隆

住山三年 從天文十五丙午年
至天文十七戊申年

○四六 足利義晴補任御教書

公帖

真如寺住持職事、任先例可被執務之状如件、

天文十六年七月晦日

左大臣源義晴御判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五四八号文書ト同一文書ナルベシ)

一 永祿三^(マ)甲午年七月二日 奥叔入寂、

一 第十七世龍雲大和尚諱曰聖奥

住山四年 從天文十七戊申年
至天文二十辛亥年

傳曰、日州志布志龍興山大慈寺ヨリ入寺ト云、

一天文廿辛亥年十一月山門院末山金剛寺ニ隱居、

第十八世茂林大和尚諱曰秀繁
雪溪康和尚弟子

住山十五年 從天文二十辛亥年
至永祿八乙丑年

○四七 足利將軍家御教書

公帖

禅興寺住持職之事、任先例可執務之状如件、

天文廿一年六月八日

左兵衛督御判

秀繁西堂

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六六九号文書ト同一文書ナルベシ)

○四八 琉球国中山王書狀

(本文書ハ一号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

○四九 琉球国三司官書狀

就文船之儀、松下安慶入^(送カ)道奉尊書、蓋楞嚴寺於使節被令成渡海、因所賜之珍簡詳遂拜聞候、如尊意此方又雖無疎略之至候、依海路遠隔無音罷過候、彼文船之儀者從往古至鹿兒府之主君御即位代々文船無渡海之儀候、自然應時

於有要用之儀者、渡船之儀有之候、其謂未成分別候哉、從上古依隣國相者通音之儀、于今無相違、遠近之廻船連續候、近年不意日本賊徒之兵船往來無隙、閉塞海上候之間、海路不穩之由風聞候、然者當郡封内遠近之嶋嶼大小之津泊日夜無油斷晨夕致警固、然間難及自邦之格護、況於他國之禮儀今時分難成候所存之假不應尊命、聊以無疎意之儀候、殊更三司官楮國公五十束拜受、不知所謝候、為表非禮僞綿參拾把進呈候、此留多幸万緒期後音之時候、

恐惶謹言、

林鐘二十日

三司官

市來因幡守殿

阿久根幡磨守殿

猿渡伯耆守殿

竹田越中守殿

古墻山城守殿

回答

(本文書ハ「旧記雜錄附錄二」二五四号文書ト同一文書ナルベシ)

右琉球國兩通之書狀者、彼國 中山王より嶋津陽久江被進候狀一通、同一通者三司官より古墻山城守殿其外四人之衆江被遣候、右之写感應寺江有之候、書中ニ楞嚴寺と御座候者、感應寺十八世之住茂林和尚ニ而候、楞嚴寺ハ感應寺末寺之故、茂林彼寺江隱居被仕候、其時分琉球國江為御使渡海之由、為御一覽此節書写如斯御座候、

○五〇 某坪付

(本文書ハ五号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

○五一 感応寺太叔尚祐証状

(本文書ハ六号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

○五二 感応寺田帳之日記

(本文書ハ七号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

○五三 明慶外二名連署書状

態奉言上候、抑塔主御成就以來可遂御礼之處ニ爰元國家
錯乱、于今無礼之至誠ニ本意之外恐入候、仍去二月龍
岳西堂御退院頻ニ雖令抑留、堅御辞退不及是非候、尔
來無住持之儀候、尤京都本院新命雖可申請候、遠路且
者當寺不如意輸難成候而無其儀候条、此節南堂和尚被
成御住山、佛祖之御焼香、一衆門中所希候、其故者既
ニ先例曆應年中雲山大和尚十三代ニ御入院後、持明
院之御宇御祝香、将又二十五代大圓通和尚御住持正平
年中 後光明院御宇之御祝香萬歳萬福々々、殊更佛殿
再造之時分被成御納得ニ者、偏守家中興隆之基候、誠
ニ海陸遠路往還之儀不輸候間、則御納得一衆門中奉仰

候、猶々能圓行者可遂言上候、萬歳々々恐惶誠恐々々、

看坊

明慶判

塔主 聖擇判

衆中

明用判

十二月十二日
拜呈
感應寺南堂大和尚

衣鉢侍者禪師

右一通之書状者肥前之國高城寺より到來、書中ニ雲山
和尚与御座候者感應寺開山、大圓通和尚者感應寺三世
之住、南堂和尚者十五世之住持、後ニ者南華和尚ト申
候、

○五四 島津久元・比志島国隆連署手形

手形

- 木佐野原六番
- 一 松卷本 長五尋卷尺本之口六尺廻り
- 大廻之頭廿番
- 一 同卷本 長六尋本之口七尺廻り

同所卅二番
一 同卷本 長六尋式尺本之口六尺廻り

合松三本

右者、出水野田^(マ)之内長谷山江有之風折^(折)ニ而、感應寺

修理ニ入由被申付被給候間、手形於無相違者可被引渡

やうニ可被仰付者也、

寛永二年卯月十二日

比志嶋^(國陸)宮内少輔判

^(島津久元)
下野守

樺山美濃守殿^(久高)

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一八七四号文書ト同一文書ナルベシ)

〇五五 鎮国山感応禅寺末寺帳

鎮国山感應禅寺末寺帳

- 野田 極樂寺
- 同所 永林寺
- 阿久根 楞嚴寺
- 同所 長壽寺
- 同所 大藏庵

野田

感應寺心殿印

寺社
御奉行所

右御奉行所於門首座寫焉、

三冊之内

元禄十一年寅五月十八日使僧某寫之、

感應寺諸塔頭分

- 光明院
- 隣竹庵
- 金龍院
- 金井軒
- 道交軒
- 山家村
- 照影齋
- 瑞松齋
- 本會軒
- 不二軒
- 領春齋

野田末寺分

澤龍軒

金剛寺

惟俊庵

養狂庵

爲三寺

梅林庵

牡牛庵

永福寺

香林庵

金屑庵

高尾野末寺分

押紙^二
洞龜寺末寺曹洞宗

東禪寺

押紙^二
右末寺但龍昌院卜寺号相改申候、

超香庵

押紙^二
右同末寺

白雲庵

永超庵

文興庵

如意庵

押紙^二
洞龜寺末寺

長島之分

芳光寺

押紙^二
出水龍光寺末寺ニ罷成由也、

長光寺

觀音寺

阿久根之分

平田庵

寶福庵

地藏院

海田庵

寶蓮寺

洞昌庵

寶林庵

傳芳庵

栽松庵

松林庵

蓮華寺

押紙^二
廣濟寺末寺ニ罷成由候、

高城之分

三光院

意足寺

長樂寺

水引之分

西雲庵

林江寺

新福寺

長影庵

勝軍庵

德大軒

菱刈大口之分

大慈院

右、古者感應寺末寺、今中絶申候、以上、

寛文九己酉年十月廿六日 感應寺心殿印

寺社御奉行所

右、元禄十一年寅五月十八日、寺社御奉行所於門首座書

寫申候、

使僧

某寫之、

三冊之内
野田

感應寺末寺帳

一御免地

一御免地

一御免地

一御免地

一御免地

右者、御免地五箇寺之分、于今此方末寺仁而御座候、

以上、

一御藏入

一同

一同

一同

一同

一同

一同

一同

一同

野田

同所

阿久根

同所

極樂寺

永林寺

楞嚴寺

大藏庵

長壽寺

野田之分
金剛寺

惟俊庵

養狂庵

爲三寺

梅林庵

牡牛庵

照影齋

瑞松齋

出水瀨之浦分
香林庵

一 同				一 同			
一 御免地	片書ニ今ハ曹洞宗	高尾野之分	金屑庵	一 御藏入			觀音寺
一 同	片書ニ今ハ右同宗		東禪寺	一 御藏入			栽松庵
一 同			超香庵	一 同			臨諸庵
一 同			白雲庵	一 同			松林庵
一 同			永超庵	一 同			慶徳庵
一 同			文興庵	一 同			永福寺
一 同	片書ニ今ハ右同宗		如意庵	一 御免地	片書ニ今ハ伊集院廣濟寺末寺	水引之分	蓮華寺
一 御藏入		長島之分	芳光寺	一 御藏入			長樂寺
一 御免地	片書ニ今ハ右同宗		長光寺	一 山野ニ而候、			西雲庵
一 山野ニテ候、			觀音寺	一 御免地	片書ニ今ハ伊集院廣濟寺末寺		臨江寺
一 御免地	片書ニ今ハ真言宗院号文殊院	阿久根之分	平田庵	一 砂嶽ニ罷成候、			新福寺
一 御藏入			寶福庵	一 右同			長影庵
一 同			地藏院	一 右同			勝軍庵
一 御免地	片書ニ今ハ浄土宗寺号西安寺		海田庵	一 右同			徳太軒
一 同	片書ニ今ハ曹洞宗		寶蓮寺	一 御免地	大口之分		大慈院
一 御藏入			洞昌庵	一 御藏入	高城之分		三光院
一 同			寶林庵	一 御免地	片書ニ今ハ曹洞宗		意足寺
一 同			傳芳庵	一 御藏入			長樂寺

合五拾箇寺

右者、五十箇寺之分、任古帳此節相改、片書仕候而指上申候、已上、

貞享三丙寅年十二月十八日
野田 感應寺

利益印

寺社

御奉行所

三冊之内

右者、此節古帳見失仕候ニ附而、寺社御奉行所於門首座書寫申候、以上、

元禄十一戊寅年五月十八日

使僧某寫之、

右、當寺末寺帳失却仕候故、寺社御奉行所江其段申上、中取衆御取次ヲ以古帳申請、則御奉行所門首座ニ而書寫申候、以上、

于時元禄拾一戊寅年五月廿一日

感應寺

物外印

(冊子「鎮国山感応禪寺開基之由来」ハ以上ナリ)

〇五六 沙汰仁道仙寄進状写

薩摩州山門院西方西牟田之内佐夏田一段三百五十地、感應寺奉寄進候、此田ハ我等永代之本領ニテ候、他之不可有妨候、仍為後日之状如件、

應仁二年 戊子十一月十五日

沙汰仁道仙 (略押)

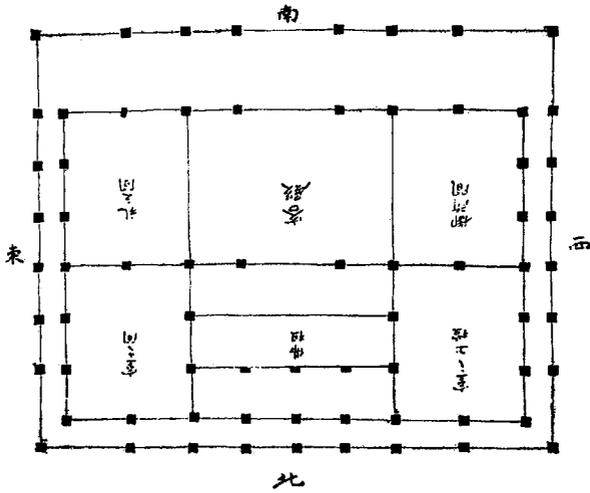
(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一四四号文書ト同一文書ナルベシ)

〇五七 客殿修造図

先客殿十六帖敷十間三尺

野田

感應寺



右客殿天正十三年菊月朔日ヨリ同十六年九月迄ニ
當寺十八世茂林和尚修造早、

〇五八 島津光久住持補任状

建長寺住持職事、任先例可被執務之状如件、

明曆二年十二月十七日

少将光久(島津) (花押)

宗説西堂

(冊子) (裏紙見返)

文政三年辰四月吉日 主人

橋口純兼書

正路堂

文政三年辰 四月吉日

主人

橋口純兼

〇五九 島津家より公儀江御書出之覚

嶋津家より公儀江御書出之覚

一嶋津家之元祖者豊後守忠久与申候而、頼朝公庶子スズノニ而

御座候、忠久子大隅守忠時、其子下野守久經、右三代東鑑に相見得申候、元祖忠久より當大隅守光久迄廿式カ、御系圖ニ而見合テ忠久公より光久公迄ハ十九代ニ而候得共、御家代ニ而御座候、督無キ日新公・久保公被書加候故、廿一代歟此説私ニ考ル、

一 太平記に嶋津上総入道と御座候者、忠久より五代貞久と申にて候、其外太平記に相見得候者皆庶流ニ而御座候、

一 日州於新納高城大友と合戦仕大友及敗軍候者天正六年十一月廿二日、其時ハ大隅守四代之祖、修理太夫義久ニ而御座候、

一 於肥前嶋原龍造寺山城守隆信リツフウシと合戦仕候茂、義久入道龍伯ニ而御座候、大將に差遣候ハ、三番目之弟嶋津中務豊久トヨヒサと申者ニ而御座候、隆信を討取候者川上左京久堅キマと申者ニ而御座候、于今其子孫有之、天正十年三月廿四日ニ而御座候、

一 於豊後利満シメツ大友と合戦、得勝利討取首数不知候、其時之大將ニ茂右中務豊久を差遣申候、
一天正十五年四月廿五日、太閤秀吉公トイ泰平寺江御着陣、

御先手小西撰津守殿・九鬼大隅守殿・脇坂中務殿、平佐之城を御責被成候、城預り桂神祇シメヅカ忠勝チカサトと申ニ而御座候、日州筋之惣大将羽柴美濃守殿、御先手宮部善祥坊、日州目白メシロ迄押寄陣取被成候、安國寺高野木食上人杯之暖ノカイニ而和陸御座候、同五月八日、龍伯泰平寺にて太閤江御目見仕候、

一 高麗江者、義久入道龍伯弟兵庫頭義弘、嫡子又市郎久保同道にて、文録モノ元年二月七日隅州栗野より首途カドテ、出水より出船、肥州名護屋江相渡、四月十二日名護屋出舟、同五月二日高麗釜山浦江着船、召連候軍士老萬余人、又市郎儀者文録モノ二年九月八日唐嶋ニ而病死仕候、依之又八郎忠經後號中納言家久と、同三年八月京都罷在、高麗江渡海仕候、

一 慶長三年十月朔日、高麗泗川ニ而得大勝利、討取首数三萬八千七百余、右為勤功官位被仰付、御知行御腰物拜領仕候、但秀吉公薨御以後ニ而、大老御判形ニ而御座候、帰朝者同年に父子同前ニ仕候、
一 嶋津萬吉ハ大隅守曾祖弟筋ニ而御座候、

一 嶋津中務豊久於関ヶ原戰死仕、其跡を萬吉元祖右馬頭江被仰付候、

一 鹿兒嶋城カキエノシノ構鹿相ニ御座候ハ、前代より居城構不申候、龍伯代にハ筑地壹重之屋しき江罷居、九州にも手を掛申たる仕合ニ而御座候、唯今之屋敷ハ右よりハ手増に御座候、大隅守身にあて心遣之儀無御座候故、只今之屋敷ニ而相濟申候、

一 代々一向宗禁制之事、余國之一向宗に相違、前代より領内江傳來、新宗之唱ウタ宗門廣め、同宗ニ而無之者ハ交り不申、宗門之親見殊更他國之そねミ、君臣之背法禮、親子兄弟之分をも不存、不作法之儀とも有之、代々禁制仕候、

一 犬追物者、元祖より家督之太守致相傳、射手之面々教來、元祖より九代之比、川上武藏と申者江傳授致させ、其子孫于今相續、師ニ罷成教來申候、毎月式日を定め、稽古日ニ而御座候、

一 関狩ハ諸士上下人數壹萬余山中を引廻、相圖之鉄鉋を討せ、是を廻り鉄鉋と申候、一門中より奉行申付、組

を分、行儀題目仕狩寄申事御座候、諸士山野之歩行列させ為可申ニ而御座候故、突に目を懸不申、人數其場を不迎様に申付候、先祖代々舊例に仕來申候、

一 日州ツツ飢肥ハ文明十七年迄ハ新納近江守忠續罷居、同十八年嶋津修理亮忠廉江預置候、

一 永録祿十一年、伊東殿領内此方より攻取、上原長門守江預置候、

一 同十五年、秀吉公より飢肥を伊東江拜領候、

一 江戸江相詰候諸士者三百石以上乗馬之奉行仕候、

一 騎馬之士者過分ニ御座候得共、騎馬之者於違非無御座候、乍然城下外ニ茂侍共召置候、其内に騎馬之者御座候故、御軍役相欠候様ニハ無御座候、

一 琉球者琉國開關以來國王ニ而御座候、八郎殿琉球江渡海ニ而、子孫出來申候、先王より王位讓被申、今以中山王八郎殿子孫之由ニ而、八郎殿事琉球之者皆貴申候、

琉球ハ永享年中に普廣院殿より當五代之祖陸奥守忠國依忠節拜領仕候処に、慶長年中薩摩江致無音候ニ付、右之趣 權現様江家久奉伺人數差越、慶長十四年夏攻

「九イ」

取申候、

一琉球より薩摩江在番之琉人上下四拾人、一年替ニ渡海仕候、當害之事ハ構不申候、鹿兒嶋より琉球江在番之者物頭之者江申附、上下百人計ニ而差越申候、交之儀者用事之節計ニ而御座候、

田地方之事

一高老石ニ付三ツ成半定代、永損干損之時者檢使を以相下ケ、豊年之時茂定代より上ニ納不申候、上田ハ四畦、中田ハ五畦、下田ハ六畦ニ而引并也、

一取納米之上ニ而高老石ニ付壹升か貳升か年ニより致取納候、是ハ屋敷之かこひ風構萬夫仕前代より百姓召仕候、遠方者無勝手ニ御座候由、百姓より断申出、右之通候、

一殿役米ハ、國之端ニ而他國之通稀に有之、宿馬并日用之者無之、家中の諸士、國中往來ニも百姓傳馬出申候、依之百姓江者駄賃米ニ而相渡候、

一新竿無之候、乍然御朱印高過分引入、少ニ而も田島出

來候様ニハ存新田申付候、且又右田高に甲乙有之、百姓痛入候ニ付、并竿入作徳三ヶ一に申付候得共、百姓より断申候故、四部六部ニ申付候儀とも前方ハ御座候、右通御朱印高不及候、

一漆・柿・茶納之儀、惣高ニ籠無地免、現地之端ニ而半分有之、納少分ニ而百姓取分御座候故ニ而候哉、前代より如此御座候、

金山之事并宗旨改之事

一金山之儀、明曆二年申六月廿六日御明被下、其節ハ自他國之者過分に入込、山中茂栄堀申候、寛文二年の比より山劣へ、漸人数二千七百人余ニ而堀申候、徳分無御座候、家数八百六拾四軒、長野山ヶ野佐司場迄洗濯女六拾人餘、傾城同前之者ニ而御座候、

一芹ヶ野問見堀、明曆四年戊六月廿五日國中可出様之処有之旨於御免者堀セ度旨、松平勝山様御肝煎ニ而御老中被聞召、先小人数堀可然旨被仰出候、吹金四貫四百且程も有之候、七當廻ニ而候得共、利潤無御座候、

山堀之者ニ堀取出、右金少下直に買取候時、五部増ニ拂候、然共上方賣場次第何れ茂利潤少分ニ御座候、且又山中江差越置候侍共、扶持方萬入目過分ニ候故、利潤之儀無御座候、然共能山（能山）も可有之哉与存召留不申候、右之外、利潤之儀ハ山中米高直ニ拂、又ハ口屋諸物少ニ而も入來候品十部吞取申候、諸受座法度ニ申渡置候、宗旨改、他國之者ハ國證文見届、其上口屋ニ而荷物改差通候、國中之者ハ時々札元江引合、證文見届相改候、山中領内之百姓入不申候、

一切支丹改、他國之者國證文見届、年中何度相改申候、領内之者ハ土迄も手札申付候、四五年に度度ツ、札改仕、城下ハ勿論ニ候、諸外城江奉行差越、吞人ツ、呼出、奉行見届手札相渡、其上年中他國之者同前ニ宗旨改仕候、

- 薩摩國拾三ヶ郡惣廻百拾八里式拾式丁
- 〔佐〕
 一 伊作郡 大口 山野 羽月 佐司
 霧田 宮之城 黒木 山崎 大村

- 蘭牟田 長野
 一 薩摩郡 百次 山田 高江 隈之城
 平佐 中郷 東郷 樋脇 入來
 泊村 二渡村
 一〇 鹿兒嶋郡 鹿兒嶋 吉田
 一〇 日置郡 日置 吉利 永吉 伊集院
 郡山 市來 串木野 郡山之内ニ而
 小山田村 比志嶋村
 但鹿兒嶋之内ニ入、
 一〇 阿多郡 阿多 田布施 伊作
 一〇 川邊郡 川邊 加世田 鹿籠 坊泊
 山田 久志 秋目 硫磺嶋 竹嶋
 黒嶋 七嶋 中之嶋 寶嶋 口之嶋
 平嶋 臥蛇 悪石 諏訪之瀬
 一〇 甌島郡 上甌嶋 下甌嶋
 一〇 穎娃郡 穎娃 山川之内
 大羅村 児ケ水
 一指宿郡 指宿
 一 給黎郡 喜入 知覽 山川
 一 谷山郡 谷山

一 出水郡 阿久根 長嶋 野田 高尾野

出水

一 高城郡 高城 水引

大隅八郡惣廻百老里廿七丁

一〇 菱刈郡 曾木 馬越 本城 湯之尾

一〇 桑原郡 吉松 栗野 横川 日當山

踊

一〇 始良郡 帖佐 山田 平松 蒲生

但御判物に始良と有、本始良郡
加治木 溝邊

一〇 曾於郡 清水 國分 曾於郡 末吉

敷根 財部 恒吉 市成 福山贈祭之
郡と有

一〇 肝付郡 内之浦 高山 始良 大始良

鹿之屋 串良 高隈 百引 大崎

一〇 大隅郡 櫻嶋 牛根 垂水 大根占

小根占 田代 佐多

一〇 熊毛郡 種子ヶ嶋

一〇 馭謨郡 屋久嶋 永良部嶋

日向國耆郡惣廻式百八拾里三拾三丁

一 諸縣郡 吉田 馬関田 加久藤 飯野 須木

小林 高原 高崎 倉岡 綾

高岡 穆佐 野尻 高城タカシヤウ 山之口

都之城 勝岡 松山 志布志

薩隅日人数三拾五萬四千三百廿七人

一〇 出水肥後境より佐多之御崎迄四拾式里内海上拾三里

一〇 高岡諸縣境より泊之浦迄四拾壹り式拾九丁廿間

一〇 薩摩國惣廻百拾八里廿式丁

一〇 大隅國惣廻百老り廿七丁

琉球國之事

一 高拾式萬三千七百石琉球國流三十五里横三り

内九万八千八百八拾三石余國司領

一 薩隅日高七拾式萬八千七百石高三拾万三千石薩摩國
同十七万石大隅
同十式万石諸縣郡

但琉球込

一 高廿三萬三千四百拾七石

一 高三拾萬九千八百四拾四石鹿尾嶋土給地千八百拾式人
寺社家給地込

一 同九千五百五拾三石 薩州寺社家百廿三

一 同三萬四千六百四拾石 薩州諸外城土四千式百
廿人給地

牧数拾六ヶ所

かこしま之内

福山野 吉野 春山野 市來野 野間野

寄田野 上甌野 下甌野 長嶋野 末吉野

穎娃野 伊作野 瀬崎野 麥色野(青カ) 蒲生之内

遠見番所拾老ヶ所

出本之内

長崎 多田崎 脇元 あくね 串木野

市來 片浦 顯娃之内 石垣 春日嶽 立見崎

志布志

火立番所拾老ヶ所放火臺と云、

京泊 寄田 高江 串木野之内

上甌 湯田 飯牟礼嶽 横井 草牟田

唐崎ヶ尾 同所 市來 同所 羽嶋

一神社四千四百拾五座末社除之、

一佛閣四千四百拾六字 本地堂除之、

一寺院千八百拾五 末寺除之、

薩隅日諸門

天台武州江戸東叡山末寺穴大派

一霧嶋山 花林寺 坊津 錫杖院

一真言京都仁和寺末寺廣澤方

一如意珠山龍嚴寺 一乘院 高三百七拾石

一真言京都玉寶院末寺小野方

一經圍山 寶成就寺 大乘院 高八百八拾石

律宗南都西大寺末寺 秘山 寶滿寺 蜜教院 高三拾老石余

一 九山京都東福寺末寺 泰定山 廣濟寺 伊十院 高三拾石

一 右同宗建仁寺末寺 靈鷲山 正興寺 高四拾石

一 右同宗東福寺末寺 鎮國山 感應寺 野田 高式石

一 右同宗關山派京妙心寺末寺 曹洞宗能登惣持寺本寺へ越前之永平寺 高四百七拾老石

一 玉龍山 福昌寺 淨土宗智恩院末寺鎮西派 不斷光院 高式拾石

一 養泉山 無量寺 法花宗京都本能寺撰州本興寺尚末寺 勝芬派 高不附

一 一本長山 正建寺 右同宗房州妙本寺富士院派 國分

一 鷲峯山 遠壽寺 右同宗右同末寺 高岡

一 松尾山 本永寺 時宗相州藤澤清光寺末寺 淨光明寺 高四百石

一 松峯山 無量壽院 但鹿兒嶋三ヶ寺之内

一 福昌寺末寺 福原山 南林寺 但書同斷 高四百六石

一 右同末寺 一覺照山 妙谷寺 但書同斷 高三百八石

一 右同末寺 大平山 興國寺 高式百石

一 法知山 妙圓寺 伊十院 高三百七拾石

一 永谷山 皇徳寺 谷山 高百石

一 龍護山 日新寺

加世田 高百石

一 惠燈院 福昌寺之内

高百七拾石

薩隅日三州

一 真言宗四百式拾貳ヶ寺 一天台宗六ヶ寺

一 臨濟宗九拾六ヶ寺 一 関山派七拾八ヶ寺

一 律宗拾壹ヶ寺 一時宗五拾ヶ寺

一 法花宗八拾八ヶ寺

合七百五拾壹ヶ寺

一 大隅國五座 大一座 一桑原郡 一座者鹿兒嶋神社 小四座 正八幡 高七百廿九石余

倫旨・院宣・將軍諸家文書有之、

一 薩摩國二座 并一加志久利 延喜式出水郡 高六拾石 一座

一枚聞神社開門と申、穎娃一座

一 八幡新田宮薩州一宮と云、延喜式ニ不見、文書に有、

高百六七石、

一 韓國宇豆峯神社國分上井ニあり、一宮浦神社福山ニ有、

大穴持神社國分囃吹郡一社 并小延喜式に有、

一 馭謨郡一座小一、兼救神社屋久嶋有、

一 霧嶋神社 座主花林寺炎上之筋文書焼失也、 高五百四拾四石ヨ、

一 花尾權現之宮郡山 座主大乘院 高八百八拾石 頼朝公奉崇、

一 飯隈山權現照信院 飯福寺別當 高四百三拾三石ヨ、

御代々御法名

嘉祿三年六月十八日於鎌倉御逝去、
得佛大禪定門 豐後守忠久公 淨光明寺

文永元年御年六拾六、御系圖ニハ六十三ト有之、
道佛大禪定門 三郎左衛門尉忠義公大隅守号忠時公 右同寺

弘安七年御年六十六、御系圖ニハ六十歳ト有之候、
道忍大禪定門 豊後守久經号下野守、 右同寺

正中二年五月十二日御年七拾五、
道義大禪定門 下野守忠宗公 右同寺

貞治二年七月三日御年五十五、御系圖ニハ九十五ト有之、
道鑿大禪定門 上総介貞久公太平記ニ有、 右同寺

嘉慶元年卯閏五月四日御年六十、志布志
齡岳大禪定門 陸奥守氏久公 即心院

應永十八年卯八月六日御年五十、御系圖ニハ四十九ト有之、
如翁玄忠大禪定門 陸奥守元久公 福昌寺

右同三年二月廿一日御年五十一、御系圖ニハ應永三十二年巳正月廿一日与有之、

一 義天存忠大禪定門 陸奥守久豊公 惠燈院

文明二年正月廿日御年六十八、
一 大岳玄譽大禪定門 陸奥守忠國公 深固院

右同六年四月朔日御年四十二、御系圖ニハ四十三ト有之、
一 節山玄忠大禪定門 陸奥守立久公 龍雲寺

永正五年辰二月十五日御年四十六、
一 圓室玄鑑大禪定門 陸奥守忠昌公 興國寺

右同十六年八月五日御年廿七、御系圖ニハ永正十二年亥八月廿五日御年廿七ト有之、
一 蘭窓津友大禪定門 又三郎忠治公 隅吉田津友寺

右同十六年卯四月四日御年廿三、御系圖ニハ廿二ト有之、
一 興岳隆盛大禪定門 又三郎忠隆公 隆盛院

元龜四年十月十五日御年七十一、御系圖ニハ天正元年酉十月十五日
与有之

一 大翁妙蓮大禪定門 修理大夫勝久公

右同寺

永祿十一年辰十二月十三日御年七十七、
一 梅岳常潤在家菩薩 相模守忠良公

日新寺

元龜五年六月廿三日御年五十八、御系圖ニハ元龜二年未六月廿三日
与有之

一 大中良等庵主

南林寺

慶長十六年正月廿一日御年七十九、
一 寬明存忠庵主 修理大夫義久公

妙谷寺

元和九年七月廿一日御年八十二、御系圖ニハ元和五年御年八十五、
有之

一 松齡自貞庵主

妙圓寺

文祿二年己九月八日御年廿一、
一 唯愨參大禪定門 又市郎久保公

皇德寺

寬永十年二月廿三日御年六十三、御系圖ニハ寬永十五年寅二月廿三日
日下有之

一 慈現院殿華心琴月大居士 中納言家久公

惠燈院

元祿七年戌十一月廿九日御年七十三、御系圖ニハ七十九下有之、
一 寬陽院殿泰雲愨温大居士 大隅守光久公

福昌寺

寬文十三年丑二月十九日御年四十三、同断ニハ四十二下有之、
一 泰清院殿関山良無大居士 薩摩守綱久公

惠燈院

寶永元年申九月十九日御年五十五、御廟所武州大圓寺、御位牌
一 大女院殿證道元新大居士 薩摩守綱貴公

右同寺

一 忠久公より五代迄淨光明寺

一 家久公御姫輪桂貞玉姉御位牌

福昌寺

一 曹源院様・常照院様御位牌、福昌寺之内惠燈院有之、

一 忠國公御簾中心華安公大姉御廟、福昌寺之内深固院有
之、

一 實溪大姉・妙蓮大姉御靈屋并御位牌、南林寺ニ有之、

一 立久公常珠寺田布施

一 忠幸公大卓寺阿多

一 貴久公御母常寬庭芳宥大姉御靈屋、梅岳寺ニ有之、伊
集院

集院

一 義弘公御子湖月宗江大禪定門宗江院

飯野

一 右同御子蘭桂寺様徳元寺

栗野

一 忠國公長女實峯妙惠大姉大徳寺

鹿兒嶋

一 忠久公御母堂桃源妙悟大姉靈無院

伊十院

一 家久公御母堂寶窓芳真大姉芳真軒

右同

一 右御姫蓮昌妙寺大姉御靈屋圓龍寺

國分

一 元久公御長男中翁和尚御母堂妙榮大姉并中翁之御妹様

始良

一 義久御簾中華舜妙香大姉花舜軒福昌寺之内、

一 前將軍普光院殿御兄弟大覚寺義照大僧正御菩提所、大
興寺鹿兒嶋

興寺鹿兒嶋

當家江御厚恩之事

一 嶋津修理大夫入道龍伯事、名護屋御在陣以來、權現様

御心安被仰聞候、慶長三年之秋被仰出、龍伯伏見之宅

江被為入御膳被召上、終日御機嫌能被成御座候、

一 同年、高麗在陣候諸將可致帰朝之旨被仰渡候、依之兵庫守義弘・又八郎忠恒、同年十二月十日筑前博多致着船、直に致上洛候、

一同四年正月三日、權現様義弘伏見之宅江被為入、高麗帰朝之祝儀を被仰、二字國俊之御腰物、御吉例之御腰物たる間、被下之旨上意ニ而兵庫頭致拜領候、長光之御腰物、又三郎頂戴仕候、

一同月九日、權現様御意ニ而義弘父子高麗軍忠之御感状被成下候、正宗之御腰物并知行五萬石義弘拜領仕候、長光之御腰物忠恒頂戴仕、且又被仰少將之旨被仰出之由、

一同四年三月九日、家老伊集院兵右衛門入道幸侃と申者、多年逆心を差夾事致露頭候、故忠恒於伏見之宅手討仕候、

一 權現様并伊兵部少輔直政被仰付、幸侃成敗之旨被及聞召候、彼者以來國之わざハヒをも可仕者と被及御覽候処、如何ニも尤之儀被思召候、幸侃男子数人有之、殊ニ多勢之者ニ而も候間、自然之事を仕出候ハ、幸御

普請之為太分人数被召寄置候間、加勢可被下様子見届為可參、侍拾騎相添被下候、忠恒家老伊勢兵部少輔貞政を呼出し、直政委細申聞候、忠恒御懇意之御使難有

次第奉存候旨申上、且又幸侃妻子死罪をなため追放いたし候処、不及意儀東福寺江退去仕候由、言上申上候、一 幸侃儀、多年石田治部少輔入魂ニ御座候、此度茂幸侃儀、太閤△しろしめし候△自餘之者ニ而相替候間、

蒙言上可致成敗候処、不及其儀自由仕候事不届之由、石田遮而申候故、忠恒其誤を討替んため高雄之長谷寺江致執居候、權現様御耳ニ達、大老増田右衛門尉・長

束大藏太夫家來成敗之儀、其咎有間敷候上意ニ而、伊奈圖書頭令成を高雄江被差下、忠恒早々可被帰旨蒙仰、則伏見江帰參候、路次之為警固騎馬五拾計圖書頭差添被下候、忠恒則圖書頭を以御礼申上候、

一 幸侃世伴伊十院源次郎忠真儀者、父罪科に混せず令赦免、本領相違有間敷旨申渡候へ共、源次郎居城日州庄内都之城楯籠、拾式之取出を構叛逆之色を頭候、因茲龍伯家臣新納武藏入道拙齋・山田越前入道理安に人数

相添、庄内江^(⑤連す)ハ源次郎を押置、伏見江注進仕候処、忠

恒右之趣權現様江致言上候、早速御暇被下帰國仕候、

一龍伯家老喜入大炊久正を以源次郎逆意之趣致言上候、

且又庄内絵圖ヲ差上候、權現様御前近く大炊を被召

出、絵圖を以^カ▽^⑤地形之△陰易人数之多少兵糧之具安^(員數)

御直ニ御尋被遊候、大炊委細言上仕候処、地之利を得

たる敵たり、急に責ハ人数を損すへし、來春ハ兵糧尽

て落すへし、忠恒若氣ニ而急ニ可敗落存候へ共、龍伯

堅制^(止)正し人数を不損様▽^⑤格護△仕候得と、龍伯可申

達旨御▽^⑤直ニ△被仰付候、

一兵庫頭儀權現様御吹挙ニ而宰相に任し、其後剃髮して

惟新と号ス、

一權現様御意ニ而諸大名誓紙を献上仕候、惟新も同前誓

紙を差上候、其誓紙之内、秀頼に相背間敷文言、權現

様被遊上覽、尤ニ思召御感を蒙候、其後權現様よりも

御誓紙被遊、惟新父子被下置候、

一忠恒帰國ニ而人数を揃へ庄内致出陣、源次郎先手之者

籠置候山田・恒吉之両城攻落、直に源次郎居城江取懸

可申仕候得とも、權現様より被仰下趣有之候間、急

攻申間敷^(⑤)与龍伯制し候故、忠恒憤を押へ出城之涯迄押

詰居候、然処權現様より山口勘兵衛尉直友被仰付、薩

州江被成御下、源次郎降参仕候様扱候得共、源次郎初

ハ奉向上意▽^⑤後ニ違変仕△候故、扱不相調、勘兵衛

も追付帰落いたし候、其比寺澤志摩守正成も權現様御

同意ニ而扱に罷下候得共、源次郎不致領幸候、同年之

冬、山口勘兵衛上意ニ而再下向仕候、

一同▽^⑤五△年正月、忠恒兼而勘兵衛江相断、大軍を以

庄内江取懸、同二月志和池・安永・高城▽^⑤山之口・

勝岡・梶山・野々美谷七ツ之出城△を攻取候付、源次

郎進退相究、勘兵衛を頼一命を助り度之旨申出候、上

意之趣も候間、源次郎一命を助り候様と勘兵衛達而囁

申候、故難黙止存候、任其意候、源次郎則財部・梅北・

末吉三ツ之城を差添都之城を明渡し、退去仕候、三月

十四日、忠恒都之城ニ入、翌十五日源次郎召出知行卷

萬石申付候、是偏ニ上意を重し奉る故ニ而御座候、忠

恒家臣入來院又六其時^(重)を以庄内退去之趣致言上候、依

之三月廿二日之御内書頂戴仕候、此外御内書數通被下置候、

一 惟新儀も國元江罷下、源次郎退去可仕と上意ニ而御座候得共、忠恒御暇被下候さへ御座候、せめて存人ハ伏

見江相詰候而相違之御奉公仕度之旨申上、不罷下候、

一同五年之春より會津中納言景勝上洛仕間敷由雜説有之

により、伊奈圖書頭を御使として實否被糺、▽⑤弥△

上洛仕間敷と相究候ハ、奥州御出馬可被遊御退去可

被成、於然者伏見之御城惟新江被成御預儀も可有之候、

委細ハ重而可被仰付之旨御直被仰聞候、惟新御意之趣

奉畏也、御請申上、其後惟新ニハ何とも仰出無御座候、

一 權現様奥州御進發之砌、為御見廻惟新山科迄致參上候、

其時伊奈圖書頭・山口勘兵衛を以被仰出候者、伊十院

源次郎弟小傳次兄弟三人并母、早々國元江可差下、頃

日源次郎母大坂御城に致詰、直断候言葉不通して不入

御耳候故、兎角之事ハ不被聞召届候、ケ様成法者其假

ニ而召置候而者わさハひの基たるへき旨、御叮嚀之御

意ニ而御座候、

一 權現様奥州江御進發之跡より五奉行等大名を相催、權現様江奉背之全有之由、風聞有之候、七月中旬初而惟

新方江五奉行より一味可仕由申越候、惟新存茂不寄儀、

一味仕事罷成申間敷由両度迄申返、其時五奉行方より、

此度之事全私之遺恨ニ非ず、偏に秀頼之為に企也、最

前誓紙を秀頼に相背間敷由、且又太閤厚恩忘却せずん

ハ、此度に及んで吳儀有間敷事候、若不然ハ只今迄之

儀、皆表▽⑤裏ニ△似候由無據申掛候、惟新誓紙難狀

止存、無是非同意仕候、惟新甥嶋津中務太輔豊久惟新

に對して、今度合戦之勝負を考▽⑤見△候に、權現様

御利運無疑候、無詮事に組し家を亡さん事嘆ケ敷存候、

其上權現様多年之御懇意大形之儀ニ非ス、早々御味方

に參、家を立候様にと遮而諫申候、惟新▽⑤承り△、

其方申通我家も左様に存候へ共、無據申掛候、誓紙破

者、假令權現様御味方ニ申上候共、頼母敷被思召すし

て、以來嶋津家之誓紙誓言と偽事ニ成、永々家之疵共

可成、敢て御芳恩非奉忘、依之國元より人数を不相集、

有合人数計ニ而致出陣、何之方便もなく一戦之上討死

に極たり、扱又家之儀者、義久・忠恒太國(在カ)ニ而、此事
曾而不存候、重而御訴訟可申上と申切候、

一 同年八月朔日諸將伏見之城を攻落候、惟新も老千計の
人数ニテ責手に懸り候、同十五日伏見を發、江州佐和
山に着、其後濃州大垣へ致出陣候、最前伏見より関東
へ之注進、野州小山ニテ奉(準カ)上聞、權現様江戸之御城被
為入、其後江戸を被遊御進發、九月十四日濃州赤坂御
着陣之聞得御座候故、石田を初、諸軍勢(其カ)厥大雨をしの
き、牧田之間之路を経て濃州関ヶ原江馳向、備を立候、
其時惟新ハ藤川を▽⑤越△小関之南巽ニ向ひ、備を立
申候、翌十五日未明、関東之御先手之諸將、関ヶ原江
出張して戦取詰最中、筑前中納言秀秋致裏切、大谷刑
部少輔備を切崩候故、石田を初諸將之備▽⑤悉△致敗
北候、其時惟新旗本と先手之間を被押踞(觸カ)候、中務惟新
旗本に馳來り、戦も是迄与見へ候、是ニテ防戦すへし、
其間に一方を掛破て退候へと申候、惟新今度之於合戦
者討死して再國(元脱カ)に帰間敷に相極、出陣する上ハ一足も
不可退と申、大にいかり候、中務重而申候者、家之存

亡此時にあり、能く思慮有へきとそ高聲に申捨、はや
戦急に見へし(候とてカ)とそ、相從士拾三人大勢の中江懸入打死
仕候、惟新も懸さん(續てかけらんカ)と仕候処に、家老長壽院成淳馬を(盛)
乗寄諫申候、大将たる者之死輕くせざる事(⑤知)兼而存給
ふ事也(⑤致)、某名代に討死仕へし、中務申ことく家の為ニ
候間、必退候へと申、馬廻之者(堅カ)ニも委申含、成淳ハ大
勢の中へ懸入、嶋津兵庫入道惟新と名乗討死す、此時
士卒多戦死仕候、其時東國勢ハ▽⑤左右ニ分れ△伊吹
山の方へ西國勢之敗北いたし候を追懸馳行候故、其跡
ハ道少明キ申候、惟新相殘人数を丸く備へ、福嶋左衛
門大夫正則備の前に押懸候へ共、正則曾而取合不申候
故、曾而取(正則備之前カ)を如何にも靜に押通申候、跡より井伊兵部
少輔と名乗、百騎計ニテ追懸候▽⑤惟新をし△付太刀
を打付迄者返し合間敷由ニテ靜に退申候、無程兵部少
輔人数追付申候、しんかり仕候後醜院喜兵衛宗重・木
脇休佐祐秀と戦、兩人危みへ候処、川上四郎兵衛忠兄
と申者取て返し、下知して鉄炮を討せたり、忠兄若黨
柏木源藤と申者、鉄炮を以大将と見へ候人(ト)を打落申候、

川上四郎兵衛と名乗申候、其時相従人数馳來引退申候、後ニ兵部少輔ニ而御座候由承及候、其後惟新ハ小高キ所へ備を立候処に、方々より人数馳集り、漸ク三百計ニ罷成候、依之掃落之評儀(落カ)いたし、權現様御本陣へ川上四郎兵衛を差上、此度難黙止仕合ニて不圖致出陣、日比之御懇節忘却仕候様御座候間、奉背本意候、只今御陣頭を罷通候間、乍憚以使者申上候、委細ハ重而國元より可申上由致言上、夫より峠(駒カトツケ)に向て押通、翌十六日江戸水口に出、夫より伊賀路に懸り、十七日の夜泉川(州カ)平野に出、路次之城下(或カ)式郷人群集候所ニて候馬廻之者共へ嶋津兵庫入道惟新罷通候旨高聲に名乗セ罷通候、郷人とも遮り留んと仕候処(トコニ)に打破追拂罷通候故、路次ニても手負死人餘多ニて、平野に相従士五拾余人、雜兵式百人計ニて御座候、是等皆々大坂へ遣、惟新へ相従八人、田邊屋道與と申者之住吉之宅へ罷罷居候、大坂に罷在候妻子并家中之質人等、留守居之者共申合、廿二日大坂を可取出由相圖を相極、惟新ハ堺之塩屋孫右衛門と申者之所江宿替、廿二日之晩境(晩)を致出船、大

坂川口迄参り候処、惟新・忠恒兩人之妻子并家中之質人等に至迄吾人も不殘置大坂之宅を出、番所無之一儀(④真)罷通候由承届則舟を押出、妻子之舟も無程西之宮津ニて追付、供舟五拾余艘、同月廿九日日州細嶋致着船候、十月三日大隅之國富之限に致下着、龍伯江致對面、今度難黙止仕合ニて致出陣、家を危成候事、偏ニ智謀之不足ニて候由申謝、夫より櫻嶋へ蟄居致居候、

一此時、加藤主計頭薩摩之境肥後水俣と申所江押詰、▽

⑤諸將も同意ニ而致出張△急度可敗入躰相見得候間、

人数を出境目を為堅メ申候、近衛殿・黒田如水・寺澤志摩守方より書状差越、權現様江御訴訟申上候間取持可申由申來候、

一其頃惟新家老新納旅庵并本田助之丞と申者、関ヶ原敗北以後致出京、鞍馬之寺中ニ忍居候を被差出、生捕被成候、檢使山口勘兵衛尉、右兩人者能存候者故、惟新逆従(徒カ)に與し候意趣、委細に尋申候、旅庵申候者、惟新事 權現様御懇意之儀とも、殊伏見之御城御預被成候様兼而上意茂御座候間、御味方申伏見江籠可申と某を

以鳥井彦右衛門・内藤弥次右衛門方江申進候處、上意ハ左茂可有之、當時兩人江御預被成儀に御座候得者、他人籠申事罷成間敷由申切候故、無是非御敵に加里候と申候、勘兵衛則右之趣達 上聞候處に、旅庵申通、惟新疎意有間敷と思召さるとの御挨拶宜御座候、殊ニ竜伯・忠恒在國にて、此事曾而存間敷間、早々御断申上候様可申儀ニ而、井伊兵部少輔・山口勘兵衛方より書状差添、本田助之丞を國元江被差下候、依之竜伯・忠恒方より般若院と申者を助之丞江相添、兵部少輔・勘兵衛方迄弥御取持頼入候由申越候、其時兵部少輔與力升五兵衛・勘兵衛與力和久甚兵衛兩人、般若院・助之丞案内にて國元江被差下、御前之儀弥取持可申候間、心易存上洛いたし候様ニと龍伯・忠恒方江申越候、同六年之春、又和久甚兵衛▽㊦旅庵△相從(孫之)被差下候、同年之秋、右之趣為可申謝兵部少輔・勘兵衛方迄家老鎌田出雲政近を差上候処、達 上聞、權現様御前江出雲被召寄、御直難有上意御座候、其上本田佐渡守・山口勘兵衛連書之誓紙、龍伯・忠恒方迄差越候、依之龍

伯上洛可仕に相極候得とも、老病ニ而急に發足仕儀不相成故、同年極月從弟嶋津圖書頭忠長を以右兩人迄御礼、病氣本復次第罷上御礼可申上との儀候、同七年之春、圖書伏見へ致参着御礼申上、竜伯・忠恒連書之誓紙差上候、依之四月廿一日(十九)、權現様被遊御誓紙竜伯江被下候間、可差越候由勘兵衛よりも和久甚兵衛を相添遣候、六月上旬薩摩江到來、竜伯謹而頂戴仕候、其辭言、

兩度之使者祝着候、薩摩・大隅・諸縣之儀、此間被相抱分相違有間敷候、少将事其跡被相讓事候ニ付、不可有別儀候、兵庫頭儀者竜伯江無等閑候間、吳儀有間敷候、日本國中大小之神社別而正八幡大菩薩毛頭不可有表裏候者也、
(慶長七年四月十一日)
(徳川家康)
 御判
 竜伯

(本文書ハ、旧記録後編三二一六二五号文書ト同一文書ナルベシ)

依之竜伯弥上洛仕筈候得共、病氣然と無御座候ニ付、

忠恒為名代上洛可仕相極、八月朔日居城鹿兒嶋を致首途、日州野尻と申所ニ而致滞在候様子者、家來伊集院

源次郎・同小傳次・同三郎五郎・同千次兄弟四人、去々年已來再陰謀之企有之由風聞仕候得とも、先年上

意を以逆罪をなため置候もの共の儀故、實否を見計令延引候得とも、逆意無紛候故、八月十七日彼者共所々

にて誅罰し、其外▽⑤餘△黨方に陰居候を尋出し成敗申付候、日数押移申候、九月十六日日州細嶋を出船仕、

十月十四日撰州兵庫江着仕候、折節福嶋左衛門太夫正則安藝國拜領仕候ニ参り逢候、左衛門太夫此間龍伯・

忠恒上洛候ハ、取持為可申大坂に相待候得共、餘り延引候故罷下り候由被申候、忠恒右之趣具に申談、太夫

案内ニ而兵庫より致同道、大坂江着船仕候、權現様去ル二日関東江還御被成候故、左衛門太夫・山口勘兵

衛相計ひ、関東へ注進仕候、忠恒茂市來八左衛門と申者を相添、本田佐渡守迄上着仕候趣申上候、十一月五(九)

日御内書致頂戴候、十二月廿五日 權現様御上洛被遊、同廿八日忠恒伏見之御城ニ而御目見仕、御馬二疋・御

鷹二連致拜領、翌年正月月中旬御暇被下、二月十四日帰國仕候、

忠恒御暇被下罷下候刻、山口勘兵衛迄内談申候ハ、備前中納言秀家、関ヶ原敗北已後薩摩江逃下り頼候故、

難黙止存國之端に押籠置候、命を御暇被成候様序を以御訴訟申上度候、如何可仕哉与申候得者、本田佐渡守

致内談、重而可申越由勘兵衛申候、其後勘兵衛與力和久甚兵衛を差下、秀家事急度差上御訴訟申上候者、佐

渡守可取持旨被申候、忠恒方へ申越候、依之家來桂太郎兵衛と申者警固為致、正興寺文之与申出秀家を差添(家脱カ)

置候、慶長八年八月發足ニ而、同月廿七日伏見に致上着候、山口勘兵衛迄案内申候、其節佐渡守儀者関東江

罷下り候ニ付、本田下野介迄勘兵衛申達候、上野▽⑤(上)守か本のまゝ介△達 上聞候、秀家事、叛逆棟梁たる間、非可被助

置者といへとも、嶋津之訴訟難黙止被思召候間、有死罪後州久能に可被召置之旨上意ニ而御座候、依之忠恒(歎)

一族嶋津撰津忠政を以御礼申上候、其後秀家事八丈嶋江流罪ニ而御座候由承候、

一 嶋津中務太輔豊久、関ヶ原ニ而戦死仕候ニ付、中務居城日州佐土原を被召上、番手被仰付候、其後中務惟新を諫申候趣達 上聞、奉對 權現様逆意無御座段被聞召、竜伯親類中にて佐土原番手可申付旨被仰付候故、竜伯從弟嶋津右馬頭征久を申付遣置候、慶長八年代々佐土原を右馬頭拜領仕、御直に被召出候、同九年四月忠恒致上洛、同六月 權現様御意ニ而陸奥守被仰付候、同十年忠恒伏見江罷登、七月御暇被下帰國仕候、
 一同年竜伯病氣大切之由達 上聞、醫師祐乘法印被差下療治被仰付候、
 一同十一年六月十七日、忠恒於伏見御城御諱之字を被下、家久与改、太泰長光之御腰物頂戴仕候、
 一 琉球國者、家久十代之祖陸奥守忠國代普廣院殿より致拜領、永享年中より薩州江相從候処に、近年致懈怠候、殊更 權現様江御礼可申之旨以使札申越候得とも、不致領證候間、人数を差越可為退治之旨、山口駿河守直友を以致言上候処、蒙御免候ニ付、慶長十四年十二月十一日、樺山權右衛門久高・平田太郎左衛門増宗申付、

人数三千・兵船百餘艘差渡、家久も山川与申湊迄致出馬下知仕候、權左衛門・太郎左衛門七人^(先之)大嶋と申嶋江致着船、大嶋を手ニ付候而、徳之嶋江参候へ者、嶋之者共坊^(防)申候付、人数百人討殺申候、依之永長部無意儀^(奥)相從申候、夫より琉球之地押懸、四月朔日海陸より國王居城^(首)曾里と申城江取懸申候、國王尚寧[▽]降参[△]仕候付、早船を以右之趣申越候故、以使札致言上候、
 權現様 台徳院様御感不斜、則御感状被下、琉球國を永家久江被下候由被仰出、竜伯・惟新も同前に御感状頂戴仕候、自夫權左衛門・太郎左衛門尚寧^(マ)しを率而、五月五日琉球を發、同廿五日薩摩江致帰着候、
 一同十五年五月五日^(十六)家久中山王を率而鹿兒嶋を發、八月六日駿河口着す、道中之御馳走、朝鮮人來朝と同かるへき旨宿々兼々被仰付候而、殊之外結構ニ御座候、同八日家久中山王を召連登城す、[▽]尚[△]寧段子百端・羅紗十二尋・太平布二百疋・蓆葛布百卷・白銀老萬両・御太刀一腰献上仕候、家久も御太刀・馬代其外品々献上仕候処、御代勤早速吳國を從て其王を率ひ來朝せし

むる事、家久無比類働之由上意ニ而御感を蒙候、同十八日御饗應被下御酒宴之上、常陸介殿・御羈殿座を立て舞給ひ、貞宗之御腰物大小家久江被下、同十九日御暇を被下、翌廿日駿府を立て廿五日江戸参着候、廿六日以上に使被下、廿七日又以上使米千表致拜領之候、同二十八日家久尚寧を召列致登城候、尚寧段子百巻・虎皮十枚・太平布二百疋・蕉葛布百端・白銀沓萬両・長光之御太刀致獻上候、若君様江御太刀一腰・段子五拾巻・太平布百疋・蕉葛布五拾巻差上、家久も御太刀・馬代品々獻上仕、九月三日登城す、御饗應あり、同七日於御数寄屋御手つから御茶を被下、同十二日登城仕候、同十六日致登城、御饗應之上加賀貞宗之御腰物并御馬致拜領、且又櫻田之屋敷を被下、直に御暇を給、同廿日江戸發、兼而被仰渡候付、中山王ハ東海道を罷通、家久ハ木曾路を通下國仕候、其年上意ニ而中山王為致帰國申候、同十六年正月廿一日竜伯卒ス、七拾九歳、榊甲斐與右衛門尉上使として薩州江被下、上意を述て御書并御香奠白銀千枚拜領仕候、竜伯より茂定家

之色紙・來國次之刀・葉茶壺を遺物として獻上仕候、
一同十九年大坂御陣前 秀頼より高屋七郎兵衛と申者指下、家久に味方を頼候由、九月廿三日之状に長銘正宗之脇差を相添致到來候得共、同心不仕、右之書札返書之案文を相添、板倉伊賀守勝重方迄差上、於御出陣ハ急度可馳参之旨伺申候、其通事人衆相催御左右次第可致上洛候、假令御出陣之由承候共、御下知被下候ハ、罷出間敷由申越候付、人数ヲ揃御一左右を相待候、其後又秀頼川北勝左衛門と申者を差下、書札を以是非頼入之由申來候、家久最前之返事に申遣候通同心不仕、重而使札に頼間敷申返候処、亦武井理兵衛と申者被差下候間、則理兵衛を搦捕、秀頼之状相添、山口駿河守直友方迄差上候、
一家久家老諸右衛門^(三)重[△]種人数相添大坂に差上候、其後板倉伊賀守より人数を揃、家久品々可致上洛旨上意之趣申越候、十二月九日之状、同中旬致到來候によつて、家久御自鹿兒嶋を罷立、日州細嶋より出船仕候得共、風波不任心、同廿五日漸豊後之森江迄参り候

処、本田上野介正繼(純カ)・山口駿河守直友十二月廿一日之

狀到來仕候、大坂無事相濟候間、何方迄致出船共早々
帰國可仕旨 上意之趣申越候故、森江より帰國仕候、

一元和元年之夏、秀頼又叛逆之聞得御座候付、本田上野
介書狀差上、人数相催御左右次第可罷登之由申來候、

依之御左右相待罷居候処、上野介・駿河守卯月廿日之
狀五月初に到來仕候、可致出陣之旨申越候付、五月五

日家久尅萬三千之人数を召列鹿兒嶋を發、領内京泊と
申所より出船仕、肥前平戸迄參候処、駿河守方より五

月九日之狀、七日大坂致落城候間人数を殘置、手廻計
ニ而早々可致上洛之旨申越候、同十九日致到來、則兵

船をハ平戸より返シ、家久ハ手廻計ニ而罷登、六月二
日尼崎江致着船、則於伏見 権現様御目見仕候、行

光之御太刀・正宗之御脇差・御馬式疋拜領仕候、同月
廿七日於二條御城舞樂被仰付候、七月朔日御能あり、

同八日於伏見御城御能被仰付候、何れも家久被召出見
物被仰付候、難有 上意御座候、

一同二年四月朔日、 台徳院様吉光之御腰物家久拜領仕

候、同月八日、 権現様御不例大切被成御座候刻、松

平・肥前守・松平陸奥守・細川三齋・家久四人、駿府御
城奥御座ニ被為召、被遊御暇乞候、何れも御腰物・御

脇差拜領仕候、家久ニ者正宗之御腰物被下候、
一同三年七月十八日、 台徳院様御執奏ニ依て家久宰相

に任し、且又吉光之御腰物頂戴仕候、同廿一日御参内
之刻、家久供奉仕候、

一同年九月朔日、家久松平氏を被下、御口つから薩摩守
と被仰付、其時貞宗之御腰物頂戴仕候、

一同四年六月、惟新病氣ニ依て、醫師壽徳庵(女白)其由蒙仰罷
下候、

一同五年夏、惟新病氣に依て、上使條崎(吉左カ)台右衛門薩州江
下而病を訪、又壽徳庵被差下候、七月廿一日惟新卒ス、

八拾九才(五カ)、上使華房五郎左衛門尉薩州江下而、御書并
御香奠銀(千カ)五拾枚下候、

一同七年二月四日、家久御暇被下候刻、御腰物并銀五百
貫目拜領仕候、

一寛永三年家久御上洛之御供仕、於京都權中納言に任し、

從三位ニ叙ス、九月六日二條之御城行年、大猷院様

御迎として御参内之刻、家久騎馬ニ而供奉仕候、

一同七年四月十八日、家久櫻田之宅ニ大猷院様被遊御

成候、拜領物之品々別紙に書付差上候、

同廿一日、台徳院様渡御、拜領物同断、

一同十一月四日、家久於京都大猷院御判物頂戴仕候、

右、嶋津家廿二代書留候処大形如斯御座候、以上、
寛永八年〔二カ〕正月〔宝五〕御名判

此壹冊、拙者拾七歳之四月、内々ニ而書写置間、必
他見有之間敷者也、

橋口純兼
正路堂
小倉彦四郎
小倉彦四郎
小倉彦四郎

文政三年辰四月上旬

(裏表紙見返シ)

「此主橋口氏」

持主

文政四年〔ママ〕辰 四月吉日

嶋津家萬由諸覺

樺山大藏入道 樺山大藏入道

樺山武藏守 樺山武藏守

「嶋津家之事
(裏表紙)」

主人

橋口純兼書
正露堂

文政三年辰四月日

〇六〇 行者順如申状

十八道卷数

勒修所〔勳カ〕

奉念誦

淨三葉真言

大日如来真言

不動明王真言

橋口氏

二千一百返

二千一百返

二千一百返

佛眼部母真言

二千一百返

十一月

三部惣咒

二千一百返

諸天惣咒

二千一百返

一字金輪

二千一百返

金剛輪陀羅尼

四百餘返

奉供

闕伽 二十一ヶ度

飯食供七ヶ度

右、始自九月七日至同月十四日迄晝夜三時抽一心精誠擬

無二懇篤捧上件供物^(勳カ)勤修行法奉祈佛子順如修道増進諸願

成就之由、仍如件、

寶曆十三癸未九月二七日

行者 順如敬白

○六一 川田国福外二名連署達書

御領國中^之面々風俗付而者、段々被 仰渡事候得共、其
詮不相見、甚不宜候、依之屹与風俗相直候様、此節分而
被 仰付候、

右之通被 仰出候条、謹而承知可仕候、

(島津久金)

左中

(榊山久智)

左京

(川田国通)

伊織

○六二 島津重豪進上目録

進上

大官香

以上

一包

松平榮翁

重豪

○六三 町田久譜外二名連署達書

(前欠)

有之由候、宗門開祖之大意を深切存 思召相叶、勤行不
懈道儀興隆候様、連々可致接得候、以上、

新納織部

文化八年

「久武」(花押)

未十一月六日

小笠原郷左衛門

〔長書〕〔花押〕

町田主馬

〔久謙〕〔花押〕

野田

感應寺

○六六 玄臻書狀

八月十四日之貴翰十月十二日落掌欽致拜閱候、先惟貴利御平鎮道標御安全重成御座候旨、珍重不過之奉存候、次當邦不変及弊寺無異事、老衲漸無事送光景候、然者正龍寺小僧玄熊當夏致上京候處、病氣差起、漸々相重り醫葉不叶、終ニハ致落命之由、生死不定与乍申遺根不少、落淚濺衣候、就夫者別而御寺中迄之御勞煩罷成候段壽也纒々申越候御心切不浅、御禮難申尽、且亦吊書被掛道慮忝奉存候、旁為可申上、草書如此御座候、再拜頓首、

小春十四日

玄臻〔花押〕

拜呈

即宗院様
侍者御中

○六七 某書狀

〔前欠〕

拜領ニ者及不申候得共、先例ニ相成候、此節拜領仕不申

〔本文書ハ「旧記雜錄追録七」一三〇五号文書ノ抄ナリ、省略ス〕

○六四 島津重豪諭達抄

○六五 寺社奉行所達書

〔前欠〕

一御幕
〔黒割印〕
十文字御紋付 一頭

〔黒割印〕
右者從

重豪公野田感應寺 御五靈様御牌前江 御内々被遊

御寄進候条、鹿抹無之様取扱、後年住替之節堅固可次
渡候、

文化十一年戊

六月

寺社奉行所〇
〔黒印〕

候而者後生の妨ニ相成哉奉拜候、無余儀拜納仕奉拜謝候、
且春來者

〇七〇 鎮国山感応寺諸末流中伝記(冊子)
(本文書ハ省略ス)

少将様御厄年御願文先例通ニ可仕候間御安心奉存候、猶
又先例通ニ奉存候、八祖忌之砌孟和尚より文室江御咄貴
利御看司年限筈合願差出申候處、當年迄之事候故、來年
願書差出候様被仰渡候間、此段とも鳥渡御しらせ申上置、
來春右様願書可差出候間、御安心奉存候、先者此等之趣
用事迄申上度、于茲蠟燭老斤、誠ニ輕微之至奉存候得共
拜呈仕度、御笑納被下候得者難有奉存候、委細者彦兵衛
尋上御聞通、(後欠)

〇七一 薩州出水郡山門院野田郷鎮国山感応
寺開山曆代之記(冊子)
(本文書ハ省略ス)
〇七二 薩州出水郡山門院山内寺并末寺由緒
開基持世代帳(冊子)
(本文書ハ省略ス)

〇六八 山門院野田山内寺由緒書(冊子)
(享和三年二月ノ写本ナリ、本文書ハ省略ス)

〇六九 鎮国山感応禪寺開基之由来(冊子)
(後欠、本文書ハ省略ス)

隈元文書

○一 酒井氏并修理所職系圖

○正八幡宮氏人牛丸酒井氏并修理所職系圖

●酒井勝

○桑原郡大領從六位上藤惣檢校

●兼雄

○桑原郡大領 (マ マ) 惣檢校

●位忠

○大目 法名法照

位安

●奉直

諸司惣檢校 前拯

男子

早世

●奉季

修理所拯 始友親

○實齊院次官掃部頭藤原親能他腹舎兄タリトイヘトモ、委細有テ親父不快而石清水八幡善法寺縁座タルヲ以テ八幡ニ居住ス、然ニ大隅正八幡宮執印草部光頼正宮エノ参詣ヲ諫ニヨツテ、下向ノ序安藝巖嶋明神江詣テ滞在之際、新靈夢ヲ蒙コト唯非一再、其靈妙ノ尊キコトヲ感、當家氏神ト崇敬スル者也、

○大隅州桑西郷ニ下向シテ後歸洛センコトヲ願トイエヘトモ、執印光頼カ奢走(マ、マ)ニ任セ聿ニ成リ、二子ヲ設テ妻女死去ス、後光頼計ヒヲ以テ酒井奉直カ聿ニ成シテ奉直一子有トイヘトモ早世ス、因茲奉直繼子ト成テ讓所領、當家ヲ連續スル者也、

○執印光頼ノ進メヲ以テ始テ任修理所職、於當郷奉崇敬正宮須更(奥)モ無怠、終身マテ抽神忠者也、

女子

○奉季妻

●季宗

修理所職

○奉季之遺領ヲ相續、

○母草部光頼女也、

四郎

○號岡本、早世

○母同季宗、

助宗

彌太郎

○伯父季宗因無繼子、爲養子、

友宗

彌次郎 貫首

○長谷名讓之、

○兄助宗養子

季時

○母酒井奉直女

○西郷氏栗野氏元祖

○平治元年溝部本村讓得之、

末吉

酒太夫

道吉

●助宗

修理所 弥太郎

○伯父季宗無繼子、因爲猶子補任修理職、限本地
并用丸村知行ス、

●友宗

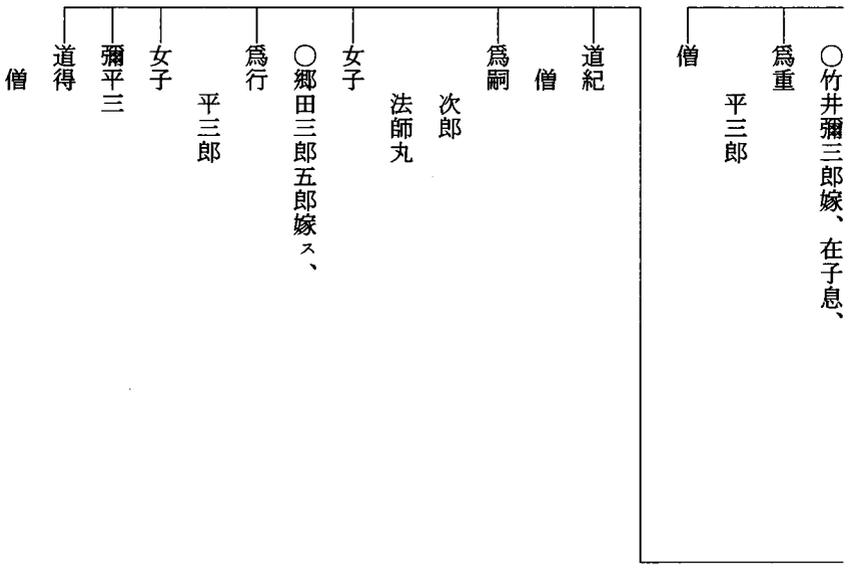
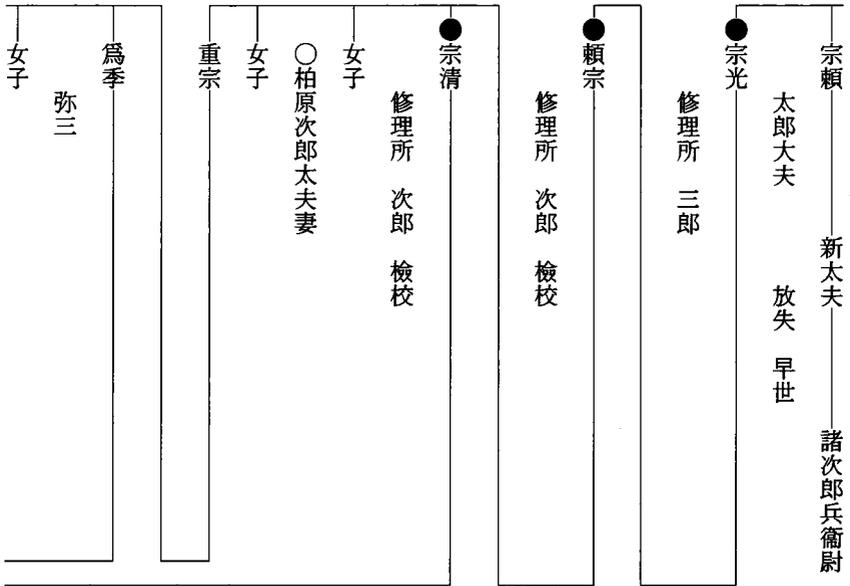
彌次郎

○兄助宗爲養子連續當家者也、

○修理所職

<p>道意房</p> <p>酒次郎</p>	<p>永平</p> <p>彌酒太</p>	<p>宗平</p> <p>彌酒太郎</p> <p>○堀齒領之、</p> <p>友平</p> <p>正雲房</p> <p>講衆</p>	<p>●爲宗</p> <p>修理所</p> <p>○加治木宮永村領之、</p> <p>○或時加治木六郎經平崎守村遠江守殿 問狀御教 書申賜間、本所舉狀申關東參ス、元久二年 右 大臣殿御下知申賜、同本所御下知賜之、</p>
-----------------------	----------------------	--------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>宗永</p> <p>爲永</p> <p>五郎次郎</p> <p>左衛門五郎</p> <p>六郎</p>	<p>六郎</p> <p>未永<small>(末)</small></p> <p>五郎</p> <p>酒三郎</p> <p>清永</p> <p>○宗平養子 堀齒知行、</p> <p>少輔律師宗範</p>	<p>宗源</p> <p>河道内房</p> <p>教道阿沙梨</p>
--------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------



○澁谷河崎嫁、子共有、
女子

久曾御前

○東郷左衛門太郎嫁、子共有、

●為成

修理所

女子

○田中孫五郎妻

女子

○始郎平次妻

彌三郎

●為貞

○當代始玉利城居住、

●為賴

○代々相傳之崎守村ヲ加治木仲平以謀計爭之、因

茲守護 修理亮久豊公訴エ無相違安堵者也、

●久宗

○永享^(享)年中福昌寺御佛殿有御建立、守護御一門ヲ
始薩隅日三州諸所之領主等米錢ヲ被奉勸進、列
其并奉寄進之者也、

●宗房

修理所職

○明應十年辛酉六月七日、曾小河清水楞嚴寺江川
窪脇藪之地田畠爲菩提奉寄附者也、

●宗勝

宮永修理所別當

○用丸村并隈本地代々傳領之、

●道直

鬼徳 長十郎

●道豊
 ○實桑幡左馬頭息長道冗二男也、宗勝爲繼子連續當家者也、養父宗勝無一子コトヲ愁、桑幡氏者代々繁昌相續家タルニヨツテアヤカラシコトヲ思ヒ、當代ヨリ酒井氏ヲ改息長姓號道直者也、
 ○永正十六年八月二日補任公文檢校職、

●道吉
 鬼徳 長十郎 駿河守
 ○宮長修理所職

●道久
 鬼徳 長十郎
 ○永祿十年十二月補任宮長檢校職、

●道重
 鬼徳 治部少輔
 ○宮長修理職
 ○法名源阿彌陀佛
 玄中
 早世

●道経
 鬼徳 七兵衛尉
 ○慶長十二年丁未六月十八日補任宮長修理職、
 ○法號清山宗圓居士
 宗左衛門尉
 ○神田橋氏爲養子、
 寂阿彌陀佛
 ○正行寺住持
 善助
 ○若宮氏爲養子、

●道重

鬼徳 七郎 治部右衛門尉

○慶長十五年庚戌十月十五日誕生、母牧大炊助女

○寛永五年十月廿六日補任宮長檢校職、

○寛文五年巳大隅州國府大津川毎年洪水有テ田畠

破損ス、故隈之城山ヨリ石ヲトツテ水除用トナ

サル、隈之城者先祖代々依爲住居地、辱モ 太

守光久公達實聞、大山伊豫助ヲ以同年七年十八

日白銀五枚拜領之也、

○元禄五年壬申十一年十二日死、年八十三、法號

花壁宗碧居士

太々右衛門尉

○神田橋氏養子、伯父宗左衛門尉依無繼子連續彼

家者也、

女子

「隅州曾於郡之土」
○藤田千左衛門尉妻

●道秀

鬼徳 治右衛門尉

○寛永十九年壬午九月八日誕生、母大學坊女

○慶安三年庚寅十月廿八日補任宮長檢校職、

○享保三年戊戌五月十一日死、年七十七、法號惠

林道久居士

鬼徳 治部右衛門 治左衛門

○寛文十年庚戌九月十二日誕生、母「種子田休音女」

享保十六年辛亥正月十日
死、法號見佛妙生大姉

○延寶二年十月十四日補任宮長檢校職、

○正徳四年甲午二月八日改名宗英、始復家ノ字也、

○享保十六年辛亥九月八日死、年六十二、法號菊

巖道榮居士

女子

鬼千代

○寛文七年丁未九月朔日誕生、母同前、

○為國分士鯨島惣兵衛祐信妻、

○寶永三年丙戌十月十八日死、年四十、法號寒山
妙圓大姉

男子

少右衛門尉

○母、同上、

○元禄十三年庚辰正月元日早世、

●宗鑰

治部 庄左衛門

○元禄十二年己卯七月十一日生、母、國分ノ士有

馬伴兵衛女延享元年甲子九月十八日死、法號清月妙光大姉

○享保十三年戊申十一月十二日補任宮長檢校職、

○明和八年辛卯八月十三日死、年七十三、法號清

雲秋翁居士

女子

○寶永 (マ、マ) 五月五日生、母同上、

○為花岡家臣妹尾利右衛門妻、

宗次

(マ、マ)

七郎左衛門 鐵左衛門

○寶永 (マ、マ) 十一月五日生、母同上、

○為島津大學久尚家臣遷隅州花岡、

●為重

龜三郎 治右衛門

○享保十五年庚戌七月四日生、母、種子田休音女

寛政十年戊午二月晦日死、年九十二、法號眞月貞昌大姉

○寶曆七年丁丑二月五日補任修理所職、

○寛政八年丙辰十一月十五日死、年六十七、法號

元林宗盛居士

女子

寅

○享保十九年甲寅六月十八日生、母、同上、

○為曾於郡郷士高橋仲左衛門後妻、

○寛政九年丁巳閏七月三日死、年六十四、法號圓

了院順式智隨大姉

女子

袈裟

○元文三年戊午正月十四日生、母ハ同上、

○為曾於郡郷土淵脇貞右衛門妻、

○天明五年乙巳十二月二十二日死、年四十八、法

號梅室妙香大姉

男子

○夭亡

為宗

政右衛門 智篤 眞如院十世ノ住持

○寶曆四年甲戌 (マヤ) 生、母ハ同上、

○薙髮為僧住花岡眞如院、

○寛政九年丁巳二月二十二日遷化、年四十四、法

號權少僧都智篤和尚

● 為理

勝次郎 治左衛門 理左衛門

○明和四年丁亥二月十七日生、母ハ増田新兵衛女

○寛政十一年己未三月十八日補任修理所職、

女子

○明和七年庚寅六月二十一日生、母ハ同上、

○為曾於郡郷土淵脇次郎左衛門貞右衛門次男妻、

為 (マヤ)

庄太郎

○安永四年乙未七月十一日生、母ハ同上、

女子

金袈裟カサ

○天明三年癸卯四月十一日生、母ハ同上、

○為國分郷土小川庄藏貞友妻、

● 為始

太郎 庄左衛門

○寛政三年辛亥正月二十一日生、母ハ山田大圓坊

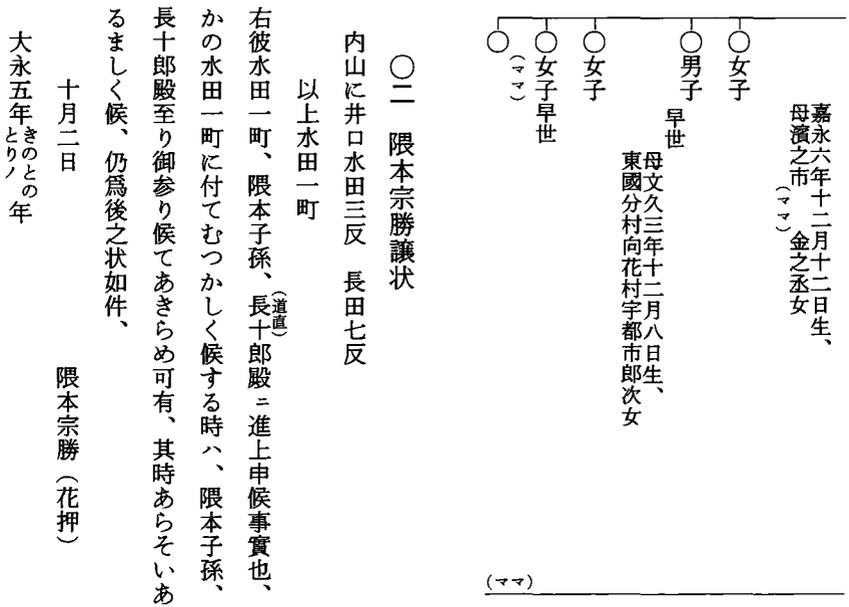
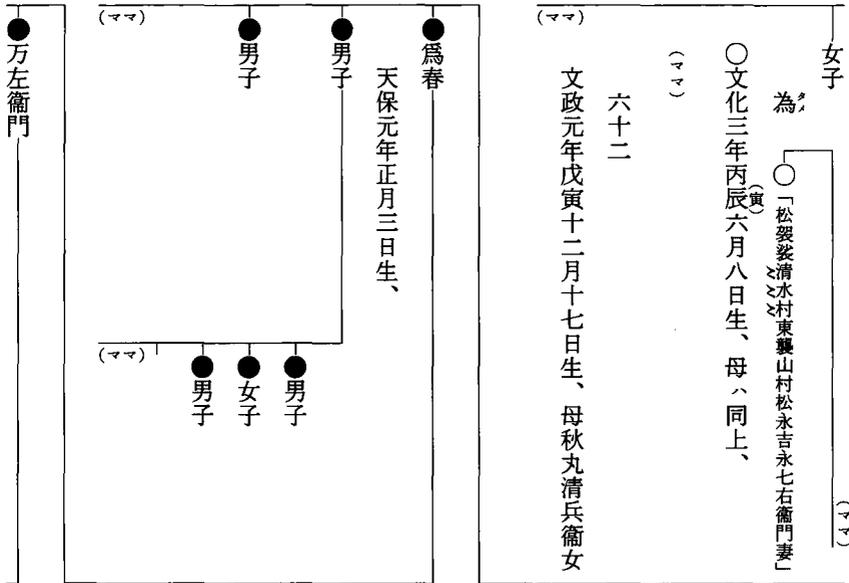
女

為安

理三二

寛政九年丁巳七月六日生、母ハ同上、

(カサ)



〇三 齋院史官掇一卷

齋院史官掇一卷

申置子孫條々

當家者嵯峨天皇八皇子登大納言以來、既ニ親能未天十六代也、度々他人ニ被養、爲改姓亶アリ、不及註盡、爰ニ義朝下野守殿ハ親能一腹ノ兄弟タリ、依頼朝大將殿平家爲追討ノ、未右兵衛ノ佐ニテ於テ伊豆國ニ被拳義兵ヲ之間、親能内通扶持之事、平家聞及テ禁獄之沙汰アリ、然間北陸道ヲ經テ馳下於關東下野國ニ、對面ス右幕下ニ、以後一向政道ノ事以下被申談其沙汰在、猶亶重ニヨツテ舍弟廣元食下シテ諸事申付テ、親能六波羅御代官トシテ上ル事兩度也、其後蒲殿無沙汰ノ間、鎮西管領之事承而下向ス、然間關東様ノ事者一向廣元申沙汰候ノ處也、建保之比暫不快之處、臈而江家ニ改メ姓ヲ訖、一腹一姓之事ノ身トシテ對シ親能ニ、如此之振舞不孝至極之仁也、頗過分ノ成敗也、當家者元來武家ノ非ル侍ニ上、右幕下子

共ノ者從父爲兄弟間、執分預賞翫ニ上、爲武家ノ我カ家ノタメ可キ存知事在也、依テ連々註置ニ子細共多在リ、心得可守云々、

一爲天下ノ不可有私、殊ニ右幕下ノ御子孫ニ可致ス忠切ヲ、親能所々合戰ニ粉骨ス、仍武恩餘ル身ニ上者無是非、次ニ政道ノ亶亦可申沙汰家ニ生テ不宜恥也、不知恥者ハ非人倫也、親能六波羅ノ座ノ事、蒙ルニ仰ヲ、季時相繼奉行等ス、鎮西ノ事者能直相次テ申宛訖、如此天下ノ大事ヲ申沙汰仕者之貴跡トシテ諸事無正躰振舞事皆々可口惜事也、

一人可成緣事

我身よりしなも家もさかれる傍輩國人のむこになるへからず、しうとハ親なり、其札をゐたせは書札なとも後代にのこれる家のきすとなる也、さかれる者ハ名聞と存て其家の人も書札以下之札如此こそあれと云ふれ子孫及の公方役などの時支證に申立る也、至極の恥なり、妻者我身よりしなもあかれるニくすへし、しうとをうやまふに見くるしからず、聲に我よりあかれる人

をとりて畏も是又無下に見くるしき事也、むこは子そ
 かし、我を畏敬てみのもよき、廣元八月卿雲客をたの
 ミ聳（息）ニとりて畏武恩をわかち讓て武家制法之息然と成
 ぬる、恥かましき儀也、妻遊君を是一道沙汰なく一族
 家人のさるへかしきそ中く可然也、人のさけしむる
 者の縁者になりて敬したし無、一遍は徳をねかひ、
 めのしるをむさほるなと云て指を差テわらへるゝ、
 口惜、家の恥なり、さて又我家をたすくる程の事更ニ
 なるへし、仍可有斟酌く、

一我子孫たらん者ハ学問をすへし、如何ニさかしふりす
 れ共、文妾なる者ハ理非くらく法をしらねハあやまり
 のミあり、殊ニ當家ハ公家仁なとて人も心にくくや
 思けん、又六波羅を経鎮西の政道をも申沙汰しける者
 の子孫の甕をかふり壁ニむかへるかことくにては無下
 にゆふかひなき子細也、我家の柄をも知人の家々を伺
 するへし、

一兄弟親類不可成不快、兄ハ弟を扶持し弟ハ兄を親のこ
 とく敬へし、廣元かことくなる仁ハ沙汰の外也、凡親

類不快なれハ必其家ほるふる也、堅此事慎へし、

一讒人之事、家をほろほし事をみたり、悪名を執る根本
 也、家子若黨以下振舞のとこそ候へかうこそ候へと女
 性近習のものゝ事候ハ、先さ様の事不可申といまし
 むへし、和讒の者ハ虚言を實のことくニ申す時は一念
 腹立ハ酒などの酔のまきれに荒敷事を申つれば、我等
 の家として下品事恥也、其上家子若黨などを失ハ、我
 か足手をもくにて他人にしをとさるゝ事決定なり、如
 此心得たるか候ハ、親能家子共ハ人になして弟へも
 進し候、相構く人を損する事あるへからす候、父祖
 出したる所領なとわけとりゆめくあるへからす候、
 今用ニたゝすとも分限あらは子共の中ニ器用之者出來
 シテ用ニ立テ重代となるへし、さ程ニ沙汰すれハ和讒
 の者必我物とならねともかく申也、其身果報にてあ
 る也、我身を堅守テ人ヲ助けは我子孫繁昌する也、人
 を損すれば我子孫ほろふる也、堅此事慎へし、大事を
 はこゝろあらん様ニ人四五人も無私評定すへし、一人
 に物を申談するもあやまりある事ト可心得也、内儀

以下我しりたると名聞ニ口かま敷漏脱する者あるへからす候、事は指たる儀なけれ共大事ニ云成ス、不可有油断也、

一佛神領を我所領中なるなと云いろひ煩すへからす、但仏神の職人等かすめ沙汰する事あらハ正路ニ申引へし、仏神を敬ハ現當にて心安かる也、

一親能か遺跡之仁等ハ季時・能直・親實・師貞・仲能是五人等是也、此前外家子分之者、所之代官差置者也、彼中ニ公方奉行公仁とあるへし、五人子孫者殊申置趣一事おろかニおもふへからす也、親能武家ニ出、初テ家を興シ子孫ヲ留置上者しるし置事ヲいるかせニ思振舞は、運盡テ家ほろひてゆふかひなき類なるへし、親實ハ後生年たけての子なる間、諸事兄兩人可扶持ヲ心さしなるへき、爲後代思出に随而鳥の跡のことくしるし所置也、哀可用状如件、

四月十八日

酒井宗勝

親能
在判

(コノ文書ハ現在不明ナリ、隈元氏旧蔵文書トシテ取載ス)

○四 島津久當寛写

覚

神田橋新兵衛

右者、先祖以來正宮修行太夫神職ニ而、祖父代ニハ上官并ニ勤來候處ニ、先年中將様御参之砌、親撰津介依病氣御目見不仕候、雖然御目見帳ニ者可載置処ニ、其時之与頭無念故為載後之由候、就夫漸々与下官之才并ニ成行候儀、迷惑之通訟之趣具得其意由緒無別儀候、依之嶋津圖書殿へ致相談、此節より御目見并神職之儀上官并ニ申付候間、其旨可被申渡候、以上、

天和三亥九月廿二日

嶋津伊賀印
(久當)

宮内

与頭中

(コノ文書ハ現在不明ナリ、隈元氏旧蔵文書トシテ取載ス)

○五 国分宮内一社十家口上書留

天明五巳四月

留 一社中

乍憚口上書を以訴申上候、

今度 於千萬様被遊御社参候ニ付、辻堂前より御供先仕

向先例相替申候故、與頭衆方江承合申候処ニ、此節 御免之上御書付を以被仰渡候ニ付、御取計被成候由委曲承知仕、後日私共十家吟味仕候処ニ、与頭三家[□]以上十三家往古より

正八幡宮社頭江被召附置、諸座之社司執頭職分ニ而御座候故十三家一社与申傳、諸書付差上候節茂一社何某与名書仕申事ニ御座候、右式之儀ニ付、難有慶長年間より被下置候持高ニ茂銘々名當ニ而、公役高目録被仰付置候、且又居屋敷老反ツ、御免地ニ而御座候、右御糺分を以被仰付置候、毎年正月与頭老人一社老人十家之内より操廻を以老人ツ、鷲之間御帳相附御祝儀申上來候、御在國之節ハ御目見被仰付、其外諸御祝儀與頭同前ニ申上來候、然處ニ 御上様御子様方・女中様方御社参被遊候節、辻堂前より御先供一社衆徒僧鉢之者共仕來申候、与頭老人一社老人御中途罷出御礼申上來候、且又被遊御滞宿候節ハ進上物指上、與頭同前ニ私共十家之内より老人ツ、罷出、伺御機嫌申上來候、右之通御座候へ共、往古より只今迄諸軍役等并与頭名代横目役一社之内相勤來申候、依

之[□]ニ付候往古[□]一[□]を以 御目見^(以下キレ)

^(前キレ)保年間之此[□]御座候哉、未ノ年末々之社家共仕[■]

之分相違之分を以、未ノ年爰元與頭寺領被仰付たる儀[□]

候節之御證文ニハ、一社衆徒急与立、其外之社家神人[□]

間敷候哉、右御證文國分郷士年寄衆方江被仰渡候[□]

年間之比茂右社家共より願申上、段々御糺方[□]御座

候得共、前々之通ニ而御座候事、^{【被召置候】}

公儀御目附様諸郷御廻見之時分、當社被遊御社[□]留守

市郎右衛門殿御差圖ニ而多人数为相勤由御座候得共、未

タ[□]人故、慥成證護無御座候、私共扣書等ニハ相見

得不申[□]与頭差圖之儀ニ付而ハ左様ニ茂御座候哉、前々

ニハ一切右式[□]御座候事、

先年伊勢兵部様御名代ニ而被遊御社参候節、

同種子嶋彈正様御名代ニ而被遊御社参候節、

寺社御奉行嶋津仲様當社御迂宮ニ被遊御社参候節、

右三行御先供進上物等仕、伺御機嫌為仕由御座候得共、

□圖候人存生ニ而無御座候故、慥成證據相知れ不申、私

可抽忠勤所之狀如件、

文化五年辰二月十三日

留守紀朝臣景長印

(コノ文書ハ現在不明ナリ、限元氏旧藏文書トシテ収載ス)

之度由候得共、由緒之訳申
諸人申請ニ不罷成、
差立為申御用迄ニ而
(後欠)

(コノ文書ハ現在不明ナリ、限元氏旧藏文書トシテ収載ス)

〇七 某口上覚

口上覚

私先祖数十代限本之地領地仕候、代々依武切^(惣)加増之領地
諸所江過分ニ被仰付、限本之地江代々居住仕、方切を以
山留方等仕、差立為申節之御用迄ニ相立來り申候、先年
曾々祖限本治部右衛門代ニ爰元大津新川御堀せ候時分、
居住限之城山より石御取らせ水除ニ被召仕候、限城之儀
者先祖代々住居之由達 貴聞、大山伊豫殿御取次を以、
寛文五年巳七月十八日、白銀五枚難有 拜領仕候由系圖
ニ茂書記置候、右次第之由緒を以限之城山ニ引續方切
ニ而代々留來り、差立為申之御用ニ引渡申儀ニ而、諸人
申請并雜柴用杯ニ差出為申儀無御座候、右留方山之儀ニ
付而、祖父代ニ茂麓山方役人衆より諸人申請之筋ニ茂有

志布志野辺文書

○ 一 野辺盛忠讓狀写

写

〔尊氏公御袖判之由〕

(足利尊氏)
(花押)

武蔵國榛澤郡野邊郷行貞名内地頭職日向國櫛間院地頭職

(并脱カ)

事等者、以子息愛壽丸為惣領讓与早、委細之旨彼讓狀并

置文別紙在之、次恩賞事、建武以來軍忠技郡之間、為津

(群)

戸出羽入道奉行被經御沙汰、已被渡于所付方早、亦彼落

(仍度)

居以後、重軍忠猶以異他、何度之御教書・御一見狀以下

軍忠支證・讓狀等、不殘一通所副渡也、早致申沙汰、於

拜領之地者、為惣領之上者、同愛壽丸可令知行、更不可

有他妨、仍為後日讓狀如件、

貞和五年十一月八日

小野盛忠(花押)

(コノ他ニ一通同文写アリ)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三〇六号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「旧記雜錄拾遺家わけ七」野辺文書三号文書ト同一文書ナルベシ)

下 野邊野五政式

可令早領知、大隅國曾於河村拾耆町嶋津上総地頭職、

同國郡田村小地頭職貳拾町惣檢校事、

右人、為勲功之賞所宛行也、者守先例可致沙汰之狀如件、

觀應三年四月廿九日

源朝臣(足利直冬)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三四三三号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「旧記雜錄拾遺家わけ七」野辺文書四号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 三 野辺藏阿房寄進狀写

奉寄進

飫肥南郷大平野村事

道場弘願寺

右、依有志所奉寄進也、仍狀如件、

延文貳年八月 日

(野辺盛房)
藏阿

(コノ他ニ一通同文写アリ)

○ 二 足利直冬下文写

〔直冬公御下文写之由〕

○ 四 野辺盛房寄進状写

奉寄進

恩徳寺田之事

日向國櫛間院弁分之内水田五丁

右水田者、所奉寄進如件、

延文二年九月廿六日

(野辺)
小野盛房

(コノ他ニ一通同文写アリ)

○ 五 野辺盛房寄進状写

奉寄進

恩徳寺之田坪付之畝

日向國櫛間院弁分

本庄方

高瀬田三反 同所三反 同所三反

小田四反 河原田一反十

中千野五反 以上二丁

清水五郎二郎給分

千野田一丁 元節三郎入道作
同所一丁 志勢田二郎作

末松方分

鳩田四反副田右馬五郎作 高野二反

長池重阿弥陀仏作 堀之内ヒノロ四反

已上五丁

右、奉寄進如件、

延文四年九月廿六日

(野辺)
小野盛房

(コノ他ニ一通同文写アリ)

○ 六 野辺盛隆寄進状写

奉寄進

日向國飢肥北郷山西油御道場敷地并山野事

限東横道、

合四至 限北大明神御所道、

限西高尾、

限南妙恩房
屋敷上山、

右件所者、雖為荒野、御道場近所間、奉令寄進上者、於

彼山野竹木者、不云權門高家、堅可有制法者也、仍寄進

之状如件、

應安六年十一月廿六日

(野辺)
豊後守盛隆

(コノ他ニ一通同文アリ)

右水田者、任 故長阿寄進状之旨、限永代所奉寄進如件、

永和三年六月二日

(野辺)
小野盛連

(野辺)
小野盛久

(コノ他ニ一通同文アリ)

○七 島津氏久書状写

野邊刑部太輔盛久申日向國櫛間院・大隅國深川院北方
事、盛久相傳知行之段無相違候、安堵御教書所望仕候、
可有申御沙汰候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

應安八年二月廿五日

(島津)
越後守氏久(花押)

進上 齋藤六郎左衛門入道殿

(コノ他ニ一通同文アリ)

○九 野辺盛久寄進状写

日向國櫛間院領家方々内、千野小河骨水田合老町五段
之事

之事

右水田者、為當寺修理、限永代所奉寄進如件、

永和三年六月二日

(野辺)
小野盛久

(コノ他ニ一通同文アリ)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二八二号文書ト同一文書ナルベシ)
(本文書ハ「旧記雜錄拾遺家わけ七」野辺文書六号文書ト同一文書ナルベシ)

○八 野辺盛連・盛久連署寄進状写

奉寄進 恩徳寺

日向國櫛間院弁分水田五町之夏

○一〇 野辺盛久寄進状写

恩徳寺寄進弁分五町之内、千野田老町者、御聖為御衣裳、
同所中千野五段、是者為御明、限永代所定申也、

永和五年六月五日

小野盛久(野忍)

(コノ他ニ一通同文字アリ)

代錢四貫文

奉加 馬壹疋

吉田

息長兼清(花押)

奉加 馬壹疋

本田

藤原重恒(花押)

〇一一 福昌寺仏殿造営奉加帳写

(別紙)

「福昌寺佛殿造営之勸進」

奉加 馬壹疋

市来

沙弥禅祖(花押)

福昌寺佛殿造営之勸進

奉加 馬壹疋

平松

安藝守武味(印味)

奉加 馬壹疋

沙弥存忠(島津久盛)
(花押)

奉加 代錢貳百疋

濹江

遠江守久主

代錢三拾貫文、此外五拾貫者棟木牌爲也拜錢(之カ)也、

奉加 馬壹疋

藤原貴久(島津)
(花押)

奉加 馬壹疋

濹谷

弾正少弼重長

代錢五貫文

新納

近江守忠臣(花押)

奉加 馬壹疋

北郷

中務少輔知久

代錢五貫文

榊山

安藝守教宗(花押)

奉加 馬壹疋

北原

周防守久兼

代錢三貫文

伊作

大隅守重久(花押)

奉加 馬壹疋

曾木之分

藤原久直

奉加 馬壹疋

奉加
代錢貳貫文
馬老疋
藤原明熊丸

代錢三百文
杉
參河守保則

奉加
代錢三貫文
馬老疋
廻
源元正

代錢六百文
知色
下野守守保

奉加
代錢三貫文
馬老疋
池袋
建部親宗

代錢百疋
上村
圖書助貫保

代錢貳貫文
比志嶋
源義清

代錢百疋
平山
越後守武豊

代錢老貫文
蒲生
美濃守忠清

代錢貳貫文
高城
攝津守武宗

米三石
税所
左馬助敦弘

代錢老貫文
餅田
紀武井

代錢貳貫文
佐多
伯耆守久親

代錢貳貫文
財部
左馬助國盛

代錢貳貫文
和泉
沙弥光朝

代貳百疋
平世
信濃守武子

代錢老貫文
井口
左近將監仲保

代錢六百文
甌
美作守義武

代錢三貫文

隈本

酒井久宗

右同三貫文

菱刈

藤原久家

代錢百疋

築瀬

酒井元為

右同五貫文

山野

因幡守頼元

代錢百疋

加治木

沙弥寛統

右同五貫文

梅北

豊前守兼永

代錢貳貫文

祢寝

沙弥立清

右同三貫文

長野

信濃守幸定

代錢貳貫文

祢寝

建部毗沙房丸

右同貳貫文

酒井親久

代錢三貫文

大寺

美作守元幸（花押）

右同三貫文

別府

平五郎丸

右同壹貫文

伊地知

沙弥久阿（花押）

右同貳貫文

阿久根

播磨守良忠

右同壹貫文

牛屎

越後守久元

右同貳貫文

平田

右馬助重宗

右同壹貫文

羽月

豊後守元忠

右同貳貫文

佐田

左近大夫忠元

右同壹貫文

柏原

豊前守好資

右同五貫分

長野

中原助豊

右同壹貫文

藤原

忠豊 山田

右同貳貫文

長野

左京亮助家

右同貳貫

藤原武久長門守

大豆壹石

福永

新藏人為勝

大豆拾石

澁谷

左衛門尉重持

代錢壹貫文

徳丸

平久良

右同壹貫

湯田

杉本五百枝
平重将

米五石

山田

酒井久秀

右同壹貫文

宮里

紀忠正

百疋

石井

平光義

右同貳貫

石塚

平種惟

百疋

西村(息)
興長遺清(遺之)

右同壹貫

伊十院

沙弥道應(頼久)

貳百疋

北原

藤原久能

右同五百文米五石

肝付

河内守兼元

代錢三貫

肥後

藤原豊盛

同五百文

田代

建部助信

百疋

和田

淡路守年則

同老貫文

小山田

大藏元平

弐貫文

野邊

小野盛治

同老貫文

志々目

藤原義豊

老貫文

野邊

尾張守盛光

同老貫文

大始良

藤原貴義

五百文

野邊

美作守盛孝

同老貫文

濱田

藤原義藤

五百文

長井

周防守利久

同老貫文

河田

紹頤

老貫

野邊

小野盛良

同老貫文

(佐多氏義)
浄了

百疋

野邊

小野盛豊

同老貫文

和田

遠江守正右

百疋

忠正

百疋

野邊

薩摩守盛在

代錢老貫文

胤雄

右同右貫文

宗友

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二七四号文書ト同一文書ナルベシ)

(コノ他ニ一通同文書アリ)

右同右貫文

妙久 福崎尼

(本文書ハ「旧記雜錄拾遺家わけ七」野辺文書九号文書ト同一文書ナルベシ)

代米老石

永亨^(享)拾年之秋

〇一三 村田経安・平田兼宗連署坪付

坪付

米拾石

徳林庵
祖仲

鹿兒嶋田毛之内

米四石

浄恵寺妙恵

一 永吉ノ門

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二三号文書ト同一文書ナルベシ)

二町五反

谷山之内

〇一二 足利將軍家御教書写

^(後筆)
「細川左京大夫勝元」

嶋津持久・高木孫三郎・市木太郎^(来)以下事、所被加治罰也、

早令合力嶋津陸奥守貴久、可被致忠節、就中對貴久無貳^(申之脱カ)之旨、尤神妙、向後弥可被抽戦功之由所被仰下也、仍執

達如件、

嘉吉元年十二月十二日

^(ママ)
左京大夫(花押)
^(細川持之)

野邊刑部太輔殿^(盛七)

一 丸かくらの門
二町六反
一 ふしまちの門
一 町五反
一 浮免
五反 たか柳
已上七町一反
文明十五年
三月十一日

^(村田)
経安

野邊(盛薦)隱岐守殿

(平田)
兼宗

大永三年
二月十六日

○一四 伊地知重貞・本田兼親連署坪付

坪付

一町三反 大らく
井上門

以上

明應九年三月廿日

野邊弥左衛門尉殿

(伊地知)
重貞
(本田)
兼親

○一五 桑波田景元外三名連署坪付

坪付

薩摩國鹿兒嶋郡田かミ名之内

浮免

五反 堀十郎左衛門尉殿先
祢ふつてん

已上

野邊右衛門尉殿

(桑波田)
景元
(本田)
兼親
(肝付)
兼演
(伊地知)
重周

○一六 伊集院忠棟外四名連署坪付

一作配當

坪付

日州求仁郷蓬原之内

野上名

一ぬるきの本地之門

一反川 池ませ

一反下 きしやの木之口也

二反川 中のきれ

一反 荒神領
上のきれ

一反 同所

二反 ならの迫

一反 川路
此内 堀町

公田九反 外
此外 二反

堀之内 堀之内
二反 飯田季先
二反 ひわき

都合公田一町 反 三

天正五年 丁 一月吉日

野邊右衛門殿
(盛武)

〇一七 伊集院忠棟外四名連署坪付

坪付

日州蓬原之内

(伊集院) 忠棟
(村田) 經定
(平田) 光宗
(川上) 意釣
(喜入季久) 永久

一ヶ所 立生野本地屋敷

一段 七まかり

已上

堀之内名 白坂先
一反 八段田

同所 同先
一反 同所

同名 同先
一反 岩下

已上四反下

此内一ヶ所二反御重恩

天正八年二月吉日

野邊右衛門尉殿
(盛武)

(伊集院) 忠棟
(本田) 親貞
(平田) 光宗
(上井) 賞兼
(村田) 經定

〇一八 野邊盛真申状扣

(一八の1)

(前欠)

文書之儀ニ候得ハ惣領方へ社相付申筈ニ而可有御座与存候、此方より御記録所へ御披露可申上候間、御下知次第可仕候、其時分御相談被成可給候由申入置候間、何之筋ニ成共御法様次第被仰付可被下候、以上、

(元禄七年)

戊

九月十七日

野邊勝右衛門(花押)

伊地知助右衛門殿

(重英)

田中五右衛門殿

(一八の2) 覺

一私先祖野邊越前守宗平事、遠江國栗橋江居住仕候處、忠久様三ヶ國江被遊 御下向候ニ付、御供被仰付罷下申候、為加増越前國江五百町・日向國飢肥江五百町拜領仕候、左候而飢肥之南郷江住宅仕申候、一宗平より五代孫野邊六郎左衛門尉久盛代、櫛間領地ニ罷成、櫛間之城ニ罷移候、于今野邊城と申傳候、一久盛より四代孫隱岐守盛久事、方々番城仕候、其外志

布志責之節大將被仰付得勝利申候、其以後 氏久様志布志松尾之城 御屋形之時分、肝付勢寄來及御難儀候而、盛久并阿田加賀守兩人走向、向江川原寶滿寺地藏堂之前迄追拂申候処ニ、敵相働申候ニ付、家來隈田原兄弟打死仕別而防戦仕候、夫故敵敗北為仕之由申傳候、一盛久子盛連事、元久様始而 將軍家江被遊 御目見得候時分致 御供上洛仕候、其節御供之士拾人 御目見得被仰付候、盛連儀茂拾人之内相加任官受領被仰付、御太刀一腰・鳥目百貫文拜領仕候、

一盛連子刑部太輔盛仁事、從 將軍家九州之押被仰付置候處ニ、庶子家南郷より伊東殿を頼、急ニ櫛間江責寄候ニ付、致防戦候得共、多勢之故打負、飢肥・櫛間を捨庄内江相退、内縁之故北郷殿を頼罷居申候、一盛仁子隱岐守盛篤、其前方より鹿兒嶋江移居申候ニ付、鹿兒嶋之内竹之内永吉門・原良井之上門・谷山之内丸藏門・フシマチノ門・たか柳以上八町四反為加増拜領仕候、且又 (島津忠信) 武久様より被成下候 御書卷通于今頂戴仕居申候、

一盛篤子右衛門佐盛武事、日州蓬原主取被仰付候、蓬原

之儀、肝付方境目之故、別而御念遣ニ被思召候ニ付、

為加増蓬原之内野上村塗木門・立生野村本地門壹町六

反二杖拜領仕、鹿兒嶋より蓬原江罷移申候、左候而、

肝付乱以後為押申良江被召移候、

一盛武孫右衛門佐盛清事、申良より境目之故志布志江被

召移、加増被下候、其以後高麗御渡海御供仕、於彼地

別而御奉公仕候、

一盛清子傳左衛門尉盛貞事、琉球御責之時分渡海仕、御

奉公相勤申候、

以上

(元禄七年)

戊九月十七日

野邊勝右衛門

(本文書ハ、ホガ同文ノ写一通アリ)

(一八の三)

(前欠)

奉公申上候、覚書彦通為御見合相添差上申候、此等之趣を以奉願候通ニ被仰付候様ニ御申上可被下儀、偏ニ奉願候、以上、

(元禄七年) 戊十月十日

野邊勝右衛門

志布志 御變衆中

〇一九 島津武久忠書狀

一日於河田敵相動候、定其方へも可遣勢候、健固料簡可

然候、長之番城誘等辛勞喜悅之至候、尚以可有其覚悟候、

自然取陣事候者、所仰候、其時者可決安否候、恐々謹言、

二月十七日

(島津書信) 武久(花押)

野邊隠岐守殿

〇二〇 野辺盛仁申状写

謹言上

野邊刑部大輔申

一大友方江之御教書三月廿九日付候、四月十日大友方立、

在所豊州江打入及半國靜謐候、

□二カ少貳未渡海候間、少貳方之山中人衆出筑前江向候、内

野石見守四月十三日岩籠令發向、同廿六日筑紫能登守

御笠郡令發向候、於于今者、不可大内分國之勢上候、

一御教書之御請各無疎略被申候、但大友方一人出陣候、

其餘未出頭候、

一筑前國秋月千手原田宗像大宮司・豊前國紀井野中彦山別當黒川彼面々江可被成下御教書候、國々依時代、大友方申談可遣候、

一菊池江御遣之御教書肥後守ニ候上者、請取可申由被申間、爲邦江付候、

一大内方一身無煩落下着、九州人多分擬今江可皆候欵、

一大内十郎無面目可被存候、爲邦ハ大友方無下着様江御了簡可然存候、無二可被申請候、仍大友方領内江被居候、十郎重朝者、嶋津江無二江被申合候、

一千葉方訴被申候、被出住処候、近々可有御披露由被仰下、其方江御教書ヲ被遣候、是ハ可惡候、急々菊池十郎殿与被遊候而被下候へ、兩方江可遣候、

一私下着遅々候事、聊非緩怠之儀條捧起請文候、以此旨可有御披露候、

五月十一日

(野辺)
盛仁

進上 真鍋太郎左衛門尉殿

〇二一 野辺盛仁申状写

謹上

野邊刑部大輔申

一大友方去卯月十日ニ立在所而豊前國江五月中江悉靜謐候、如御教書旨可宛行候哉、

一探題御敵依御王探題領基津郡・養父郡兩郡大友手小貳被官之山中人打入、神邊之城攻落畢、

一豊前國悉落居候江驚候哉、筑前國數ヶ所之城六月二三日兩日悉没落候、

一千葉介一勢筑前國ニ指遣候、大友勢ニ成合、去三日原田城攻落候、

一豊前國合戦之次第、同大友方可注進候哉、

一探題御住城攻落候時者、私茂加申候、探題領之内少々野邊刑部大輔配分候へト、大友方へ被仰下候者畏入候、

一今日迄茂大友方・千葉方少貳之山中入相働候、其餘者一人茂無頭候、

一今度御教書被成下候面々不出之至、如何様之子細候哉、可有御尋候ハ者、可然者弥々可致緩怠存候、

一御教書江殊ニ少貳本國与見得候豊前國・肥前國・筑前

國悉少貳可有知行候哉、左様候へ者、任御教書之旨(諸)請侍打取知行可仕候、無在所候与申者へ、先年(秋)飯肥大和守・加賀守、少貳方へ渡候へと承候間、其分可渡候哉、但少貳方未無出頭候上へ如何候へキ哉、

一 打取知行分へ可為公領由、一筆下給候へ、私ニ申候へ共、御下知之様ニも各不被存候、公領之事者、自京都御配分迄者、私爲御代官相計可申由申談而候間、關所之分記進候、

一 大村方公方之可立御用由、懇江雖被申上候、不出頭上者何も被存候哉、千葉介大村住城ニ押寄合戰仕、千葉介討負打死仕候、親類被官人數輩打死仕候、大村方向公方申、少も無緩怠(歎之)由欲申候、

一 探題欠之時分ニ候、九州惣大将大友方江被仰付候、可然候、如今候而、九芴之面々弥々緩怠候哉、此分大友ノ方請内儀候哉、可有御拒努々無其下、

一 少貳方雖為不出之輩、依有先忠、筑前國先知行之分可渡候哉、又依當忠甚大友方江可渡候哉、暫者可公領候哉、具ニ可蒙仰候、

一 探題領關所之分、肥前國基津郡(雜)・養父郡此兩郡者、大友手少貳手打隨候、三根郡神崎東八郷、筑前國岩戸庄内并濱、此在所共者探題御住城依落居成欠所候、神崎郡西郷へ依為御内知行、探題没落以前大内捨候、仍為公領私相計申候、年貢等無疎略進上可申候、

一 筑前國少貳方先知行分蒲郡(種)・滿浪郡千手・秋月・麻生各關所江成、原田跡在所者大友方・千葉方打隨畢、一 申上候條々偽申候者、

氏神諸神等之可蒙御爵候、

六月廿八日 (野辺) 盛仁

真鍋太郎左衛門尉殿

〇三二 島津忠長書状

以上

野邊(盛津)右衛門尉志布志へ移望之由被申候条可然之由申候、然者申良衆之由候間、清雲へ可有御談合候、恐々謹言、

圖書頭

八月十日

(島津) 忠長 (花押)

〔樺山久高〕
枕權左衛門尉殿

御宿所

〇二三 野辺盛仁所領目錄

安堵之御教書并御約束之御教書被成下時節之當知行分

日向國 櫛間院一圓 飢肥南郷一圓

飢肥之院酒谷之城一圓 飢肥大明神つるより二悉〔上カ〕

限屋河内、

同國 加江田郷一圓

大隅國 深川院之内二十町 串良之弁分二十五町 下大

隅田上半分

飢肥院之内所々親類越中入道令押領、嶋津持久ニ同心、
仍乱世之間ハ相違、〔了脱カ〕属無為而即如初知行了、

〔野辺〕
盛仁（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一七二〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「旧記雜錄拾遺家わけ七」野辺文書一八号文書ト同一文書ナルベシ〕

〇二四 赤松則春書状

猶々使印迄御着一折進入いたし候、以上、

一筆致啓達候、私串良江罷越候処ニ、到遠方御見廻、殊
珍敷一種御持せ忝存候、且又私先祖櫛間院ニ罷下候儀共
段々被仰聞、御懇志之段忝存候、右之御礼為可申入、如
此ニ御座候、委細之儀ハ伊知地孫之進へ申合候間被聞召
達可給候、如何様御面之時分、心事可申達候、恐惶謹言、

赤松次郎右衛門

十月十八日

〔則春〕（花押）

野邊少右衛門殿

〇二五 野辺盛仁書状

好便之間、進一行候、就中忠臣〔新納〕・忠治兩代亂法處、子々
孫々及之御約諾、毎年に候し事、御内之老名様多分存知
之前、此刻一途被思召立、預御助候者、子々孫々及之可
為御芳恩候、事々得後信候、恐々謹言、

八月廿三日

〔野辺〕
盛仁（花押）

進之候、

○二六 島津久文書狀

一筆令啓候、某儀首尾克家督被 仰付候付、此節御老中
其外各致招請候、依之肴等之儀、肝付半五左衛門殿迄役
人共より申進候處ニ、各儀物御調、別而御苦勞之旨委曲
令承知、過分存候、為御礼如此候、恐惶謹言、

嶋津助大夫

正月廿七日

久文(花押)

肝付半左衛門様

野邊正五郎様

赤瀬川源右衛門様

有川嘉右衛門様

上村舎人様

山下竹左衛門様

○二七 向井盛照書狀

口上覚

私七代之祖野邊刑部太輔、櫛間より敗軍ニ而相退候時分、
家ニ相傳候文書五拾七通、家來加藤大炊介子出家ニ而候、

庄内之様ニ持行候由申傳候、三拾八九年以前御記録所よ
り文書御改之時分、右之趣逐御披露置候、然處ニ此節、
右文書之内四拾式通、庄内梶山大應庵へ^(有之)由傳承候ニ
付、庄内役人衆川上太郎左衛門殿へ庄内衆向井甚左衛門
殿を以内意ニ而申入候ハ、文書大應庵江有之由承候、為
可承合罷越候由申入候、彼方返事ニ承候ハ、尤御惣領家
之儀ニも候得ハ可相渡候得共、古家ニ而候得ハ、右出家
之跡を取立度内存之由、筑後殿御父子へも申上置候間、
自分ニ而ハ右文書相渡申儀難成候由承候、私申候家ニ相
付申候間、右口上書早々御直ニ被成御出候之処、偏ニ奉
願候、尤四十式通と御座候段茂此節太郎左衛門殿使仕候
時分ハ、左様成物音者少茂無御座候、細々貴様之御咄ニ
ハ承候、懸御目候時分、委敷可申述候、勝五郎様へ申入
候、當分勝右衛門様かこしまへ御越被成、御留主ともニ
而御座候ハ、此書付早々^(御之)遣可被下候、此節之申分ニ
入申事ニて御座候間、私より右之内意申入候段ハ、隠密
被成可被下候、此中より一姓ニ而御座候へハ、何とそ貴
様御方へ相渡り候様ニと存候而、ケ様ニ申入儀ニ候間、

宜様ニ御了簡被成可被下候、恐惶謹言、

向井神左衛門

九月廿三日

盛照(花押)

野部勝右衛門様

(盛真)

野部勝五郎様

(盛尚)

参人々御中

尚々此中書状遣申候、其後物音無御座候ニ付、為申入儀ニて御座候、不一、

〇二八 向井盛照書状

此中ハ初而御越被遊候処、為何風情茂無^(御)座、残念之至ニ御座候、然者其後かこしまへ御越被成、伊知地殿^(伊)へ御肝煎被成候哉、承度候、當時野部家之文書写ニて茂御入用^(にて)御座候ハ、私前より写調遣可申候、此中茂右之段可申上と存候得共、後々本書を御取可被成と存不申入候、何分^(何)段可被仰遣候、恐惶謹言、

九月廿一日

(花押)

(端裏ウハ書)

(墨引)

野部勝右衛門様

参人々御中

向井神三衛門

〇二九 某書状案

此中者御越被成候処、無調法至極ニ御座候、然者此中爰元江御越候儀、委細御書付被成、御文書処江御遣被成候ニ付、此中かこしま此方かりやへ肝付半左衛門殿ニ而見合申由ニ而被遣候、当分仕合川上太郎左衛門殿かこしま江相詰被罷居候故、右貴様より之口上書、得と太郎左衛門殿被見届候、就夫太郎左衛門殿方より私方へ申來候ハ、貴様より之書付ニ相違之所有之候、此中私使仕候段、委細書記可遣由候ニ付、書付遣申候、先大應庵ハ野部家之文書四十式通在之由相見得候通承申候、去々年志布志へ私罷越候時分、四十式通在之由為申入欵と覺申候、私唯物咄ニ仕候儀ヲ公儀立而被仰之儀ハ迷惑ニ御座候、扱又太郎左衛門殿より右野部家之儀、古キ家ニ而取立度旨、筑後殿父子へ申入置候間、文書難渡由為被申旨御書記為

被成由候、太郎左衛門殿より者、努其通ニハ不申由候、是又其通ニ而御座候間、此節御出被成候書物御直シ被成、御出被成候儀幸ニ御座候、此節太郎左衛門殿方へ貴様より被仰候時分之返事ハ、右野部家之文書ハ筑後方へ茂在之候段

(コノ間欠ク)

被存候間、太郎左衛門分別としてハ渡申事不罷成候、前々より在之候家ニ而候処ニ絶申候、可被取立候哉、又ハ家中ニ野部家茂在之儀ニ候、左様成ニ茂可被相渡候哉と返事為在之由候、私其段責様江為申入と覚申候、然共私儀不調法物ニ而候間、物咄杯仕候ニもあとやさきと為申入欵と存申候、返事之申違も可有御座候間、左様成段者真平御免可被下候間、右ニ相記候様ニ太郎左衛門分別としてハ難被渡候、筑後方へ茂被存候間、他方へ出候儀者成兼可申様子ニ候通申入候と覚申候間、其通ニ御直シ可被成候、筑後殿父子へ茂申入置候間、難渡由相見得候得ハ、後々右之口上書御文書処へ御申被成候而、此元へ右之段申來候之時分、右口上書筑後殿父子被見候て、ふし

ん可相立と存候と内意承候、後々者右口上書ニ而貴様御方へ可相渡由承申候、先仕合之儀ニ御座候間、故夫肝付半左衛門殿より差出被成候得共、相違之筋共御座候間、私如何様ニ申候哉、使仕候段書付可遣由候ニ付、書付遣申候、太郎左衛門殿より右之ことく返事在之候、私申違と後々太郎左衛門殿へ茂可申入

(後欠)

〇三〇 野辺盛真口上覚扣

口上覚

恐多申上事ニ御座候得共、私儀先祖代々者段々御奉公為仕筋目之者ニ而御座候処、漸々衰微仕、至私候而者衆并与御奉公を茂不得仕身躰ニ罷成、誠ニ以残念至極ニ奉存候、就夫御四配屋敷御方志布志安樂村之内仕明場白銀ヲ以開調可申由、清水為左衛門与相合奉願候、左様ニ御座候ハ、所中用夫千餘人御座候間、右夫御加勢被仰付被下度奉存候、右仕明相調、御卒入定夫ニ罷成候時分ハ、高老石ニ付五拾目直成ニ御買代銀ヲ以御差引被仰付度旨申上候處、願之通夫丸三千人被仰付難有奉存、仕明場ニ

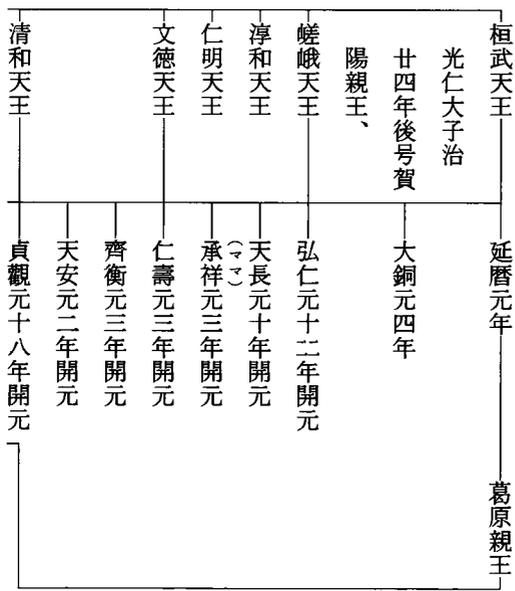
取掛申候處ニ、存之外溝道岩場有之、其外溝筋惡敷所多
 々御座候ニ付、銀子過分ニ入重申候故、脱跡少身者之儀
 ニ御座候得者、仕明場諸失墜借銀ニ而仕申候ニ付、右為
 左衛門儀者、罷殘間敷由ニ而引取被申候故、私忝人之借
 銀ニ罷成候、依是持高式拾石餘所持仕候を、借銀返弁と
 して相渡申候、左候而茂相殘借銀御座候ニ付、當日必止
 与差廻り、妻子ヲ茂育可申方便無之仕合ニ罷成候ニ付、
 御公儀江仕明差上可申候得共、左様ニ仕^候而者弥以禿入
 申候、依之乍恐奉訴候者、仕明場御免許之節御加勢夫三
 千人被仰付候、開調申候地方御竿入定夫ニ罷成候節者、
 御買高ニ被遊筈ニ被仰付候得共、右申上候様ニ内々存候
 ニ、各別相違仕迷惑之仕合御座候故、于今仕明場半途□
 召置申候間、御銀三貫目無利ニ拾年拜借被仰付被下度奉
 願候、左様ニ御座候ハ、往々御蔭ヲ以身上相續仕、右
 仕明漸々ニ相開申候て、及十ヶ年候而ハ、定夫地方六七
 十石程者出來可申与存候、其節御竿申請、御約束之通賣
 上申、右代銀ヲ以拜借銀返上可申上候、尤仕明高ニ而返
 上方不足御座候ハ、自分より差足返上可申上候条、被

加御憐愍、奉訴候通被仰付被下度奉願候、此等之趣ヲ以
 相達候様ニ宜御申上可被下儀、偏奉頼候、以上、

子
 十二月二日
 志布志
 御喫衆中
 野邊勝右衛門^(盛夏)

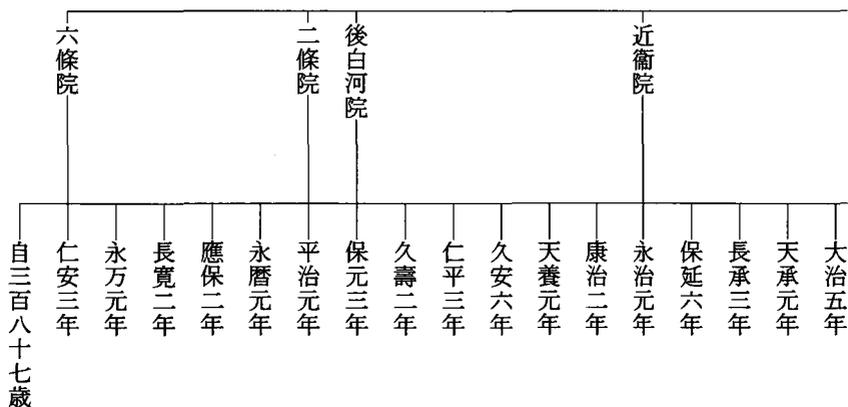
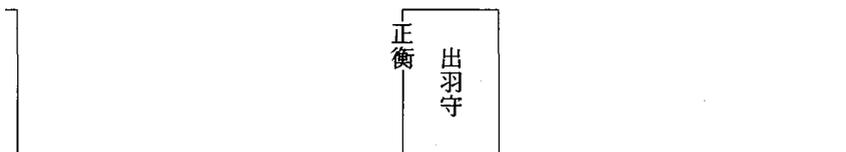
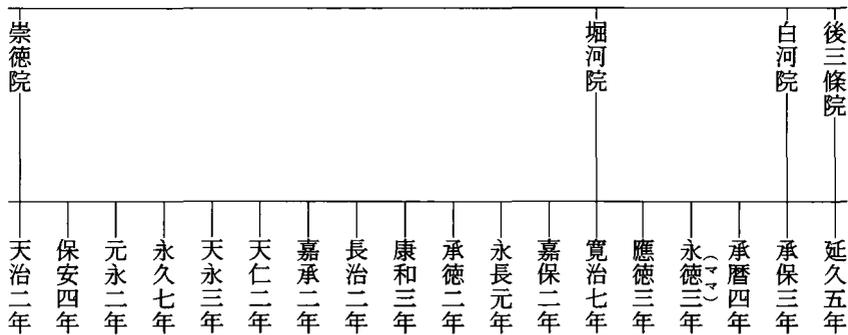
(本文書トホボ同文ノ写アルモ簡略ニシテ後欠ナリ、省略ス)

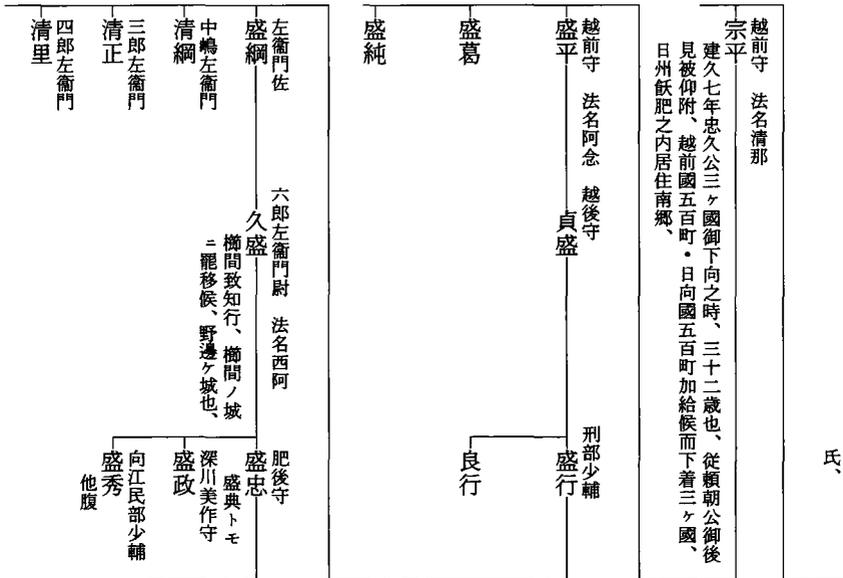
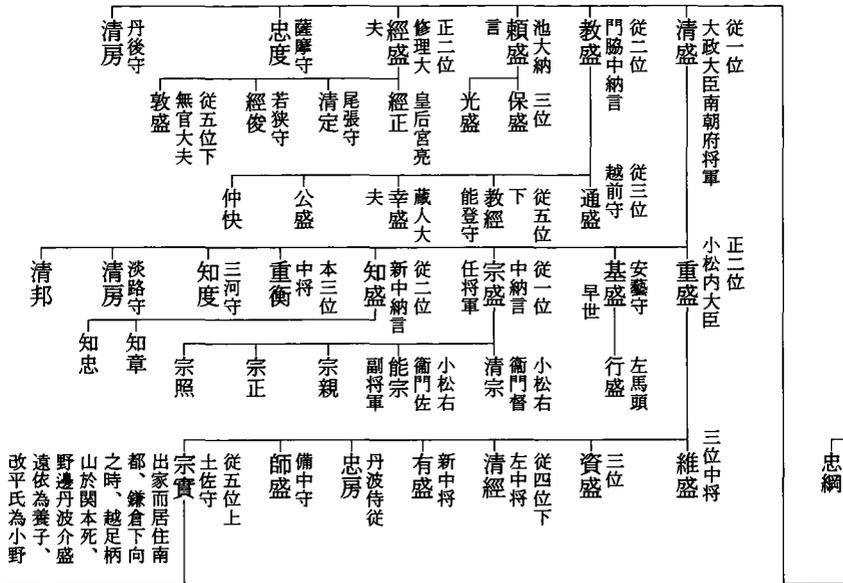
〇三二 野辺氏系図



陽成天皇	元慶元八年開元	高見王
光孝天皇	仁和元四年開元	
宇多天皇	寬平元九年開元	
醍醐天皇	昌泰元三年開元	
	延喜元廿二年開元	
	延長元八年開元	
朱雀天皇	承平元七年開元	
	天慶元九年開元	
村上天王	天曆元十年開元	高望親王
	天徳元四年開元	寬仁二年
	應和元三年開元	五月二日
冷泉天皇	安和元二年開元	始賜平姓、
圓融院	天祿元三年開元	号上総亮、
	大延元三年開元	
	貞元元二年開元	
	天元元五年開元	良望後改
	永觀元二年開元	号常陸
花山院	寬和元二年開元	大拯國香

一條院	永延元二年開元	陸奥守
	永祚元年開元	平將軍 貞盛
	延曆元五年開元	
	長徳元四年開元	
	長保元五年開元	
三保院 (A.P.)	寬弘八年開元	
	長和五年	上野守 伊与守
後一條院	寬仁四年	維衡
	治安三年	
	萬壽四年	
	長元九年	
後朱雀院	長曆三年	
	長久四年	
	寬徳二年	
後冷泉院	永承七年	正五位下 越前守
	天喜五年	
	平庚七年	
	治曆四年	正度





日州蓬原郷肝附方境ニ而御念遣被思召、主取於鹿兒嶋被仰附罷移、爲加増一町六反二杖、蓬原之内野上村塗木門・立生野村之内本地門給、然處、肝付乱以後爲押申良江被召移候、

右衛門佐

盛清

母ハ比志嶋美濃守國守娘

一申良ヨリ志布志江被召移、少々加増給候、

一高麗御責之時御供仕也、

女子 野村外記室

母ハ同、

弥五郎 孫兵衛尉

盛秋 八代治右衛門尉爲養子、

母ハ同、

傳左衛門尉

盛貞

琉球御責之時渡海仕相勤也、

男子

女子

千代五郎 休五郎

盛信

男子

女子

志布志赤瀬川分右衛門室

千代五郎 勝右衛門

盛真

法名冷月宗清居士

室法名蓮室妙芳大姉

男子

男子

女子

勝五郎

盛尚

法名即法宗心居士 三月十五日卒、早世、

内室法名歡室妙壽大姉 寶曆八寅六月朔日卒、

勝左衛門

女子

虎次郎

休之丞 少右衛門

盛次

法名松林宗榮居士

内室法名秋月妙心大姉

後室法名春月妙清大姉 享保二十一年辰三月五日卒、

弥五郎

傳左衛門

盛次

法名冬山元空居士 明和四亥十月廿六日卒、

室法名月窓妙清大姉 延享五辰正月三日卒、

女子 若死

法名法山元空信女 宝曆二申四月九日卒、

周右衛門

盛至

法名潔山宗皎居士 安永六酉十月十四日卒、

室志布志坂之上氏娘

女子 夭亡

周兵衛

盛倚

法名得安常樂居士 文化四卯七月三日卒、

室志布志妹尾氏娘 法名即安妙樂大姉 文化四卯四月

十日卒、

休之進 勝右衛門

盛次

元文三年戊午二月二十八日誕生、

枅方役・浦役助相勤也、 明和七庚寅三月相續家督、

法名潮音了海居士、 享和二戌二月廿八日卒、 五拾五

歳、 室志布志永井權助娘、 寛政六寅閏十一月十六日

卒、 貞月妙鏡大姉

女子 志布志若松四郎兵衛室

女子 志布志長友傳右衛門室

和藤五 勝右衛門 周右衛門

盛次

安永三歳甲午八月十五日誕生、

法名洞雲養仙居士 天保十三寅七月十七日卒、 六拾

九歳、 享和元辛酉三月相續家督、

周助

安永六年丁酉五月十七日誕生、

法名夏山凉心居士 弘化二巳六月十五日卒、 六拾

九歳、室法名藤岸芳春大姉、文化十五寅三月十八

日卒、

女子 志布志大脇休藏室

女子 夭亡

法名紅影童子 文政元寅九月七日卒、

周八郎

法名常安元空信士 天保十五辰七月十四日卒、

彌兵衛 幼名善兵衛

盛行

文政九戌二月十七日誕生、

一志布志日高善藏二男彌兵衛爲養子、弘化三年三月、母

ハ志布志岩崎岩右衛門娘、

一弘化四未三月相續家督、

一室志布志池江利助娘

文政十二己丑十一月廿日誕生、

〇三二 野辺氏系譜

(端裏書)

「野辺来勳」

○野邊 来謂云、

○凡遠江國三千八百町栗橋郷

○抑欽明天王 ○天禄七自甲午

○次代々氏云、 ○小野道風之一門

○次代々家字云、 ○盛字用之也、

○次代々幕文云、 ○三ヶ月○岩井水也、

●月隱重山上扇喩之、

●風止太虚動木教之、

○次長生殿裏春秋富不老門前日月遲、

○次御名乗云、

『欽明』

○盛充—盛真—盛祀—盛兼—盛秀—盛長

○盛尚—盛宗—盛繁—盛安—盛鉢—盛明

【兵部】—【治部】—【宮内】—【左京】—【彈正】—【掃部】

盛通『圖書』 盛國『主計』 盛續『雅樂』 盛廣『文番』 盛信『大炊』 盛澄『軍人佐』

盛秋『主殿』 盛恒『右京』 盛辰『幡磨守』 盛善『讀妓』 盛友『淡路』 盛俱『備前守』

盛近『周防守』 盛貞『若狹介』 盛行『石見守』 盛祐『和泉守』 盛遠『丹波介』

● 賀辰令月喜無極、

● 千秋万歳樂未半、

● 龍門原上之土埋骨名不埋、

○ 一小野朝臣盛續者於鎌倉由井濱之合戰ニ太刀最向、

○ 二北条四郎時政於毛原合戰ニ太刀最向ス、

○ 三同東条三郎時重於木曾合戰ニ太刀最向スル也、

○ 四同久田美祀則於初石又初倉合戰ニ太刀最向、

○ 五鱧三郎重家於鏡山御合戰ニ太刀初ス、

○ 六龜井次郎政通於二条堀川合戰ニ太刀最向、

○ 七福井五郎忠秀於礮部高橋合戰ニ太刀最向、

○ 八入江右馬次郎秀安於田家美田宮合戰太刀最向、

○ 九越御後神崎和泉守於高砂尾上合戰ニ太刀最向、

○ 十小山小四郎安則於越前國遠山塩入合戰太刀最向、

抑小野氏者、自太国彼羅國日本國仁渡給御氏也、雖然於王代記者、天地天王之御宇之御氏也、

○ 一就幕文有口傳也、能々可尋聞也、委細『可有』甚深之義也、 鳴仁

若翰鳥掛網曾雲從嶮落カ

若銀魚含鈎出海底之深ヨリ

軸々有金玉之聲千金莫傳

● 男子・女子次第

● 盛祀外記 女子二人 ● 盛真藏人 男子二人 ● 盛秀式部卿 男子五人 ● 盛長加賀守 女子一人

● 盛長民部 男子二人 ● 盛宗治部 男子六人 ● 盛繁宮内 男子四人 女子二人

● 盛國主計 男子三人 ● 盛明掃部 男子七人 ● 盛信大炊 男子二人 女子一人

● 盛秋主殿 男子三人 ● 盛辰幡磨守 男子六人 ● 盛友淡路守 男子五人 女子四人

●盛近周防守男子一人
●盛貞若狹介男子二人
●盛遠丹波介男子三人
●盛遠丹波介女子一人
●盛遠丹波介女子二人

一抑三ヶ月者、天竺靈鷲山南陽軒木末一天下ヲ照賜月也、

白髮老鬢一半黃也、去者●月隱重山者云ヘリ、一岩井

ノ水ト申者正月元三ヲ云ヘリ、抑此水ト申者積尊之宇

浮水ヲ云ヘリ、去間於月氏晨且我朝難有名水也云ヘリ、

去者此ヲ幕ノ文用也、月ト申ヘ●月光菩薩●藥師如來

衆病悉除ノ義也、水ト申ヘ●山神之深儀是深也、水神

之惜玉ヲ趣也、

●月ハ陽也、金剛界五百余尊也、

●水ハ陰也、此二ハ胎台藏界七百余尊也、

●漢朝商山之麓ヨリ出月也、●水紅廬巖ヨリ出水也、

○摩利支天 童子二千八百童子、

御眷屬九万九千八百七十二軍神也、

○小野氏

○野邊 盛秋判

次郎太郎

醍醐天王 御宇 云

天正十年壬午菊月吉日 書之、

○三三 野辺盛仁一流系図写

(本文書ハ省略ス)

(本文書ハ「旧記雜錄拾遺家わけ七」野辺文書一二号文書ト同一文書ナルベシ)

○三四 舜雅書状

御祈念之事、抽懇之祈□仍當山宣度役之義、□勲候、

就其諸且□御奉賀之義申入候、彼大役之事、且方之以御

扶助遂其節候、一廉被成御入魂候者、大畏存候、将亦去

夏内々承候御神物之義、号被相妨、同宿構聊余候哉、不

及是非候、神物無到來候、今度能々被相知被仰登候者、

重疊可承合候、委彼使僧含口上候、恐々謹言、

拾月吉日

舜雅(花押)

野邊加賀守殿

御宿所

〇三五 名乗書付

名乗

盛信（寛永十八年カ）

盛隣（寛永十八年カ）

辛巳（吉カ） 小春（吉カ） 辰

太極決友之（朱印）

野邊休五郎殿（盛信カ） まいる

〇三六 実名書付

〇三六の1
〇實名

切ノ字辰

到友政

〇商金々々相生吉

〇十二反切之例 ● 四同音和之格

〇小川信範明了上人末流

〇釈役氏桑門

〇聖政友之友 [印文「聖政」]

元禄五年壬申十一月吉旦

〇野邊勝右衛門殿（盛真）

〇三六の2
〇實名

切ノ字尚

〇盛尚 到友盛

〇九弄十紐之切

〇商金々相生吉

〇六對十二反切之例 ● 疊韻ノ格

〇小川信範明了上人末流

〇釈役氏桑門

〇聖政友之友 [印文「聖政」]

〇元禄五年霜月吉辰

〇野邊正五郎殿（盛尚）

〇三七 野邊盛真証状

（野邊盛仁カラ盛清弟ノ盛秋マデ系図アリ、省略ス）

此節野邊右衛門佐盛清弟孫兵衛尉盛秋、八代氏為嬭養子
于今御方迄八代御名乗、就夫至拙者系脈被成御尋候故、

承届、無別儀候故系圖之写ヲ以わかかれめの儀御しらせ申

入候、尤御方先祖孫兵衛殿儀ハ何方へ住宅とも他出之後

不相知候処ニ、今度骨肉之交幸ニ存事候、依是書付進之

候、向後此段少茂相違在之間敷候、互ニ為後證如此、以

上、

元禄七年^{甲戌}十月十四日

八代次右衛門殿

野邊勝右衛門^(盛實) (花押)

(コノ他ニ一通証状ノ同文字アリ)

好也、

陽南星運 ○納音土性誕

盛至^ト ○嗜

○四同音和格

○土金相生吉

占、盛至之二字而得小過卦也、當多六辭略之、

寶曆四甲戌 慶文字家村氏

大簇吉辰

佳熙



野邊周右衛門殿^(盛至)

○三八 名字考書付

(三八の1)
實名

應求考之、

一盛ハ齒音去声三位禪母

一至ハ齒音去声三位至韻頭

一嗜ハ齒音去声三位禪母至韻頭

○三折一律之法并字訓

盛ハ厲禪母助紐辰禪也、仍盛辰禪嗜是三折而總皈於一

律也、盛ハ茂也、長也、至ハ到也、極也、嗜ハ欲也、

(三八の2)
實名

應求考之、

一盛ハ齒音去声三位禪母

一倚ハ喉音上声三位紙韻頭

一氏ハ齒音上声三位禪母紙韻頭

三折一律之法并字訓

盛ハ厲禪母助紐辰禪也、仍盛辰禪氏是三折而總皈於一

律也、盛ハ茂也、長也、倚ハ依也、氏ハ姓也、

富貴高命運 ○納音火性誕

盛倚（盛倚）

○氏

○四同音和之格

○火土金相生吉

占、盛倚之二字而得豐卦也、當多六五辭略之、

寶曆四甲戌

慶文子家村氏

大簇吉辰

佳熙

（朱印）

野辺周兵衛殿（盛倚）

永吉島津家文書

○ 一 源頼朝下文写

『延寶二年甲寅正月廿五日寫之』

(源頼朝)
(花押)

下 伊勢國波出御厨

補任 地頭職事

左兵衛尉惟宗忠久

右件所者、故出羽守平信兼黨類領也、而信兼依發謀反、
令追討畢、仍任先例為令勤仕公役、所補地頭職也、早為
彼職可致沙汰之状如件、以下、

元曆二年六月十五日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八六号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 二 源頼朝下文写

『延寶二年甲寅正月廿五日寫之』

(源頼朝)
(花押)

下 伊勢國須可御庄

補任 地頭職事

左兵衛尉惟宗忠久

右件所者、故出羽守平信兼黨類領也、而信兼依發謀反、

令追討畢、仍任先例為令勤仕公役、所令補任地頭職也、

早為彼職可致沙汰之状如件、以下、

元曆二年六月十五日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八七号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 三 源頼朝下文写

『延寶二年甲寅正月廿五日寫之』

(源頼朝)
(花押)

下 嶋津御庄官

(ハリ紙)
[日向大隅薩摩三箇國惣名也]

可早任領家大夫三位家下文状、以左兵衛少尉惟宗忠久

為下司職令致庄務事

右件庄下司職、任領家下文以忠久為彼職、可令致庄務之

状如件、庄官宜承知、勿違失、以下、

元曆二年八月十七日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八九号文書、九一号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 四 源頼朝下文寫

『延寶二年甲寅正月廿五日寫之』

(源頼朝)
(花押)

文永六年十月廿三日

(北条時宗)
相模守平朝臣 (花押)

(北条政村)
左京權大夫平朝臣 (花押)

下 嶋津庄

可早停止藤内遠景使入部、以庄目代忠久為押領使、致

沙汰事

○ 六 關東御教書寫

右、号惣追捕使遠景之下知、放入使者、冤凌庄家之由、

『延寶二年甲寅正月廿五日寫之』

有其聞、^{〔事〕}實者、甚以無道也、自今以後停止遠景使

之入部、以彼忠久為押領使、可令致其沙汰之狀如件、以

下、

無其謂、急速可致沙汰之狀、依仰執達如件、

文治三年九月九日

延慶二年二月十日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一一二一號文書ト同一文書ナルベシ)

(北条宗直)
陸奥守 (花押)
(北条時時)
相模守 (花押)

○ 五 關東下知狀寫

嶋津^(忠亮)下野前司入道殿

『延寶二年甲寅正月廿五日寫之』

可令早修理亮^(久経)久時領知薩摩國麿嶋郡地頭職事

右、任親父前大隅守忠時法師^{法名道佛}去年十二月十三日讓狀、

可令領掌之狀、依鎌倉殿仰下知如件、

○ 七 足利高氏書狀寫

『延寶二年甲寅正月廿五日寫之』

鎮西合戰之次第、委細承候畢、早速靜謐之条、為悅候、

且注進狀之趣、經 奏聞候了、恐々謹言、

(元弘三年)

六月十日

(足利) 高氏

(花押)

嶋津上総入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六四一号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 八 足利直義御教書写

『延寶二年甲寅正月廿五日寫之』

薩摩國凶徒誅伐事、差遣子息可合力之旨、仰一色少輔太

郎入道之處、申子細、于今不事行云々、重猶可相談之、

且亦如元可相催日向國勢之由、被仰付畠山修理亮畢、彼

仁相共弥可致忠節也、爰今月五日、楠木帶刀・同弟次郎・

和田新發・同舍弟新兵衛尉以下凶徒數百人、於河州佐良

々北四条、所討留也、此上吉野退治不可有子細之狀如件、

貞和四年正月十二日

(足利直義) (花押)

嶋津上総入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六五号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 九 高師直書狀写

『延寶二年甲寅正月廿五日寫之』

(足利直冬)

兵衛佐殿被落下九州之由、其聞候、就之自

(足利尊氏) 將軍家被下

御自筆御書候、案文進之候、若被餘手事候者、任法可有

計御沙汰候、且自關東近日御上洛之間、重可被仰候也、

恐々謹言、

(貞和五年)

九月廿八日

(高) 武藏守師直 (花押)

謹上 嶋津上総入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 一〇 足利尊氏書狀写

『延寶二年甲寅正月廿五日寫之』

令對治大隅薩摩凶徒等、上洛之条、殊神妙也、急可馳參

之狀如件、

八月二日

(足利尊氏) (花押)

嶋津上総入道殿

(封紙ウハ書)

「嶋津上総入道殿

尊氏」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六〇七号文書ト同一文書ナルベシ〕

○ 一一 足利義滿御内書写

『延寶二年甲寅正月廿五日寫之』

就疏黃事、梵章首座下向候、嚴密可有沙汰候、委細被仰
含章首座候也、

二月廿八日

(足利義滿
(花押))

嶋津修理權大夫殿

(封紙ウハ書)

「(墨引)

嶋津修理權大夫殿」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三四号文書ト同一文書ナルベシ〕

○ 一二 半松齋宗養書状写

『延寶二年甲寅正月廿五日寫之』

兼又當年中御新詠共承度計候、後音被記下候者、可
為本望候、

春成^(久正)兵庫助下国之時節、乍聊尔捧愚札候之處、則貴報拜

見、寔數年遂大望、快然此一事候、抑彼御新作之御詠、

於爰元各寫留、老若教訓無他事候、^(種家)御家門様にも節々

被仰出所候、就御奥書之儀、為御礼沈香三斤御進上、尤

御祝着之由候、将亦拙者ニ一斤拜受、過分之至候、心事

春兵^(天文十五年カ)まで令申候条、不能詳候、恐々謹言、

八月廿九日

宗養 (花押)

阿多但馬守殿

(封紙ウハ書)

「

阿多但馬守殿

宗養」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五三七号文書ト同一文書ナルベシ〕

○ 一三 半松齋宗養書状写

『延寶二年甲寅正月廿五日寫之』

雖未能申馴儀候、春成^(久正)下国之条、難過好便、令啓上候、
仍若輩御教訓御詠拜見仕候處、餘金言就難打置、^(種家)近衛

殿様備上覽、御奥書申調候、則被成 御書候、委曲之趣

兵庫助可被申入候、何様不圖罷下、御礼可申述候、此等

之趣、可然之様御披露所希候、恐々謹言、

(天文十五年カ)
正月十六日

宗養(花押)

野村兵部少輔殿

(封紙ウハ書)

「 半松斎

野村兵部少輔殿

宗養」

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二五二一号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 一四 島津貴久書状

今度率衆飢肥へ立申候、就其承候趣得其心候、我々打立之事、よりくニ存候間、よ義なく存候、さりながら各

不可然被申候ハ、先々右馬頭殿被立候する程ニ、萬事

頼申へく候、當所ニ有人衆にも其方之時義申きかせ候、

尤之よし申候、自然かへる事候ハ、重而可申入候、万

吉、恐々謹言、

〔ハリ紙〕
永禄四年」

八月廿四日

(島津)
貴久(花押)

(封紙ウハ書)

(墨引)

(島津義久)
又三郎殿

貴久

(本文書ハ「旧記雜録後編」二一八七号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 一五 近衛龍山前書状

猶々為見廻差下使者候、可然様可被申事、可為本望

候、

態及使札候、抑又八郎疱瘡被煩候之由、千万く無御心

元候、乍勿論無油断養生肝要候、猶嶋田与兵衛尉可申候

也、

(文禄三年カ)
二月廿日

(近衛前久)
(花押)

川上三河入道とのへ

(飯枕・忠智)
(本文書ハ「旧記雜録後編」二二七五号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 一六 照高院如雪澄書狀

好便之条一筆申候、其以來依不知便風、無音背本意存候、先日者武庫御煩、頓被得驗氣之由其間候間、尤珍重候、

御孝行至遠路早速御心遣之段感入存計候、抑此比從大唐加勢数万騎被出之由風聞、御氣遣之段不及申候、乍去早速引退無事御帰朝之段所希候、将又大峯祈念之卷数・守進入候、万吉、期面上之時計候、猶期後喜候也、

(慶長三年カ)
十月十六日

鳴津又八郎殿
(忠恒・家久)

(照高院如雪)
(花押)

(封紙ウハ書)

嶋津又八郎殿

如雪

(本文書ハ「旧記雜録後編三」五二九号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 一七 照高院如雪澄書狀

猶々陽明へ之書狀も届候やう、馮存候、

薩州并高麗へ之書狀共調進候、御届可為本望候、将又從武庫去年も御合力之通、度々如申旧候、去々年迄さへ不

謂儀と迷惑申候処、又如此之段、不存寄儀候、返々可然

之様、便宜ニ御理所希候、理運之様候へハ、弥失面目候間頼存候、久四郎事、中々不及言語候間、直札ニ者不申述候、如此之儀ニ付ても得助成候事、後悔不少候、何篇非疎略可申儀候間、其段者所及力者、不可有油断候、此等之様具申分度候、書中任御用捨候、かしく、

(ハリ紙)
「文禄四年 照高院」

十月十四日

(照高院如雪)
(花押)

(墨引)

(伊勢貞知)
友枕斎

如雪

(本文書ハ「旧記雜録後編二」一六一七号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 一八 照高院如雪澄書狀

當春未能書信遅引、背本意存候、逐日被任芳意之段、誠以珍重、不可有盡期候、将又年頭祈念卷数、護并卷物二端進之候、纔表祝儀計候、其表頓可屬芳意之由、尤目出、御上待入存候、近日茂從武庫承之、為御祈禱随分

秘法令修之候、定卷数等可被下進之候、猶追而可得賢意

嶋津又八郎殿(忠恒・家久)

候間、不能巨細候、穴賢く、

(照高院如雪)
(花押)

(封紙ウハ書)

二月十五日
〔慶長三年 照高院〕
(ハリ紙)

嶋津又八郎殿

如雪

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」四七四号文書ト同一文書ナルベシ)

(墨引)

(島津忠恒・家久)
羽柴少将殿

如雪

〇二〇 照高院如雪道書状

(封紙ウハ書)

羽柴少将殿

如雪

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一〇四六号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一九 照高院如雪道書状

追而申候、入峯之儀承候、内々其覚悟候之處、當所堂供

養之儀付而、可令延引之由仰候故、無其儀候、峯中御祈

禱之儀者具申付候、供養も八月廿二日令成就候、他事追

而可得芳意候、かしく、

九月十四日

(照高院如雪)
(花押)

(封紙ウハ書)

御心許存計候、依之即從六日令始行、昨日結願候間、卷

数・守札・撫物等進之候、弥不可存疎意候、又御自分之

(照高院如雪)
(花押)

嶋津又八郎殿(忠恒・家久)

演説候間、令省略候、穴賢く、
(慶長三年カ)
九月十四日

嶋津又八郎殿

如雪

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」四七三号文書ト同一文書ナルベシ)

〇 二二 近衛龍山前書状

幸便之由申候条、一筆令申候、抑其邊無事之由候間、目出度大慶存候、弥被任御存分、早々當年之春中ニ御帰陳待入候、永々御在陳、可為御苦勞与令察候、伏見御女房衆・龍伯(義久)無何事候之条、可御心安候、猶委可申候へとも、急便之間、不能詳候、已上、

(ハリ紙) 文祿三年 龍山様御状)

(文祿四年カ) 二月七日

(島津忠恒・家久) 又八郎様

(近衛前久) (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一四六一号文書ト同一文書ナルベシ)

〇 二二三 近衛龍山前書状

猶々御隙之節待入存候、又先日之鷹ハ不相御氣候て御返し候欵、但御書中ニ餌飼仕候者無之由候キ、其趣ニ候へハ無是非候、若御氣にあひ候へて御かへし

候ハ、別の鷹令馳走可進之候、無御隔心可承候、

又申請候つる鶴ハ、先書ニ如申、高羽悉落候間令療治、とやへ入させ候、夏中ニハ難用立候ハんと存候て、めしつかひ候者ニ預申候、かた／＼以面可申候、

只今出京申候へハ、昨日今出川邊へ御出之由承候、御床敷候、自然東山へ御慰旁御越候者、兼日御案内可承候、他出申留守などにて候へハ無詮候、定日御しらせ候へハ、何方へも不罷出待可申候、兼而存候者、玆敷馬なども牽寄可懸御目候、足つかひの馬可召寄候、從龍伯(義久)被進候鹿毛馬、其外御所持候馬共も御さゝせ候らへ、可有御出候、必期面謁候、恐々謹言、

(慶長四年) 閏三月廿一日

(近衛前久) (花押)

(墨引)

(島津忠恒・家久) 又八郎殿

竜山

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」七〇七号文書ト同一文書ナルベシ)

〇 二三 近衛龍山前書狀

猶々、武庫御煩之様子者山々ニ無御心元存候、御養生專一候、

遙久不能書信御床敷候、抑其表永々御在陳御苦勞無是非候、然者此刻悉帰朝之由候間、早々可懸御目与令祝着候、諸事相積事共可申承候、扱者武庫御煩候由、龍伯(義久)より承候、千萬々無御心元候、永々敷在陳故、御草臥故与存候、定此節ハ可為御本服候、目出度、臆而御帰朝候而相積事共可申承候、馬・鷹多御所持之由候、御羨敷候、猶諸事期面謁候、恐々謹言、

九月五日

(近衛前久)
(花押)

(ハリ紙)
〔慶長三年 龍山様御狀〕

(墨引)

(島津忠恒・家久)
又八郎殿

竜山

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」四六八号文書ト同一文書ナルベシ)

〇 二四 近衛龍山前書狀

猶々御上洛候て参會申、馬共懸御目、御物語申度候、乍好便令申候、扱々永々御在陳御苦勞可申様無之候、弥其表無別儀候欵、目出度被任御存分、早々御歸陣待入候、可然馬共在之由承及候、御慰被存候、龍伯(義久)節々参會申、馬共責申候、龍伯ニハ馬数多々、早馬共候、猶期後音候、以上、

(慶長三年カ)
五月廿七日

(近衛前久)
(花押)

(島津忠恒・家久)
又八郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一三三号文書ト同一文書ナルベシ)

〇 二五 照高院如雪澄書狀

去二月廿一日之芳墨髓到來、披閱歎悦之至候、殊段子一卷送給之候、每度難申盡候、抑其表長々御在番、御勞煩推量申候、去比者番船等雖差出候、人数等被討取之御手柄故、即刻引退之由、寔以珍重大慶不可過之候、将又祈念之儀、日々無疎意候、猶近日可有便宜由候間、期其節不能巨細候、かしく、

(文祿四年カ)
五月二日

嶋津又八郎殿
(忠恒・家久)

(照高院如雪)
(花押)

(封紙ウハ書)

嶋津又八郎殿

(照高院如雪)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜録後編二」一五一〇号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 二六 近衛龍山前書状

猶々男犬つかれハ此邊にも無之候、別而玆敷存候、
女犬ともにあはせ、よき子を取可申候者、一段と令
満足候、

玆章披見、尤本望之至、殊鳥犬之儀、扱々早速ニ御上候
而給候、喜悅之至無申計次第候、可令秘藏候鶉をかミ候
犬ハ爰元ニモ候、たゞ鳥をかみ申候、山逸物稀ニ候、千
万々祝着此事候、近日可有御上之様ニ承様、衷左様ニ
候へかし、相積事共以面申度候、猶委曲申候ハんすれと
も、急便ニ候之條、跡より具可申候、恐々謹言、
(慶長四年)
六月廿二日
(近衛前久)
(花押)

(島津忠恒・家久)
四位少将殿

(ハリ紙)
慶長四年 龍山様御状

(封紙ウハ書)

四位少将殿

(本文書ハ「旧記雜録後編三」七六四号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 二七 近衛龍山前書状

猶々其元之儀無別儀候欵、朝暮無御心元承度候、後
便ニ具可示給候、自然又於京都、相應之御用候ハ、
無御隔心可承候、委申度候へ共、以外急便候條、令
省略候、以上、

下國被申候以來、不申承候、然者好便之由、
被申越候之間令啓候、弥其元之儀無吳儀候由承届、
尤目出度存候、武庫入参会申、雜談共申承事候、大坂之様子
無別義靜謐之躰候條、可御心安候、定而從武庫入具可被
申候間、令省略候、雖無差事候、向後節々可及書信候、
弥御入魂可為本望候、恐々謹言、
(義弘)

(慶長四年カ)
十一月八日

(島津忠恒・家久)
少將殿

(近衛前久)
(花押)

(封紙ウハ書)

薩州にて

少將殿 参

東山

より

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」二九五号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 二八 照高院如雪道書状

八月廿九日之芳札昨日相達披閱、本望至極候、抑其表之
様躰具承候、誠欣然之至候、然者伊集院源次郎事、從内
府被任御使之旨、下城之儀御同心候由、尤珍重候、但其
後又違變之趣候哉、何篇頓可屬御本意候間、期後喜計候、
將又當月祈念卷數・守進之候、於丹誠者、聊以不存由断
候、穴賢く、

九月廿九日

(照高院如雪)
(花押)

(ハリ紙)
〔慶長四年 照高院〕

(島津忠恒・家久)
羽柴少將殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」二九〇号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 二九 照高院如雪道書状

去正月之芳札具披閱、尤欣悦之至候、仍從龍伯(後)任承之旨、
去年袈裟之儀下進之候之処、御札状却而令迷惑候、殊太
刀一腰・銀子三枚御隔心之至候、抑都鄙和与之儀御勝手
ニ相濟候由、尤日出珍重候、此度者先龍伯可為御在洛之
由尤候、惣別御祈禱之儀、猶以不存疎意候、此中者大津
所用故被滞留、旅庵(新納)下向之儀俄承知候故、書中不能子細
候、去比者就所勞之儀、遠路御使御懇意難申謝次第候、
諸事後便可得芳意候、穴賢く、

(ハリ紙)
〔慶長七年 照高院〕

四月廿五日

(照高院如雪)
(花押)

(島津忠恒・家久)
羽柴少將殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」二六二号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 三〇 照高院如雪道書状

至大坂御着岸ニ付而、早々芳札、欣悦之至候、從是亦昨

日(伊勢貞知)以友枕齋申候間、不能巨細候、萬々期面上之時計候、

穴賢(ハリ紙)く、

〔慶長七年 照高院〕

十月十九日

羽柴少將殿(島津忠恒・家久)

〔照高院如雪
花押〕

〔封紙ウハ書〕

羽柴少將殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」一七二六号文書ト同一文書ナルベシ〕

○ 三一 照高院如雪澄書狀

猶以御懇意之段、欣悅難申盡候、

先日之以後、為御見廻、可企使者候之處、兎角無音、背
本意存候、結句預使節、御懇意之段、難申謝候、内府
御上以前者、爰許御逗留之由尤候、何様從是可申述候間、
不能巨細候、穴賢(ハリ紙)く、

十一月五日

羽柴少將殿(島津忠恒・家久)

〔照高院如雪
花押〕

〔封紙ウハ書〕

嶋津陸奥守殿(忠恒・家久)

〔照高院如雪
花押〕

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」一七三八号文書ト同一文書ナルベシ〕

○ 三一 島津龍伯義書狀写

〔延寶二年甲寅正月廿五日寫之〕

連々依相守 秀頼様御奉公、去之年随御奉行衆之御下知、
既至濃州大柿(垣)、當家茂令出陳、然處師相破、散々成立、
無是非、其以降日夜朝暮不堪休息、雖及迷惑、貴方拋身
命、去秋被逐上京、剩宜調 公儀、頓下向之儀、偏是其
方之御才賢、豈不為國家繁榮之基乎、誠感懷々々、家景
万人之歡喜何事如之、仍為謝此意一筆如斯、恐々謹言、
二月十九日(慶長八年) 龍伯(島津義久) (花押)
少將殿(島津忠恒・家久)

〔封紙ウハ書〕

〔少將殿

龍伯〕

〔本文書ハ「旧記雜錄附錄二」五〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〇三三 照高院如雪道澄書狀

(伊勢貞知)
對友枕齋御懇書令意讀候、抑詠歌大概相届申候哉、御懇

意之段難申盡候、殊貴國之蜜柑二籠別而祝着申候、當年者五六ヶ國之蜜柑到來之處、無比類名物無是非候、來春者早々可為御上之由承及候間、以面可申述候、急書中不能一二候、穴賢く、

(慶長九年カ)
十二月十二日

(島津忠恒・家久)
羽柴陸奥守殿

(照高院如雪)
(花押)

(封紙ウハ書)

(墨引)

羽柴陸奥守様

如雪

〇三四 照高院如雪道澄書狀

改年之慶賀珍重く、將軍頓可為御上洛由候、又從貴國可為御上候哉、乍御大儀待入存計候、但如風說者、此節(義久)龍伯可為御上之由申候、打續御苦勞之儀ニ而、御休息も尤候、抑年頭之為祈念護摩結願候而卷教・守進入候、

猶以日々不存油断候、將又職原抄御用之由承及候間、環

翠軒假名付之本一字不違書写之儀申付、下進之候、但急申候故、無正躰候、相違之儀無心許存候、追而可改申候、穴賢く、

(慶長十年カ)
正月八日

(忠恒・家久)
嶋津陸奥守殿

(照高院如雪)
(花押)

(封紙ウハ書)

嶋津陸奥守殿

如雪

〇三五 聖護院興意書狀

將又去年者為礼狀、懇之書中令祝着候、

當春之為慶賀一筆令啓候、仍卷教・札守并馬・太刀・綾三端、雖輕微之至候、祝儀計ニ送進之候、猶上洛之刻、

以面談可得芳意候条、不能詳候、かしく、

(ハリ紙)
「聖護院」

正月廿九日

(家久)
嶋津陸奥守殿

(聖護院興意)
(花押)

(封紙ウハ書)

嶋津陸奥守殿

興意

御憐愍可為面目候、委細者友枕讓言上候、穴賢く、

(慶長九年カ)

九月廿一日

(照高院如雪)
(花押)

(島津志恒・家久)
羽柴陸奥守殿

○ 三六 照高院如雪道書狀

改年之吉兆珍重く、仍護摩卷数・守進之候、何比可為

御上候哉、待入存候、諸事期面上計候、事々令省略候、

龍伯(義弘)・武庫御勇健候哉、

二月廿日

(照高院如雪)
(花押)

嶋津殿
(忠恒・家久)

○ 三八 照高院如雪道書狀

旧冬者御懇札具披見申候、抑左衛門尉下國ニ付而、御懇

報之趣、友枕齋(伊勢貞知)ニ申傳候処、安堵歎喜不斜候、有御相談

御指南可為御憐愍候、將又蜜柑籠ニ・今燒茶碗ニ、御懇

志之至、難申謝候、最前水指モ二、慥相届候、切々難申

盡候、肩衝別而賞翫候由申候、未是者不一覽申迎之儀ニ

後音ニ一申請度候、但御國ニ御停止之様申候、其分候哉、

何様貴國ニ重寶出來候事、希代之儀候、随而者去年御上

洛之節、伊勢(貞昌)兵部少輔結深香預芳志候、於禁中各被驚

目事、餘様々之儀候へ共、後便申請度候、可有如何候哉、

事々追而可得賢意候、穴賢く、

(封紙ウハ書)

陸奥守殿

如雪

○ 三七 照高院如雪道書狀

友枕齋息下國之由候間染筆候、先日御下國之砌者、大風

之由、從武庫依芳札驚存候、然處無事御下着之段、萬慮

之至千秋万歳珍重く、仍左衛門尉事、其儘幕下在國之

覚悟之由候、其身諸事雖可為無功候、被加賢意、相應之

正月八日

嶋津陸奥守殿(忠恒・家久)

(照高院如雪)
(花押)

○ 四〇 聖護院由雪書狀

嶋津陸奥守殿

如雪

猶々旧冬者預芳札、殊段子十卷送給之、令祝着候、
為當年之慶賀染筆候、仍祈念之卷數・札守并小袖一重、
雖輕微之至候、祝儀計送進之候、將又御子息へも卷數・
札守・太刀一腰・馬一疋・薰衣香十五令進入候、猶重而
可得貴意候之条、不能詳候、かしく、

○ 三九 聖護院由雪書狀

旧冬者預芳札、殊為音信、襦子三卷送給之、歎悦不淺候、
將又焼物棗一雖之少之至候、表微志計候、猶從(伊勢貞知)友枕可申
候間、不能詳候、かしく、

(ハリ紙)
「聖護院」

卯月十五日

(聖護院由雪)
(花押)

嶋津陸奥守殿(忠恒・家久)

三月十六日

(聖護院由雪)
(花押)

(墨引)

(ハリ紙)
「聖護院」

嶋津陸奥守殿

由雪

嶋津陸奥守殿(忠恒・家久)

(一)号文書「四〇号文書ハモト「永吉島津家文書卷之二」中ニアリ

(封紙ウハ書)

嶋津陸奥守殿

由雪

○ 四一 豊臣秀吉朱印狀

鉄炮之鳴物數四十三到來、悦思召候、猶山中山城守可申
候也、(長徳)

〔ハリ紙〕
天正十六年カ秀吉公御朱印

(文祿二年カ)

五月三日



(秀吉朱印)

嶋津又七とのへ

(本文書ハ「旧記雑録後編」二四四九号文書・二二二六号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 四二 豊臣秀吉朱印状

於日向國所々、知行方都合九百七拾九町目錄別條事、被

宛行訖、全令領知、弥可抽忠功候也、

天正十六

八月五日



(秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ

(本文書ハ「旧記雑録後編」二四九九号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 四三 豊臣秀吉朱印状

日向巢之羅黄鷹二居到來候、近年不出來候處、相求之儀、

奇特思食候、御自愛不斜候、猶長束太藏(正家)・増田右衛(長盛)

門尉可申候也、

(文祿二年カ)

三月廿八日



(秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ

○ 四四 豊臣秀吉朱印状

於日向國分領中、霧・白鳥・鷹・鴨其外諸鳥、如去年以

鉄炮討之、又者獵師等申付、鳥共可進上之候、他所如此

被仰付候者、御鷹場ニ被留置候所へ諸鳥可集來候之間、

入精可申付候、猶山中山城守可申候也、

〔ハリ紙〕
天正十七年カ

九月十六日



(秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ

○ 四五 豊臣秀吉朱印状

為歳暮祝儀、呉服一重到來、悦思食候、長々在陣辛勞候、

猶長束太藏(正家)大輔可申候也、

〔ハリ紙〕
天正十七年

十二月廿二日



(秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ

○ 四六 豊臣秀吉朱印状

急度被仰遣候、於京都被思食候ハ、名護屋ニ三十日も御座候而、先々へ御人数をも被遣、其上にて可被成御渡海と思食候へ共、名護屋へ被成御着座候へハ、片時も急御渡海有度候条、各手前船有次第、慥奉行相副、至名護屋可指越候、御自身可被成御請取候、渡海之衆人数多少之儀ハ船数にて可相見候間、荷物悉上置、商人船まで手前持内相改可指越ハ此時にて候条、少も於由断者其曲有間敷候、委細安國寺西堂(惠理)・寺澤忠次郎兩人ニ仰含被遣候、尚以各由断候て船越候ハすハ、直御手船計にて一万二万にても高麗へ無御座、すくに大明國へ可有御座候条、八幡大菩薩各々こされ候ましく候也、

〔ハリ紙〕
「文禄元年」

○ 卯月廿八日

〔秀吉朱印〕

嶋津又七郎とのへ

〔本文書ハ「旧記雜録後編」二八六九号文書ト同一文書ナルベシ〕

○ 四七 豊臣秀吉朱印状

其地長々在陣、殊寒天時分辛勞察思食候、仍小袖二被下

候、然者來春被成御渡海、一揆撫切被仰付、可属平均候、

其已前卒尔之動無之、城々堅固ニ相拘、兵粮貯可仕候、

猶熊谷半次(直盛)・垣見弥五郎(家純)可申候也、

〔ハリ紙〕
「文禄元年」

○ 十一月十日

〔秀吉朱印〕

嶋津又七郎とのへ

〔本文書ハ「旧記雜録後編」二八九〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

○ 四八 豊臣秀吉朱印状

就被差遣淺野(長政)彈正被仰出候、

一船相揃次第、可被成御渡海候条、高麗有之舟共儀ハ不

及申、面々在所へも申遣、此時候間、舟数有之様入精、

可有馳走候、於名護屋可被為請取候、一艘も多程可為

手柄候、然者一手々組々を仕、慥奉行相副、彈正相

加奉行、名護屋へ可差越事、

一各兵粮事、多貯候程可為手柄候、左候とて兵粮無之候

を所持候様申成、下々迷惑させ候者、相届間敷候、然

者何迄之兵粮有之通、指日限、人数も各如在にて有間

敷候条、當分軍役程無之候ても不苦候間、有次第相改、

一札を出、兵糧手寄々にて可請取事、

一猶以船到來次第、被成御渡海、御仕置為可被仰付候間、

弥以不可有由断候、委細淺野彈正少弼可申候也、

(ハリ紙)
〔文祿二年カ〕

二月九日 ○ (秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ

(豊久)
〔本文書ノ主文ハ「旧記雜錄後編二」一〇五九号文書ト同文ナリ〕

○ 四九 豊臣秀吉朱印状

長々在陣辛勞不及是非候、仍帷二被下候、令着、弥可入

情候、就其御仕置等之儀、以御一書被仰遣候、猶熊谷半

次・水野久右衛門尉可申候也、

(ハリ紙)
〔文祿二年カ〕

五月朔日 ○ (秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ

(豊久)
〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」一一〇八号文書ト同一文書ナルベシ〕

○ 五〇 豊臣秀吉朱印状

美濃部四郎三郎・山城小才次令帰朝、其地之様子具被聞

召届候、番普請等無由断旨辛勞候、然者人数之儀、家中

番替ニ申付、如御掟可在番候、知行所務以下入念、兵糧

無断絶様ニ可相嗜候、被越置御蔵米、無手付御蔵ニ可入

置候、少も召遣候者可為曲事候、但古米ニ不成様ニ入替

於員数者無相違様ニ堅可申付候、猶淺野彈正少弼・山中

山城守可申候也、

(長俊)
〔ハリ紙〕
〔文祿二年カ〕

五月十九日 ○ (秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ

(豊久)
〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」一一二三号文書ト同一文書ナルベシ〕

○ 五一 豊臣秀吉朱印状

豊後國事、今度御蔵入被仰付候、然處百姓逃走之由被聞

召候、沙汰之限曲事ニ候、急度可還任之旨申付、送候て

可返候、実々不立帰ニ付て者、其百姓之事者不及申、拘

置候在所共ニ可被加御成敗候、此旨分領中堅可申觸候、

不可由断候、猶山口玄蕃頭可申候也、

〔ハリ紙〕
〔文禄二年カ〕

六月廿日 ○ (秀吉朱印)

日向国

嶋津又七郎 (豊久)
留守居中

(本文書ノ主文ハ「旧記雜録後編二」一一一四三号文書ト同文ナリ)

○ 五二 豊臣秀次朱印状

為見廻被差遣使者候、其表弥静謐候哉、寔累年在番苦勞儀、尤被察候、猶追々可被仰越候也、

〔ハリ紙〕
〔文禄二年秀次朱印〕

八月廿七日 ○ (秀次朱印)

嶋津又七郎 (豊久)とのへ

(本文書ハ「旧記雜録後編二」一一一八号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 五三 豊臣秀吉朱印状

日向國都於郡境佐土原庄本知壹万四千五百七拾三石五斗

事、今度私ニ致檢地、出来壹万四千七拾貳石五斗、為加増令扶助早、都合式万八千六百四拾六石事、全令領知可抽忠功候也、

文禄三
十月四日 ○ (秀吉朱印)

嶋津又七郎 (豊久)とのへ

○ 五四 豊臣秀吉朱印状

先年於豊州乱妨取之男女事、分領中尋校、有次第帰國之儀可申付候、於隠置者、可為越度候、并人之賣買一切可相止候、先年雖被相定候、重而被仰出候也、

〔文禄三年カ〕
十一月二日 ○ (秀吉朱印)

嶋津又七郎 (豊久)
留守居

(本文書ノ主文ハ「旧記雜録後編二」一一二三八号文書ト同文ナリ)

○ 五五 豊臣秀吉朱印状

ぬいくわん壹人進上、悦思召候、入精差越候儀神妙候、
猶長束大蔵大輔可申候也、

(文祿二年カ)
十二月廿六日

(秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ

一八拾町

三納

一八拾町

佐土原

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一四三三號文書ト同一文書ナルベシ)

一八拾町

那賀

一六貳拾町

廣原

○ 五六 豊臣秀吉朱印状

永々在陣辛勞候、此時候之間、尚以可抽粉骨事肝要候、

隨而御道服・帷子被下候、委細石田・増田・大谷可申候

也、

(ハリ紙)
「文祿三年カ」

(文祿四年カ)
六月二日

(秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ

一六拾町

新田

一八拾町

富田

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一五二八號文書ト同一文書ナルベシ)

一五町

山崎

一六町

廣瀬

一六町

ふくろ

一参拾町

妻万

一参拾町

平群

○ 五七 豊臣秀吉知行方目録

知行方目録事

合九百七拾九町

一参百町

都於郡院

天正十六年八月四日

(秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」四九八号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 五八 豊臣秀吉高麗再度出勢法度

条々

一 先手動之儀、加藤主計頭・小西撰津守以圖取上二日か

ハリたるへし、但非番者二番めに可相備事、

一 三番目黒田甲斐守・毛利宍岐守・嶋津又七郎・高橋九

郎・秋月三郎・伊藤民部太輔・相良宮内太輔可相備事、

一 四番 鍋嶋加賀守・同信濃守

一 五番 羽柴薩摩侍従

一 六番 羽柴土佐侍従

藤堂佐渡守

池田伊与守

加藤左馬助

來嶋出雲守

中川修理大夫

菅平右衛門

一七番 蜂須賀阿波守

..... (雜目裏朱印)

生駒讚岐守

脇坂中務少輔

一八番 安藝宰相・備前中納言

此兩人どうぜい、かへりくたるへき事、

一 釜山浦城 筑前中納言、御目付太田小源五在番仕、先

手之注進無由断可仕事、

一 あんごうらい城 羽柴柳川備従在番

一 かとくの城 高橋主膳・筑紫上野介在番

一 竹嶋の城 羽柴久留目侍従在番

一 せつかいの城 浅野左京大夫在番

一 先手之衆為御目付、毛利豊後守・竹中源介・垣見和泉

守・毛利民部太輔・早川主馬首・熊谷内蔵、此六人被

仰付候条、任誓帛之旨、惣様動等之儀、日記を相付候

て、善悪共ニ見かくし聞かくさず、日々に可令注進事、

一 諸事かうらいにての様躰、七人より御注進申上儀、正

意にさせらるへき旨被仰聞候間、存其旨、縦縁者親類

智音たりといふとも、ひいきへんはなく、有様ニ可注進事、

一先手動等之儀、各以相談之上、多分ニ付可隨其候、ぬけかけに一人二人として申やふり候ハ、可為曲事事、
一於何方も野陣たるへき事、

一赤國不殘悉一篇ニ成敗申付、青國其外之儀者、可成程可相動事、

一舟手之動入候時者、藤堂佐渡守・加藤左馬助・脇坂中務少輔兩三人申次第、四國衆菅平右衛門并諸手之警固舟共可相動事、

一右動相澄上を以、仕置之城ノ所柄儀、各見及、多分ニ付て城主を定、即普請等之儀、為帰朝之衆令割符丈夫ニ可申付候事、

一右七人之者共ニ七枚起請をかゝせられ、諸事有様之躰可申上之旨被仰付候条、忠功之者ニ

..... (雜目裏朱印)

可被加御褒美候、自然背御法度族在之者、右七人申次第、不寄誰々、八幡大菩薩可被加御成敗候条、得其意

不可有由断事、

一自然大明國者共、朝鮮都より五日路も六日路も大軍にて罷出、於陣取者、各令談合、無用捨可令注進候、御馬廻迄にて一騎かけに被成御渡海、即時被討果、大明國迄可被仰付候事、案之うちに候之条、於由断者可為越度候事、

以上

慶長貳年二月廿一日

(秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一九〇号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 五九 豊臣秀吉高麗再度陣立書

慶長貳年二月廿一日 ○ (秀吉朱印)

三そなへ

老万人 加藤主計頭 (潛正)

此兩人先手二日替、但非番ハ二番めニ可備也、

七千人 小西撰津守 (行長)

千人 羽柴對馬侍從 (宗義智)

三千人 松浦刑部卿法印 (鏡信)

貳千人 有馬修理大夫 (晴信)

千人 大村新八郎 (喜前)

七百人 五嶋大和守 (玄雅)

四そなへ 合老万四千七百人

三番

五千人

黒田甲斐守 (長政)

毛利老岐守 (吉成)

同豊前守 (吉政)

八百人 嶋津又七郎 (豊久)

六百人 高橋九郎 (元種)

三百人 秋月三郎 (種長)

五百人 伊藤民部大輔 (祐兵)

八百人 相良宮内大輔 (長每、頼房)

三そなへ 合老万人

四番

四そなへ

老万式千人

鍋嶋加賀守 (重茂)

同信濃守 (勝茂)

(本陣立書コノ下ニツヅク)

六番

三千人
(長宗我部元親)
羽柴土佐侍從

貳千八百人
(高虎)
藤堂佐渡守

貳千八百人
(秀雄)
池田伊与守

貳千四百人
(嘉明)
加藤左馬助

六百人
(通聰)
來嶋出雲守

千五百人
(秀成)
中川修理大夫

貳百人
(善長)
菅平右衛門

四七女へ
合老万三千三百人

七番

七千貳百人
(家政)
蜂須賀阿波守

貳千七百人
(一正)
生駒讚岐守

千貳百人
(安造)
脇坂中務少輔

三七女へ
合老万千百人

五番

三七女へ
壹万人
(島津義弘)
羽柴薩摩侍從

(本文書ハ「旧記雜録後編三」一九三号文書ト同一文書ナルベシ)

五そなへ

どうぜい

三万人

安藝宰相

此兩人先陣かへりく、

三そなへ

どうぜい

壹万人

備前中納言

壹万人此内三ヶ所之城へ見計可加勢也

ふさんかいの城

(小早川秀秋)
筑前中納言

御目付

三百九十人(二吉)
太田飛騨守

あんこうらいの城

五千人(立花宗茂)
羽柴柳川侍従

かどくの城

五百人(直次)
高橋主膳

竹嶋の城

五百人(広門)
筑紫上野介

せつかいの城

千人(小早川秀包)
羽柴久留目侍従

城々在番衆

合式万三百九拾人

惣都合拾四万千五百人

ふさんかい

いき

寺澤志摩守(正成)

つしま

なこや

右四ヶ所ニ次舟を置、毎日先
手より注進、無由断可申上候
也、

(五七号文書、五九号文書ハモト「永吉島津家文書卷之三」中ニアリ)

○ 六〇 豊臣秀吉朱印状

為年頭祝儀、太刀一腰・馬一疋并白鳥二・霽三到來、悦
思食候、秀頼へ霽三、是又悦入候、將亦其面長々在番辛
勞候、來四五月ニ者御人数被差渡、赤國可被加御成敗候
間、弥粉骨專一候、猶長束大藏(正家)太輔可申也、

(文禄三年カ)
二月十日



(秀吉朱印)

嶋津(豊久)又七郎とのへ

○ 六一 豊臣秀吉朱印状

其表之儀、普請被下文夫ニ出來之由被聞召届候置、兵糧
等之事、最前被仰出候、博多より取寄候哉、藏入念可詰
置候、將亦此程少雖御煩敷候、すぎと被成御快氣候、不
可有氣遣候也、

(文禄三年カ)
七月十七日



(秀吉朱印)

嶋津(豊久)又七郎とのへ

豊久様江

(六〇号文書・六一号文書ハ「四ノ二」・四ノ二ノハリ紙アルニヨツテコト取ル)

○ 六二 豊臣秀吉朱印状

為端午祝儀、生衣帷三到來、悦思食候、猶長束大藏(正家)太輔
可申候也、

(文禄二年カ)
五月四日



(秀吉朱印)

嶋津(豊久)又七郎とのへ

(本文書ハ「旧記雑録後編」二四五〇号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 六三 豊臣秀吉朱印状

為歳暮之祝儀、小袖一重到來、被悦思召候、猶長束大藏(正家)
太輔可申候也、

(文禄二年カ)
十二月十九日



(秀吉朱印)

嶋津(豊久)又七郎とのへ

(本文書ハ「旧記雑録後編」二五五八号文書ト同一文書ナルベシ)

(包紙ウハ書)

「秀吉朱印式枚

(六二号文書、六七号文書ハモト「永吉島津家文書卷之四」中ニアリ)

○ 六八 豊臣秀次朱印状

為見舞被仰遣候、仍其國永々在番、寔打續苦勞之段被察候、弥静謐之由尤候、猶重而可被仰聞也、

〔(ハリ紙) 文祿三年 秀次朱印〕

六月廿四日 (秀次朱印)

嶋津又七郎とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一三三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 六九 豊臣秀吉朱印状

為音信生絹帷子ニ、秀頼へ同帷子ニ、高麗雉子六、政所御上へ同帷子ニ宛、名々到來、喜思召候、長々在番辛勞之上、如此氣遣誠被成御祝着候、猶長束大藏太輔可申候也、

七月十二日 (秀吉朱印)

〔(ハリ紙) 文祿三年カ〕

嶋津又七郎とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一三四六号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 七〇 豊臣秀吉朱印状

猶以態御使者可被遣處、岡田相越候条、具被仰含候間、能々可承届候也、

其方手前居城普請等之儀、度々如被仰遣候、弥入念丈夫

ニ可申付候、大明無事之儀、惣別正儀ニ不被思召ニ付而、城々被仰付各在番候、九州同前ニ令覚悟、有付可有之候、

東國・北國之者共令在洛、普請等仕儀授候へ者、其地者心安儀候、重而諸勢渡海之儀被仰付、赤國を始、可被加

御成敗候、於其上大明御任言申上候ハ、隨其可被仰出候条、弥不可有由断候、猶増田右衛門尉・石田治部少輔

可申候也、

九月廿三日 (秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一三八二号文書ト同一文書ナルベシ)

〇 七一 豊臣秀次朱印状

其國為在番相殘、打續令苦勞儀被察候、此比弥其元靜謐
之由尤候、雖無差事使者被遣候、猶追而可被仰遣候也、

(ハリ紙)
〔文禄三年 秀次朱印〕

十一月四日〇 (秀次朱印)

嶋津又七とのへ (豊久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二一四三九号文書ト同一文書ナルベシ)

〇 七二 豊臣秀吉朱印状

弟鷹二居到來、殊入念故尾羽不損鷹も無類躰候、別而悦
思食候、長々在陣、寒天時分辛勞候、猶長束大藏太輔可
申候也、 (正家)

(ハリ紙)
〔文禄三年カ〕

十一月十七日〇 (秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ (豊久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二一四三三号文書ト同一文書ナルベシ)

〇 七三 豊臣秀吉朱印状

長々在番辛勞之至候、番普請等無由断旨被聞食届候、寒
天時分、加養生、勇健之儀千用候、多人数手前三分一、
小勢者半分令在陣、下々替々本國之用所可為相叶候、明
後年関白殿先名護屋迄動座候て、筑前中納言・備前中納
言令渡海行之儀可被仰付候、其刻人数令奔走、別而可抽
粉骨候、來春早々御兵糧米可被差渡候、猶淺野彈正少弼・
山中山城守可申候也、 (長政)

(ハリ紙)
〔文禄三年カ〕

十二月廿日〇 (秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ (豊久)

(本文書ノ主文ハ「旧記雜錄後編」二一四三二号文書ト同文ナリ)

〇 七四 豊臣秀吉朱印状

為歳暮之祝儀呉服一重、同政所江一重到來之悦思召候、
猶長束大藏大輔可申候也、 (正家)

(ハリ紙)
〔文禄三年カ〕

十二月廿六日〇 (秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ (豊久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二一四三三号文書ト同一文書ナルベシ)

嶋津又七郎とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一四三、四号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一八二号文書・一五八一号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 七五 豊臣秀吉朱印状

為年頭之祝儀、白鳥一到來、悦思召候、猶長束大藏大輔(正家)可申候也、

〔ハリ紙〕
〔文祿四年〕

正月十五日 ○ (秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一四四、三号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 七六 豊臣秀吉朱印状

為音信鹿皮三十枚到來之悦思召候、遠路懇志不斜、長々在番辛勞候、頓而帰朝之儀可被仰遣候間、弥在城肝要候、

猶長束大藏大輔(正家)可申候也、

〔ハリ紙〕
〔文祿四年カ〕

八月廿三日 ○ (秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ

○ 七七 豊臣秀吉朱印状

将亦、帷子一・道服一被下候也、

今度渡海之儀、炎天之時分辛勞思食候、赤國動事、最前如被仰付候、先々見計入精、弥以無由断可申付候、尚松井藤介・竹中貞右衛門尉可申候也、

〔ハリ紙〕
〔慶長二年〕

七月十日 ○ (秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」二五三、号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 七八 豊臣秀吉朱印状

八月十六日之注進状加披見候、赤國內南原城大明人楯籠付而、去十三日ニ取巻仕寄仕、十五日夜責崩、其方手前首数十三討捕由候、則鼻到來候、粉骨至候、最前番舟切捕、度々手柄無比類候、弥先々動之儀各申談、丈夫可申付事肝要候、猶増田右衛門尉・長束大藏大輔(正家)・徳善院(前田文以)。

石田治部少輔可申候也、
(三政)
(ハリ紙)

〔慶長二年〕

九月十三日 ○ (秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ
(豊久)

(本文書ハ「旧記雜録後編三」三〇三号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 七九 豊臣秀吉朱印状

為歳暮之祝儀、呉服一重并北政所へ呉服一重到來、悦思

食候、猶長束太藏(正家)太輔可申候也、

〔慶長二年カ〕
(ハリ紙)

十二月廿七日 ○ (秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ
(豊久)

(本文書ハ「旧記雜録後編二」一二四六号文書・「同後編三」三四五号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 八〇 豊臣秀吉朱印状

尚以寒天之刻、辛勞不被及是非候、就其小袖一・道

服一被遣候、可令着用候、委細寺澤志摩(正政)守可申候也、

今度大明人蔚山へ取懸之由注進ニ付而、為後卷雖押出候、

敵引退之由候、既自此方も安藝中納言・増田右衛門尉、
(毛利輝元)
(長政)

因幡・但馬・大和・紀伊國衆、九鬼父子等可罷立之旨雖
(嘉隆・守隆)

被仰付候、右之分ニ候間、不及是非候、然者仕置之城々
(長)

普請、弥丈夫ニ申付、兵糧・玉葉澤山ニ籠置、少も無機
(長)

遣之様ニ可令覚悟候、帰朝之者共者、弥敵様子聞届、其

上普請申付候てより可致帰朝之由被仰遣候条、可成其意

候、猶徳善院・増田右衛門尉・長束(正家)太輔可申候也、

〔慶長三年〕
(ハリ紙)

正月十七日 ○ (秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ
(豊久)

(本文書ハ「旧記雜録後編三」三六〇号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 八一 豊臣秀吉朱印状

其表為見廻、徳永式部卿法印・宮木長次兩人被指遣候、
(壽昌)
(豊盛)

長々在番之事苦勞之至候、仍道服給被遣之候、猶奉行衆・

年寄共方より可申候也、

〔慶長三年〕
(ハリ紙)

八月廿五日 ○ (秀吉朱印)

嶋津又七郎とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」四五六号文書ト同一文書ナルベシ)

嶋津中務大輔殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」九九〇号文書ト同一文書ナルベシ)

〇 八二 徳川家康書状

先書申入候、伊集院源次郎于今不致下城之由、不届儀共候、依之寺澤志摩守方指下申候、為自今以後候間、寺志摩被相談、自身有御出陣被誅果尤候、委細彼口上申渡候、恐々謹言、

(慶長四年) 八月廿日

家康 (花押)

嶋津中務大輔殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」七七六号文書ト同一文書ナルベシ)

〇 八四 寺沢正成副状

急度申入候、各至山田表被追加勢候儀、内府様申上候、寒天之刻、兵粮以下被届儀も不成時分候条、過分ニ被遣候儀ハ、御無用存候、最前申候通、上下一同之都合可然候、自身御出陣之儀者、尚以重而自是可申入候、則以御直書被仰候、恐々謹言、

(慶長四年) 十二月廿四日

寺志摩

正成 (花押)

嶋津中務大輔殿
人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」九九一号文書ト同一文書ナルベシ)

〇 八三 徳川家康書状

今度庄内表人数等被入精、加勢之由尤候、弥油断在間敷候、委細寺澤志摩守可被申候条、不能具候、恐々謹言、

(慶長四年) 十二月廿四日

家康 (花押)

〇 八五 徳川家康書状

為歳暮之祝儀、遠路使札、殊小袖一重送給祝着之至候、猶伊那圖書頭可申候条、令省略候、恐々謹言、

(慶長四年)

十二月廿七日

家康 (花押)

嶋津中務大輔殿
(兼久)

(六八号文書、八五号文書へモト「永吉島津家文書巻之五」中ニアリ)

○ 八六 真木島昭光・一色昭秀連署書状

御入洛之儀、従上口頻言上候、就其委曲被仰含、柳澤新(元政)

右衛門尉被指下之候、此節一廉被進御馳走候様、對義久可被申達事、尤可為御喜悅候、仍被成 御内書、御肩衣・御袴御拜領ニ而候、御面目之至珍重存候、別而御馳走肝

要旨、猶得其意可申由被仰出候、恐々謹言、

(天正十二年カ)
九月四日

(ハリ紙)
一色駿河守

嶋津中務少輔殿
(兼久)

(真木島)
昭光 (花押)
(一色)
昭秀 (花押)

○ 八七 足利義昭御内書

今度秀吉其國鉾楯之段、無心元候、然者和睦之儀、是非共相喫度候、就夫差下一色駿河守際、入眼候様、對義久

異見簡要、猶昭光可申候也、

(ハリ紙)
「靈陽院義昭公」

(天正十四年)
十二月四日 (花押)
(足利義昭)

嶋津中務太輔とのへ
(兼久)

(本文書へ「旧記雜録後編」二二一九号文書、同一文書ナルベシ)

○ 八八 島津忠恒家加増目録

▽ 加増目録

薩州鹿籠之内別府村 高百六拾石六斗九升 真堂之門
惣合五百斛 高三百三拾九石三斗二升 庄内末吉 深川村之内

大閤様以御錠、分國檢地之儀依被 仰付、諸侍知行就改易、本領相離、殊打上之田數無足之条、可為迷惑候、雖然知行方之儀、龍伯様 (義弘) 武庫様 (義弘) 江得御内談間、各之儀別而入念可然可申付候条、聊不可有機遣之状如件、

文禄五年 正月廿日

(島津)
忠恒 (花押)

(島津忠直)
源七郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一〇号文書ト同一文書ナルベシ)

〇八九 伊勢貞昌書状

猶以上様へ御進上之物并御年寄衆へ御音信物之様子、老中衆へ委以書状申入候間、定可有言上候、以上、

御姫様為御帰國之御禮、和田乗介 御使 仰付候、今月

十七日當地罷着候、即土井大炊頭殿へ可申入候處、今月

廿日尾張大納言様へ 將軍様之御成御座候ニ付、御取紛

候間、今少可相待申由、自寺田与左衛門方、就内意未得

御意候、先以御無事之由目出度奉存候、此方も御同前御

座候、就中

(忠元・光久)
又三郎様御足弥御自由御座候、其段先書ニ態申上候、頃

者若衆共被召寄、御自身御躰なと被遊候御事ニ御座候条、

是にて可被成 御高察候、仍 御成之道具、唐へ可被

仰遣候間、以書立可申上之由、今度以乗介御談候、定御

飾之可為御道具と奉存、如旧記繪圖書写致進上候、唐へ

被 仰遣候共、繪圖にて無御坐候ハ、不立御用物共可

參候間、如此ニ繪圖を被 仰付被遣候而御尤ニ奉存候、

此内御分國中寺方なとへ有之物も御座候はん間、可被成

御見せ候、御急之儀ニ御坐候条、早々申上候様ニと乗介

被申候間、以早打申上候、此表當時新儀無御座候、委細

之段者、乗介可罷帰時可申上候、此旨可然候様可預御披

露候、恐々謹言、

伊勢兵部少輔

(寛永四年)
六月廿二日

貞昌(花押)

(重位)
東郷肥前守殿

(重長)
三原飛騨守殿

〇九〇 島津家久書状

(大志)
猶々宗麟下向之由其間候、定羽柴殿可有入魂之間、

此以前よりハ可事強候之處志賀方如此之心底不淺御

頼母數候、自前も於京都使者被差登候之処、羽柴殿

被仰遣之儀共候キ、就夫談合最中候、委細者彼使者

へ令口入候之間、不能細筆候、乍重言加勢之儀、度

々延引候、依為不輕儀如此候、さ候てハ當國之鎮
主鶴戸(守)霧嶋大権現御照覽、聊如在之儀無之候、為
御存知候、

遠方之儀候之処ニ使書被差越候、得其意、則於鹿兒嶋申
遣候之間、延引之様ニ候、雖然一着之事為可承合如此候、
誠堺目以御辛勞之故、爰迄被相支之儀無比類存候、殊到
志賀方別而入魂之儀候哉、肝心之至候、然者其表可被頭
手立之段相聞專一候、雖不及申候、被廻計策(志賀親度)道驛之事者
勿論、志賀一黨之事、此節可被遂一味之様可被相調候、
扱者向後彼人数之儀、不可有疎略候、萬一於及遅々者每
事徒事候、為御存知候、付而者其表為加勢、近日三城表
まで可指寄欵之由存候、每度如此之儀、不首尾之様候、
于今雖失面目候、不輕子細候之間、不及是非候、定日之
儀者必高知尾まで可致注進候、可被得其意候、此上替篇
目候者、是又可申遣之候、恐々謹言、

(天正十四年)
六月十六日 家久(花押)

入田殿(義吏)
御返報

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一四六号文書ト同一文書ナルベシ)

〇 九一 島津家久書状

雖未申馴候令啓候、仍於高知尾入魂之由、度々承及候、
肝要之儀候、如御存知実々住宅候之間、弥於無二心者、
至薩州可然取次事、不可有疎略候、扱者隣所之人数へ被
廻計策、同心之方多々出來候之様、分別專一候、殊至
高以神文被仰合之段、是又頼母敷存候、尚可期後喜候、
恐々謹言、

(天正十三年)
十二月九日

入田殿(義吏)
御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一〇九号文書ト同一文書ナルベシ)



〇 九二 島津忠恒家書状

今度者其表働之儀頼存候處、別而被入精、人数等大勢被
相催、外聞可然之由其聞候、乍案中連々之真実令顯然、
感入存候、剩山田之城被切崩、一段被成辛勞、手廻之衆
或討死、或被疵之由、各軍勞之儀難述禮詞次第候、然者
弥可取詰儀簡要候間、為可遂談合、河上左近將監(久國)・伊勢

(貞昌) 兵部少輔差越候条、被成御熟談、委可被仰越候、仍雖不

可然候、刀一腰進之候、猶兩人可申候間、不能詳候、恐

と謹言、

(慶長四年)

六月廿七日

(島津豊久)

中務太輔殿

進之候

少將

忠恒 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」七七〇号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 九三 豊臣氏五大老連署状

其表大明人并番船罷出由候間、藤堂佐渡守被差渡候、敵

(高虎)

於在陣仕者、在番衆之船手各被逐相談、可成程可被及行

候、其方一左右次第ニ、九州表へ被遣置候船手之衆、其

外何茂御人数急度可被差渡候、敵於退散者、最前徳永法

(寿)

印・宮木長次ニ如被仰合候、諸城早々釜山浦へ被引取、

(豊盛)

其より可有帰朝候、萬端藤堂ニ被相合候間、藤佐次第ニ

可有覚悟事肝要候、恐と謹言、

(慶長三年)

十一月廿五日

輝元 (花押)

景勝 (花押)

秀家 (花押)

利家 (花押)

家康 (花押)

高橋九郎殿

(元種)

秋月三郎殿

(種長)

嶋又七郎殿

(島津豊久)

伊藤民部大輔殿

(伊東祐兵)

相良宮内大輔殿

(長每)

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」五九三号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 九四 豊臣氏奉行衆連署状

其表大明人并番船罷出之由候間、藤堂佐渡守殿被差渡候、

(高虎)

敵於在陣仕者、御在番衆之船手各被逐御相談、可成程可

被及行候、其方御一左右次第ニ、九州表へ被遣置候船手

之衆、其外何も御人数急度可被差渡候、敵於退散者、最

前徳永・宮木長次ニ如被仰合候、諸城早々釜山浦へ被引

(寿)

取、從其可有帰朝候、萬端藤堂ニ被相合候間、藤佐次第

三可有覚悟事肝要候、恐々謹言、

長東大藏大輔

(慶長三年)
十一月廿五日

正家 (花押)

増田右衛門尉

長盛 (花押)

徳善院

玄 (花押)

(伊東祐兵)
伊藤民部大輔殿

(長每)
相良宮内大輔殿

(元徳)
高橋九郎殿

(種長)
秋月三郎殿

(豊久)
嶋津又七郎殿

御陣所

(本文書へ「旧記雜録後編三」二五九五号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 九五 島津義弘書状

御前帳之儀ニ付て使者上着、被入念候之段尤存候、兼又諸縣邊事、弥被添御心候者可為本望候、細々彼御使者へ相合候之条、不能一二候、恐々謹言、

(天正十六年カ)
七月五日

(島津豊久)
又七殿

(島津)
義弘 (花押)

(本文書へ「旧記雜録後編二」四七八号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 九六 伊集院幸侃・本田三清連署証状

薩州菱刈本城之内

南浦村

惣高五百六拾六石四斗一升六合九夕四才

同荒田原之内

町屋敷

合八石四斗六升三合

二口合五百七拾四石八斗七升九合九夕四才

右之分者、新知七斗代之以員數可遣旨、於京都石治少様御談合相定候、若加増之儀有之者、御兩殿之御意次第可致分別候、本目錄者追而可為御給、仍如斯、

文祿四年 本田下野入道

九月廿八日

三清 (花押)

伊集院右衛門太入道

幸侃（花押）

東郷源七郎殿
（重虎・島津忠直）

（本文書ハ「旧記雜錄後編二二一六〇四号文書ト同一文書ナルベシ」）

〇 九八 島津忠長外三名連署加増目録
加増目録

薩州鹿籠之内別府村

眞萱之門

高百六拾石六斗九升

庄内末吉深川村之内

高三百三拾九石三斗一升

惣合五百斛

右知行、為加増被宛行者也、

慶長五年
拾月卅日

平田太郎左衛門尉
増宗（花押）

鎌田出雲守
政近（花押）

比志嶋紀伊守
國貞

圖書頭
忠長

〇 九七 島津忠直目安安
目安

惣高六千八百九拾七石壹升五合之内

一参千伍百者
源七郎
自分

此内百五石五斗者御殿役分

一三千参佰九拾七石壹升五合者 与力分

此内七百五拾六石三升者直ニ御軍役之衆

六百七拾石者、今度石船作之盛ニ高岡へ付、

九拾壹石五斗者御殿役分

残高二口
合五千貳百七拾三石九斗八升者自分与力共ニ

拾月十一日
（島津忠直）
源七郎

本田助左衛門尉殿

伊集院宮内少輔殿

（島津忠直）
源七郎殿

（本文書ハ「旧記雜錄後編三二二六四号文書ト同一文書ナルベシ」）

○ 九九 伊集院幸侃忠棟署判領知目錄

日州諸縣郡之内

一 田尻村之内

高四佰十七石四斗七升九合二夕一才

隅州曾木

裏之名之内

高七石七斗參升八合六夕九才

菱かり本城

南裏村之内

高五佰六十六石四斗一升六合九夕四才

同 荒田原村之内

高八石三斗六升五合卷夕六才

合千石

右之内四佰廿五石式斗一升七合九夕、為加増被差遣者也、

文祿五年 伊集院右衛門入道

十二月二日 幸侃(花押)

(島津忠直)
源七郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一四九号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 一〇〇 島津久元外四名連署知行目錄

知行目錄

隅州桑原郡之内

高七佰拾四石

三鉢堂村

右知行、今度御分國中相改配分候、全可有御領地者也、

三原諸右衛門尉

元和六年三月廿七日

重種(花押)

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

町田圖書頭

久幸

喜入撰津守

忠政(花押)

下野守

久元

(島津忠直)
源七郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一六七五号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一〇一 島津久元外四名連署知行目録

知行目録

隅笏曾於郡之内

高佰斛

松永村之内

右知行之儀、布袋繪讀御進上ニ付為褒美御給候間、全可有御領地者也、

三原備中守

元和六年五月十三日

重種(花押)

伊勢兵部少輔

貞昌

町田圖書頭

久幸

喜入撰津守

忠政(花押)

下野守

久元

(島津忠直)
源七郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一六八七号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一〇二 島津家久書状

さてくこの外あつくおはし候て、みなむさしよりかと□かへれ候事候、たかをかにてはちすさかりにて候つるまゝ、一首よみ申候間、書付侍りぬ、

□ひ來るはすの葉かせも夕露に□すゝしき花のしに水なそへなく詠る花のはちす葉ゝにこりに染ぬ世のためしかも

やかてこれより又々申へく候、かしく、

十一日

みゝより

(墨引)

菊もし

いゑ久

まいる

〇一〇三 島津家久書状

わさと申候、たやすくこれまてまいり候、てんきよく候てまんそく申候事候、さてハあきの守との御事、やしきにうつり候てよく候すると思ひ候へとも、ひとりはなし

給候て、きまかせなり候てよりハなるましく候間、わか
身くたりまでハその方をかけ候て、おりくいけん申候
てよく候する、御まゝ、ほとどのいたし事、中くもちい
□ハ□にて候間、よくくきま^{かせ}□になり候ハぬ
やうにと申まいらせ候、中く見申候にも、きまかせに
御入候やうに見え申候間、申事候、その方かちに御入候
て、いけん候へく候、のちくハならぬ事にて、留のい
けんにかたハまり申候間、此よし申候、たんもしへ此よ
し申候へく候、めてかしく、

(端裏ウハ書)

十一日

より

(墨引) いは

む^(もしカ)□

いゑ久

○一〇四 島津家久書状

猶くのちかた参候□申候へく候く、かしく、
けふはその方へまいり候するや、うけ給度候、天きも変

り候て、世中ひろくこそ候へ、又とかしく、

(端裏ウハ書)

(墨引) むもし

まいる

いゑ久

より

○一〇五 島津家久和歌

家久

名月

こほさしなこよひの月に

おく露もひかりをみかく

夜半の秋風

くもりなき月のみやこの

空までもこゝろをさそふ

光成けり

浮雲のたちゐにつくす

そらハれて名高き月の

あはれそふらし

こよひそとハラいすてたる

雲間より出て名高き

月をみる哉

〇一〇六 島津家久和歌

家久

年ふりし尾上の松の

種とりて引て千とせの

初子のひせん

梓弓はるの日の（桁カ）とかに（カ）

引つれて子のひの小松

かけそやさしさ

霜雪もぎえぬる下の

子のひして春日もをそき

野へに出らん

〇一〇七 島津家久和歌

（島津家久）
少将

春ことに来てや詠めん

桜しまの花のさかりも

長閑なる空

〇一〇八 島津家久和歌

七夕 家久

逢事のかはらて幾世

七夕の天川（端）瑞を

わたりそめけん

雨雲をはらへ秋風

七夕の二のほしや

待うかるらん

〇一〇九 島津家久和歌

山川 唐船來着間

木からしに波路分來るから人の

舟も入江やたのむ山川

雪朝
家久

霜かれし枝につもれる白雪ハ

はなかと見ゆる明ほのゝ空

梅 一枝送るとて

山里は雪つもらせてむめの花

春を待とや咲にほふらん

霜鶴

老つるの翅に霜をいくとせか

かさねて深き聲を聞まし

風さむき霜夜の霧の聲くゝに

啼ハ田面やすミうかるらん

伊作
本坊にて

おく深く砌古ぬる杉むらに

つもれる雪ハ花にまされり

霜月廿二日 家久

〇一一〇 島津家久和歌

家久

たちならふ花のさかりを

松もけふ梢に千世の

春やみすらん

水の面に浪をりかけて

咲花やにしきをあらふ

木すゑなるらむ

〇一一一 島津家久和歌

家久

めかれせぬ八重山吹の

春ことに千代をミせたる

はなの色哉

〇一一二 島津家久和歌

家久

色かへぬ宿に桜の

はなさかりこれをや千世の

春といふらん

桜咲花の木すゑは

とをからてなかくし日も

あかす詠めむ

〇一一三 島津家久和歌

家久

櫻色に手折のミかは

にほひ来る花の木すゑを

ともに詠めん

しら雲の八重たつおちも

春くれは花もこゝにし

みよし野の山

〇一一四 島津家久和歌

家久

霜にしも色をかさぬる

もみちはゝあかちの錦

かけやはすらん

くれて行秋の名残の

色も猶一木に見する

庭の紅葉ゝ

〇一一五 島津家久和歌

家久

四方にミつ光名高き

東路の天てる月の

影そさやけし

秋風に雲の浪たち

流行山のはつらき

もち月の空

木すゑより夜わたる月を

ミなそこにうつして清き

影そ名高き

なひくたにく

としく／＼に暮てはめくる

花の春こゝろにあける

人はあらしな

〇一一六 島津家久和歌

家久

山高ミ岩尾に流れ

瀧つせの千世のうゑすむ

秋の池水

いつのまに秋とし秋や給ふらん

袖に露ちる瀧のしらいと てふ

〇一一八 島津家久和歌

家久

さりとはこよひの月に

尺八を吹かへしてや

詠めあかさむ

〇一一七 島津家久和歌

家久

山高ミみねをや春は

越ぬらむけふもかすみの

盃にうけて千年の

秋を汲は 南や

もろ共に
馴／＼しこよひの月を

〇一一九 島津家久和歌

家久

寄菖蒲恋

我かこひは軒のあやめか
としくくにさ月またれて
あふそうれしき

引袖のつれなく見えし

あやめ草根をたえてしも

とふ人そなき

池水に我か身をなさは

あやめ草つれなき人も

引や來ぬらむ

〇一二〇 島津家久和歌

家久

いかにせんね覺たにうき

世中に夢路は残せ

秋のさよ風

夢の世をさますうき

さますへき夢もあらしの

秋風はに身にしミ

くくと浮世成けり

身にしめてこそ

ねられざりけり

〇一二一 島津家久和歌

家久

朝夕に向ふみぎりも

いろそへしことはの花の

ふかミ草かな

〇一二二 島津家久和歌

家久

くれなるのこそめの色の

かほる香はなをさりならぬ
軒の梅か枝

春風の渡る木すゑに
もろ人の梅かゝおらぬ
袖はあらしな

うへ置ける
むかしミしうす紅の
宿の梅の花そ千とせの
かさし成ける

〇一二三 島津家久和歌

家久

もろともに霞をくミて
さかつきの影になるまで
花を詠めん

二月も過行空は

花に猶めかれもやらぬ
砌成けり

〇一二四 島津家久和歌

家

橋散紅葉

谷水に散てなかるゝ
もみちはゝしからミとむる
橋の上かな
かへる

はし姫の籠の白糸
くりかけて
織計もみちの錦
さらす
かへる川浪

うすくこく散てつもれる
紅葉ゝ花のはやしを
わたる川はし

〇一二五 島津家久和歌

家久

諸ともにをくりむかへし年の緒の
長きよはひをためしにやせん
忍ふれと和歌のうら浪かへりこぬ
月日ハをしき年の暮哉

十二月廿五日

〇一二六 島津家久和歌

思ひもそふ かこつけて
すへのさかへ 憂ひすも
いるさへくはし

学ひの品 萬世の春

わか露くさのうら馴衣
ひく手も すたてる霧
あせはず 心のちり

朝ふむ

臨きう道に

萩の風たゝさへおしき今宵哉
錦をかさす庵をかまへて

〇一二七 島津家久和歌

家久

かしかく
あかなくもことし生ひそふ
くれ竹の暮るも知ぬ
軒の下かけ

治れる世々のためしや

若竹の葉わけのかせも□

枝をならさす

〇一二八 島津家久等連歌

家久

散のこるこすゑや庭のはつ紅葉
しくれの雨はすきのむら立

其阿

雲かゝる山のはつかに月みえて
啼わたりぬる鴈の一つら
跡先に秋の友船漕うかれ
音はあらしの浪のをちこち
陰たかき末葉くもみたれ声
うら 塙ほの竹そなひきあひたる
雪はまたとくるともなき朝ほらけ
こゑかすかなるそのうくひす
うつる日のかけは霞の隙もれて
明はてぬれはすさむ山かせ
鳥くゝに寝し床をしも立はなれ
しはしハかりの草まくらせり
待出るすゑハいく野の月をそミ
霧にへたゝる里のかたハラ
暮るよりうつ音すなりあさ衣
おつる涙は袖にあまれり
移香は身にもはなれぬ物おもひ
とひしも花もちりくゝの跡

忠俊 家久
玄与 執筆
紹嘉 重位
重高 元綱
重高 日説
重高 貞豊
重高 重種
重高 國貞
重高 國貞
重高 國貞

幾重にか立つゝきぬる春かすミ
長閑になれる野路の行すゑ
二 浅澤のこほりやくたけなかるらん
つくり出たる田つうはるけし
あらしひし里のさかひのかたつきて
つかさからにや國もおさまる
人こゝろなをきを神も守るらん
しなをわかちてよめることの葉
草も木も移して見はや四のとき
すすしきはたゝ山あひの水
かけはしにたゝすむゆふへ誰ならし
月をともなふおくのふる宮
ともし火をかゝけ盡して長き夜に
待ふかしてのおもひ身にしむ
爪琴にうらみの涙かきませて
そなたハかりをななかめこそやれ
二うら 鴈かねハつれてかへらぬ旅ハうし
(後キレ)

重種 家久
貞豊 玄与
日説 忠俊
國貞 重高
國貞 重種
日説 紹嘉
貞豊 重高
重位 重高
元綱 重高

(前キレ)

一とをりそゝきて雨や晴ぬらん

女与

重高 三三三

八

宿りを出て道いそくなり

忠俊

貞豊 三三三

七

まくさかる里のあハひハ遠き野に

重高

重種 三三三

□△

萩さく比のさかりしらせよ

國貞

元綱 三三三

七

ふりまよふ霧に麓の暮初て

重種

重位 三三三

八

月ハをくらの山のをちかた

日説

武金 一一一

一

妻ハこふる男鹿のこゑハまきれめや

重位

袖にあらしの戸絶もそなき

貞豊

○一二九 島津義久・義弘連署符呪写

をそくとき花も手をれはしほればて

家久

一チゞケタル庭ヲマジナヒナヲス夏

たれも佛の別かなしむ

元綱

天門天地長良鬼神空ニ是ヲ奉ルト送リ云テ白シヤウタンジ、

(コノ連歌ハ一部欠ケタルモノナリ)

其後心經三卷可讀祈念ハ其人ノ心ニマカス心持口傳アリ、

家久 三三三

十句

十

國貞 三三三

十

紹嘉 三三三

十二

忠俊 三三三

九

忠政 三三三

十

可秘々々、

書ニハケ様ニ候ヘトモ、タ、イツモノ馬、針ノ様ニ作也、
ノ作様上二刀下一刀ト作ル、已上三刀也、

種田伊豆入道ニ相傳之、

慶長十三年六月吉日

(島津義久)

法印龍伯

(島津義弘)

兵庫入道

惟新

〇一三〇 島津義弘和歌

(島津義弘)

惟新

をしなへてなかめさらめや

千里まで雲にまかへる

花のさかりを

〇一三一 島津義弘和歌

(島津義弘)

惟新

時雨

冬ふかみまなき時雨の

おりくハね覚かちなる

床のうへ哉

〇一三二 友政和歌

友政

上

時雨せし嵐の山の

紅葉はハおりけん人の

錦とそ見つ

〇一三三 重長和歌

重長

上

時雨せし板屋の軒の

ひきこそ幾千とせかハ

ともになれなん

〇一三四 貞親和歌

貞親

上

常葉なる松ハ時雨の

染かねてかゝれるつたや

紅葉成らん

〇一三五 安綱和歌

安綱 上

時雨する跡ハ嵐の
雲晴てみえにし月の
かけのさむけさ

〇一三六 八条宮智仁親王張行会席次第及和

歌

(包紙ウハ書)

「元和五年五月十五日、於 八條宮御會席 薩摩宰相家
久公御[□]御連之[□]之次第之圖下書御名[□]御判有之
一折・御下書一折・和歌之次第御名[□]有之一冊、外[□]
一冊同前ニ入置ク也」

元和五年五月三日於 八条宮和歌御會席之次第

先八条宮二ノ間ノ中央ニ御座ヲ敷マシマス也、付上段ヲ
ハ御屏風ニテカコハレ、二ノ間ニ御座ヲシカレ候、御
心持アル義也、各ハ二ノ間ヲ上ノ間ニ用ル也、

禁裏中殿ノ御會ノ御作法ノ御カマヘナト口傳有之ト也、
別段ノ義也、

次侍臣次第ニ独々進出、御礼申、直ニ座ニ着、但公卿衆

左右ニコマトツテ中ノ間、

次殿上人三ノ間ニ着、

次地下座ニ着、

次^(蒸雜)パウザウ參、御酒一獻各同前、御前ノ御酌別人也、

次二獻メアツモノ御酒御加アリ、公卿衆ハカリ也、御サ

カナ被下候事ハ殿上人迄也、地下へハ阿野黃門御着被

遣候事、

次獻アカル、

次下臆ノ歌ヨリ讀師文臺ノ上ニヲカル、口傳アリ、

次講師ヨミアケラル久世、付自身ノ歌ノ時、警屈有之、

上中下同前、因茲五辻右兵衛督御歌飛鳥井羽林發聲也、

次發聲、付八条宮ノ御詠ハ五ヘン、

次各同音ニ發聲、

次付物、琴・笙・篳篥・笛、

次披講ヲハリテ御樂ノモヨラシアリ、

次四辻黃門同拾遺、琴之座ハ右地下ノ樂人座、

四辻黃門ノ後ノスノコニ一列、残ノ侍臣ハ左座ニ一列

シテ聽聞、

次樂胡飲酒破、

次陵王殘樂、

次武德樂、

次地下樂人皆退出、

次如元侍臣座ニ着、

次御振舞湯ツケ七五三結構成事、言語ニ不及候、猶別紙

ニ有之、付今度ハソヘ御膳アリ、是ハ少御内儀ノ作法

也、各別也、各ヘ一ツ可被下之故也、忝儀共也、

次御中酒三篇、

次御膳アカル、

次御菓子參アカル、

次御杯臺出テ 八条宮ヘマイル、

次八条宮御酌ニテ御トヲリアリ、昌琢・玄仲迄御酌ニテ

被下、玄仲吞取メ盃ノ臺ヲトル、

次御杯臺出、

次小幡長門守・進藤久右衛門尉・同弟権右衛門尉罷出祝

言ヲウタヒハシメ打ツ、キウタウ、

次御トヲリ御相伴ノ衆相濟、其後(島津久元)下野守・町田(久幸)圖書頭・

鎌田左京亮・別府信濃守御トヲリニ被召出候、長門・

進藤兄弟至迄、三ノ間ニテ御トヲリ被下、

次(島津久元)彈正大弼文臺ヲ上ノ間ノシキ井ノキハ中ノ間ニヲカル、

侍臣座如元、

次懷紙下臈ヨリ置、初メ上臈ニ置取、 八条宮御懷紙ハ

彈正大弼被置候事、付懷紙寸方口傳有之、并懷紙ヲ置

様之事、家々ノ説アリ、別帑ニ記之、

次文臺ヲ彈正大弼持テ飛鳥井羽林ノ前ニヲカレテ復座、

次懷紙ヲカサネ文臺ノ上ニヲカル、ヲ見テ気色ヲ伺、大

弼座ヲタ、レ、文臺ヲモトノコトク被置候事、

次讀師進出テ文臺ノ左ノ方ニ着、中御門大納言、

次發聲、文臺ノ右ノ方讀師ト向揃テ着、五辻右兵衛督、

次講師・讀師ノ氣二度アリ、兩度メニ座ヲタチ、文臺ノ

前ニ着ル、

次殘ノ侍臣モ文臺ノ廻ヘヨラル、

次又御杯臺出、打續ハナヤカナル御肴ノ臺出、御トヨリ

次第不同、其後各退出有之、

一八条宮御装束御ソバツキ御立烏帽子之事、

一侍臣烏帽子・直垂・チイサ刀ハ無之、但家久ハカリ帯

候事、

一地下樂人輩布直垂也、

一御陪膳衆長袴・チイサ刀、

詠寄道祝和歌

八条様

式部卿宮

君も臣も國おさめしるをしへとて

世にもてあそふ敷しまの道

中御門資胤卿大納言

天下おさまるときと君か代に

まなひてたえぬしき嶋のみち

四辻季継卿中納言

おさめしるみちハいつれのあとをしも

思へはふかき世のめくミかな

中院通村卿中納言

おさまるハ七のみちをはしめにて

外のはかまで國もうこかす

阿野實顯卿中納言

おさまれる世のこゑしれときこえあけて

たのしみふかきことのはのミち

西洞院参議時慶卿

あつさ弓屋しまのなミのおさまるも

たゞしき文のみちにまかせて

参議家久

すなほなる世にすむ人のこゝろにも

たくへてそミる敷しまのみち

五辻元仲卿右兵衛督

なをき世のこゑをうつせることのはも

その國曲のミちあふくらむ

西洞院従三位時直卿

ちかひてし神のこゝろのミちよりも

豊あしはらの國そさかふる

高倉永慶朝臣

言の葉はちりうせぬ松を種として

よにさかへゆく敷しまのミチ

飛鳥井雅胤朝臣

弓筆のふたつのみちをおさめ来て

心よせくるわかのうらなみ

冷泉為頼朝臣

すたれしも又あらたまる君か代に

わきてさかへよしきしまの道

綾小路高有

神代よりいまにたえせぬ敷嶋の

ミちのつたへやなをあふくらむ

久世通式

なかゝれと神やまもらんなへて人の

まことのミちにかなふてふよは

秋篠忠定

しなくのみちありとても我くにの

よのことふきやうたにミすらん

法橋昌琢

さかふるやにしの海よりあらハれし

神のまもりの敷しまのミチ

法橋玄仲

つらぬへきかすをもわかぬうたにさへ

道すなほなる世をあふくかな

此一冊於 八条宮御會席大方書記之訖、

元和五年五月十五日

薩摩宰相

家久(花押)

(コノ和歌ハ「旧記雜錄後編四」一五九二号文書ニアリ)

〇一三七 八条宮智仁親王張行会席図

<p>法橋昌琢</p>	<p>久世少将 冷泉中将 高倉右衛門佐</p>	<p>法橋玄仲</p>	<p>法橋昌琢</p>
<p>鐘 鞆 大 鞆 鞆 鞆</p>	<p>西洞院宰相 西洞院三郎 薩摩宰相 中院中納言 四辻中納言</p>	<p>五辻右兵衛督 西洞院宰相 阿野中納言 中御門大納言</p>	<p>法橋昌琢</p>
<p>法橋玄仲</p>	<p>法橋玄仲</p>	<p>法橋玄仲</p>	<p>法橋玄仲</p>
<p>法橋玄仲</p>	<p>法橋玄仲</p>	<p>法橋玄仲</p>	<p>法橋玄仲</p>
<p>法橋玄仲</p>	<p>法橋玄仲</p>	<p>法橋玄仲</p>	<p>法橋玄仲</p>

初座

<p style="text-align: center;">森</p>	<p style="text-align: center;">中納言 中辻中納言 同侍從</p> <p style="text-align: center;">琴 琴</p>	<p style="text-align: center;">法橋玄仲</p>	<p style="text-align: center;">高倉右衛門佐 五辻右兵衛督 新三位 西洞院宰相 薩摩宰相 中院中納言 阿野中納言 中御門大納言</p>	<p style="text-align: center;">飛鳥井中將 冷泉中將 綾小路少將 久世少將 秋篠大弼</p>	<p style="text-align: center;">竈 大鼓 鞀鼓</p>	<p style="text-align: center;">樂人之次第</p>	<p style="text-align: center;">樂人 樂人 樂人 笙 笙 篳篥</p>	<p style="text-align: center;">篳篥 笛 笛 篳篥</p>
--------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------	------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 家譜 </div>			
中納言御門 阿野中納言 西洞院院 五辻右兵衛	四辻中納言 中院中納言 薩摩宰相 西洞院三位	觸鞆 大鞆 鐵鞆	
高倉右衛門 冷泉中將 久世少將	飛鳥井中將 綾小路少將 秋條大弼		
	法橋女仲 法橋昌塚		

(表書)

此一冊於 八条宮御會席大方書記之訖、

薩摩宰相

元和五年五月十五日 家久(花押)

(本圖ハモト一枚ナリ、尚他ニ同圖一枚アルモ省略ス)

〇一三八 豊臣秀長書状

今度身上之儀、言上候處ニ、佐土原城并本知可返付之由

候之条、可被得其意候、謹言、

(天正十五年) 五月廿七日 秀長(花押)

鳴津中務少輔殿

(包紙ウハ書)

「拾番

秀長

本領之件

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」三四〇号ト同一文書ナルベシ)

〇一三九 島津龍伯義詠草

(島津家久) 大中良等庵主三十三廻にあたり、追膳のために、

みたの名号をかふりに置つゝかさる六首をつらね、

靈前に手向たてまつるものに南、

(義久) 三位法印龍伯

南

夏のよの月はしはしの程もなく西の空をや行急成らん

無 むらさきの雲ハ遙に隔つとも鳴音をもらせやよ時鳥

阿 秋ちかき森の木陰ハ夕たちのそゝかぬ露に袖せしほるゝ

弥 みそちくれミとせになればをのゝえの朽し計の心ちこ

陀 そすれ

たらちねのおやのいさめを大かたに思ひしや今くいの

佛 八千度

筆の跡にとゝめ置てやいにしへの道のをしへも絶ぬ末

の世

慶長八年六月廿三日

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一八三三号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一四〇 進上目録

着代 貳百疋

樽代 五百疋

以上

「伊勢貞政 筆」

〇一四一 島津光久書状

尔來不能音問、積鬱此事候、仍任到來、鴈一・諸白二荷

贈進之候、誠書信驗計候、恐々謹言、

三月十五日

(島津)
光久

酒井讚岐守殿

御宿所

(封紙ウハ書)

「酒井讚岐守殿御宿所

光久」

〇一四二 島津綱久和歌

こころたに真の道に叶ひなは

いのらすとても神や守らん

(包紙ウハ書)

「綱久公御筆

心たに」

(中包紙ウハ書)

(泰清院)

「たいせいゐるんさま御しひつ」

〇一四三 島津久芳証状写

先祖 侍従中務太輔豊久公智勇英毅、國家の事に勤勞

し、其功績不可勝計、慶長五庚子九月、濃州関ヶ原之役、

邦君之危難に代りて戦没し給ふ、其事蹟世の傳ふる所明

白なれハ、今こゝに不録、最後に着し給ふ所の鑑、今に

我家に珍とし傳へ來りしを、今般あらためて領所の菩提

地天昌禅寺に藏め置、長く相傳ふる者也、仍所記如件、

安永六丁酉九月六日

(島津)

久芳判

(包紙ウハ書)

「天昌寺住持百川和尚代 采女久芳公ヨリ 豊久公御

鑑御寺納有之候一節之御書附入

文政七年甲申八月改納 御文書方首堅勢兵衛

〇一四四 島津斉彬書写漢詩

曉入梁王之苑雪滿群山

夜登庾公之樓月明千里

斉彬書之、

(ハリ紙)
天保八年酉八月廿六日江戸芝御屋敷ニ而

御手習御清書拜領三枚

重印

〇一四五 御墓所相立候由緒書

(表紙)

御墓所相立候由緒書

覺

一 當國関ヶ原御陣之砌、當地ニ而 嶋津様御落命被遊候
ニ付、私先祖三輪内助入道仕一齋可申者八拾余之老人
御尊骸を奉葬、則御廟并御位牌大切ニ仕、若以來ニ至御
尋等之節有躰ニ申上候趣、及末期ニ候迄子孫江申傳候様
ニ申置候、

一 御廟所ニ椿老本御座、廻り六尺余て枝迄長七尺之古木

御座候、則嶋津塚と相となへ申候、

一 嶋光院殿忠道源津大居士神儀ト申御位牌御座候、年号

慶長五年庚子九月十五日ト御脇ニ御座候、

一元文三年ニ祖父洞家之一字ヲ致建立、高輪山瑠璃光寺

ト再建仕、朝暮右瑠璃光寺ニ而御位牌經續御座候、

右者、此度御尋ニ付申傳ヘ候趣書付差上申候、以上、

濃州石津郡椋原村

寛政十二申年

三輪内助

十一月日

覺

一 當国関ヶ原御陣之砌、當地ニ而 嶋津様御落命被 遊

候ニ付、私先祖三輪内助入道仕一斎与申者八拾余之老

人 御尊骸を奉葬、則御廟并御位牌大切ニ仕、若以來

ニ至リ御尋等之節有躰ニ可申上旨、及末期ニ候迄子孫

申傳候様申置候、

一 御廟所ニ椿古木老本御座候、則 嶋津様御墓印と唱申

候、

一 嶋光院殿忠道源津大居士与神儀申御位牌御座候、年号

慶長五年庚子九月十五日与御脇ニ御座候、

一元文三年ニ祖父洞家之老字ヲ致建立、高輪山瑠璃光寺

与再建仕、朝暮右瑠璃光寺ニ而 御位牌經續御座候、

寛政十二申十月

孫太夫事

三輪内助

右者、此度御尋ニ付申傳候趣書付差上申候、以上関ヶ

原宿高田屋九兵衛江向差出入、

覺

一 慶長五年庚子九月十五日関ヶ原御陣之節、 嶋津中務

様於當境被為遊 御逝去、當村郷土三輪内介入道一斎

与申者、 御尊骸當寺山内江奉葬、住持春山和尚御焼

香仕候、 御法名者 嶋光院殿忠道源津大居士与申上

候、 御廟并御尊牌唯今ニ奉安置候、且又當寺事者、

無檀地ニ而久々無住ニ相成、実ニ草庵ニ而御座候を、

天明六丙午年濃州一派之触頭今須宿妙應寺圓宗和尚致

再建、於関東 御免許載帳相濟申候而、高輪山瑠璃光

寺与申請地相改申候、乍併元來無徳無檀之地故、行末

相續茂無寬束、御尊牌御回向等も、鹿略ニ相成候哉与
此段宜敷御尊察奉希候、以上、

享和元年
西四月十日
濃州石津郡多良郷檜原村
瑠璃光寺

右者、先年薩州嶋津様 御落命之地、御墓并御位牌等
之儀、此度御尋ニ付相改候處、前頭先年御尋之節差出
候通りニ御座候、何分永々、御尊牌御回向無怠慢相勩
候様仕度、此段厚御賢察被成下度奉存候、以上、

天保十三年
寅二月

瑠璃光寺

尚々乍恐御執成宜敷御取計被遊被下御吟味之程幾江
ニ茂々御頼申上候、御通達之程御頼申上候、

正月十四日出之御書面慥ニ相届キ、乍恐奉拜見候、如仰
冷氣ニ相催申候処、益御勇健可被遊御座恐悅至極ニ奉存
候、右戦死被遊候御方様の子孫様御家中様ニ有之由ニ被
仰聞、右之趣御通達被遊被下候由是又被仰聞難有仕合奉
存候、瑠璃光寺江早速通達仕候処、承り下拙方江被參、
何分貴公様江宜敷御願申上、御礼申達シくれ候様御事ニ

御座候、幾江ニ茂御執成、宜敷厚ク御吟味被遊被下候様
御願申上候様ニ申付候間奉願上、猶又此度御慈志ニ思召
被遊被下、遠國之処、乍恐御礼として金子百足送り被下
被懸御心、不浅忝奉頂戴候、乍恐以書中御礼旁々如此ニ
御座候、恐惶謹言、

高田屋

九兵衛

二月廿八日

(花押)

竹内仲左衛門様

貴下

覚

一封箱卷ツ

金子入

右之通難有致頂戴受納仕候、猶又御目懸り申上候節御礼
可申上候、跡より取込故御礼之書状指上申候、右之趣乍
恐如此ニ御座候、

高田屋

九兵衛

二月廿日

竹内仲左衛門様

乍恐一筆致啓上候、寒氣之砌ニ御座候処、益御機嫌能被遊御座珍重之御儀と奉存候、然者先達而被遊御通行候節被仰付候儀、私茂参上仕り吟味いたし申候処、先年より申傳江候趣、以書付差上申候間、乍恐御取計宜敷御吟味も被遊被下候様ニ御願申上候、誠に間違ハ御座なく候様ニ奉存候間、左様ニ乍恐御承知被遊被下御取計之程御頼申上候、當年ハ未日も御座なく候間、來年御通行之砌、何とそく乍恐御立寄被遊被下候ハ、又まくわしく御物語仕候間、左様ニ御承知被遊可被下候、私ニ茂甚取込故急便ニ御座候故、荒まし書付指上申候間、着之砌御覽被遊可被下候様ニ御頼申上候、右之趣、乍恐以手紙申上候、以上、

御陣所安内宿

高田屋

九兵衛

十一月二日

竹内仲左衛門様

貴下

尚々八郎太様御道中無御障被成御着府、則より御執務被成候、乍序御祝儀申上候、

一筆啓上仕候、弥御堅勝被為成御座珍重之御儀奉存候、然者於御國許承知仕候関ヶ原高田やへ之御文箱、九兵衛へ相渡申候而別紙墨付取置申候間差上申候、口達ニ而も、返々宜申上呉候様ニとの事ニ御座候、榎原村之儀ハ松尾山之後、関ヶ原より凡四里程も御坐候而、至而難場之山道ニ而候得者、容易ニ参候儀も不相叶との嘶ニ而御座候、當分ハ御旗本高見太八郎殿知行所之由、外ニ何そ九兵衛より承候趣も無御座候間、先此等之段為御納得奉得御意候、恐惶謹言、

長崎正右衛門

四月四日

津留八左衛門様

参人ニ御中



御墓所尋一件口上書

先年細々被仰付候 豊久公御墓地之儀、彼方近邊之者

共江毎々相頼遣候得共、何分不相知れ候由申越候、所詮人傳ニ而者迎も埒明申間敷存、當三月中旬江州彦根表江罷越候、序ニ関ヶ原江参り候、同月廿日彦根出立、関ヶ原ニ止宿彦根より関ヶ原江九里、翌日牧田に着関ヶ原より、牧田へ式里、所々にて聞合候得共相知れ不申候、扱此牧田与申者、七村之惣郷名ニ而一村之名にあらず、依之牧田ノ宿ニ四日滞在仕候而、七村之寺々を一寺も不残相尋申候、其七村之寺々は、

法雲寺 寶珠院 転徳寺

転宗寺 清泰寺 法泉寺

常浄寺 常法寺 珠光寺

善性寺 林是寺 如此申候、

右を一ヶ寺く相尋候得共、一向相知れ不申、其上何之手懸りとても無之、何共せんかたなくすく罷帰候、此旨可奉申上与存、愚書をも相認候得共、能々相考候ニ、是は御戦死之場所ちがひもやと存付候、故今一應外々をも相尋候上ニ而可奉申上与存、其ま々ニ指知罷過候き、

一當六月上旬ニ若郡小濱へ罷下候、帰路ニ江州米原与申所ニ一宿仕候所、此宿ニ勢州白子産之人我等与とも宿りして、四方山々之相語のうちに与風関ヶ原一乱之事をも被語候ニ、殊之外委ク且学才之仁ニ付、右御墓所先達而相尋候得共相知れ不申事など語り候得者、右仁被申候者、公之御戦死者牧田ニハあらず、牧田より遙に南西之間也、其を石津郡多良郷といふ、此道筋者勢州之西、近江らへ通ふ在所なり、その郷内ニ松ノ木村といふ村あり、そこを右へ取て行ヶハ井尻村・榎木村とて二村有り、此二村之内を被尋候へかしといと懇に被教候、依之又々彼方江罷越候、六月十八日米原ノ宿を出て、牧田ニ止宿米原より牧田江十里、其翌日多良郷江趣く、和田村・下多良村・宮村・松ノ木村・井尻村、此村にて相尋候処、榎木村之瑠璃光寺与申御寺ニ薩摩塚与申御墓の候と里人をしへ候き、夫より榎木村を尋、瑠璃光寺に着ぬ牧田より此所江三里と申せとも、五十丁を、一里とせし所ニ而平常の道とハ遙にとをし、則寺ニ参てしかくのよしを申入候得者、寺僧出られて、成程當寺ニ御位牌・御墓所有之候間、御参詣候へと

被申候、先ツ 御位牌を拜奉れハ、御諡ニ嶋津之御二字を上下ニおきて、光忠道源之御四字有り、左右に年月日を彫とて、いともく尊し御位牌ノ形別ニ委く圖に記ス、御諡ノ文字ハ直写セシリ、謹而拜し終而御廟に至り見れば、草木生ひ茂りていかさま年ふる 御廟也別ニ委く繪圖ニ記ス、誠に是まで教度之尋に知れさりしを、伊勢の人の教によりて、今かく見當り奉る事の有難さに、とりあへず、尋佐ひいつか美濃路の多良ニ来て君の御墓をかむうれしさと仕りて、御石碑を熟見奉れとも、御諡を彫める文字も見へず、唯苦むしたる五輪也五輪の高サ貳尺形ハ別ニ圖ニ記ス、往く御陣の朝、今此庭の御いたはしく思ひつゝけて、なきみたまはふりし時はいかならむ今さへ袖をしほりぬるかな、扱御塚印ニ椿の大小あり、廻り六尺五寸、一ノ枝まで六尺有り、それより上ハ枝葉茂りていと高し、左の方に古き小社有稱荷大明神、此三神を崇ム、其社ノ内豊國大明神の棟札を見れハ、願主三輪内蔵と書して造時の年月願主の國所を書す此三輪氏の由緒も聞まはしくて寺僧に尋ぬれと、知らざるよし申されき、すへて 御墓所の地内外竹藪ともに東西拾間計り、南北貳

拾間計り也、右方内委見廻りて、寺に入て舊記をも尋ぬれと、院主の留主にて知れず、近行ならハ滞在して帰寺を待んといへハ、尾州名古屋江行れしといふに、是非なく寺を出て松ノ木村に宿りぬ、其家のいぶせき事いわんかたなし、其上主ハ心のおとろくしき男にて、蚊やりするとてつれなくあたりけるぞつらくし、翌廿日松ノ木村を出て宮村ニ至る、爰は青木侯の御陣屋為り、夫より下多良村・一瀬村・萩原村を過て牧田に着ぬ、こゝの御役人に、若山武兵衛殿ト申御方存、方位且地理に委しき御人故、尋まかりて関ヶ原一乱の陣所等委曲に承りて、別紙之絵図を相認候也、是より段々帰路に趣、六月廿五日帰宅仕候、先者右之段奉申上度如此御座候、誠に無筆之長文御覽之程恕くあなかしこ、

岡野新次

則衍(花押)

七月三日

種次右衛門様

上

覺

一濃州石津郡極原村三輪内助書付忝通、

一右同関ヶ原宿嶋田屋九兵衛より川田伊織様御用達竹内（佐野）

仲左衛門様江書付忝通、

右者、（豊久）天岑様御尊骸御納御廟并御位牌濃州関ヶ原近

邊江奉格護居候人有之段、伊織様江戸より御下り之節

被及聞召、去申年御下之節聞合方御用達竹内仲左衛門

様を以、御本陳嶋田屋九兵衛と申人江委く被頼置候処、

此節右式通到着ニ而、伊織様より主殿様江被成御渡

候由ニ而、今朝當日御祝儀として、我々御前江御目

見之節被遊御渡、段々承知仕趣有之候得共、諸御書付

等又者武功院様御代豊久様御鑑有所御聞合、濃州

御國主より御聞出、相良氏を以此御方様江御貴請之

節、右様之御沙汰為有之儀も申傳不承候ニ付而者、実

不実何様与難申上段申上候処、忝通り書付ニ而も相添

御文書箱之内ニ而も入置、往々何そニ付聞出見出ニ而

も為致事候者見合ニ可相成候間、右之心得を以、致格

護置候様被仰出、御文書箱ニ入置候事、

享和元年
西五月廿八日

役人
中村源助

役人格

古川伊左衛門

右八通、御文書箱御入付一ト袋之内都而写し、